

〔賀茂別雷神社文書〕○山城

以上

急度申越候、加茂川水上之ミく、先年申付候所、ミくらミくミさり候よし申候間、此以前のミく、其元カまウらミの竹木見積、ミくミの石たまり候や之よし可被申候、委細町代ニ申付候、以上、

閏三月十九日

板伊賀（黒印）

上加茂

惣中

〔薩藩舊記増補〕

家久 古御文書廿四番中ニ在リ、○薩摩

以上

貴札拜見仕候、公方様へ御國之硫黄五百斤并あり具之ほし物一壺、其許ニ而被仰付候灰入、（取替格）そコとリやウろク御進上被成候、具披露仕候處、被入御念候通一段御機嫌ニ被思食、被遣御内書候、彌從拙者方相意得可申入候旨、上意ニ御座候尙御使者可爲演說候條、不能詳候、恐惶謹言、

酒井雅樂頭

加茂川上
流ノ河岸
工事

町代

島津家久
硫黄赤貝
ヲ秀忠
獻ズ

板倉勝重
尼崎ニ赴ク

元服次第

西洞院時
良元服

蒲鉾

諸家、

〔時慶卿記〕

五十四 七月廿二日、朝雲而頓而晴、一野間玄琢預狀、尼崎へ板

伊州被越候、同船之由候、

九月十一日、天晴、一元服次第、少納言へ借遣候、

十九日、天陰、氣色計シ雲ノ過、一時良元服ノ爲ニ、烏帽子、直垂ヲ遣、又樽桶二ツ、口細十連、昆布等遣候、高階手代新助來テ、獻之義ヲ仕、一内義カ時良へ肩衣、袴、杉原十帖ヲ遣候、平松ヨリ盃、臺物、無鹽ノ鯛十桶、樽一双遣候、

廿日、曉天陰、日出、巳刻ニ晴、一時良元服午刻、加冠中御門資胤卿、著座廣中、総光卿、日野宰相、、、已上、理髮清藏人秀一、役送三人布衣也、直垂一人、長次、見舞衆白川二位、飛鳥井中將、竹内刑部少輔、五條爲適、已上、元服ノ義濟而、先振舞、三膳迄也、本ニ五、二ニ三ツ、三ニマナカツホ指之也、鮭、蒲鉾ヲ引、又松茸等也、果子、茶過テ、獻ノ儀式アリ、臺物已下等在之、有謠、禁中御禮ハ參内候處、今日者御寄合在之、明日可有御對面旨也、女院御所御對面御盃ヲ給ト、客

朱方キ
元和四年

卯月九日

松平薩摩守様○内書所
見ナシ、スリキレ

忠世（花押）

客退散之後ニ、内義肝煎衆家中ノ者トモ祝有酒謠、順舞等也、其前ニ親子ノ有禮、一宮御方御成也、勘局其外不殘、平松ハ瘡故不出、孝與來取持也、山田六右衛門等也、

廿一日、天晴、一入夜新冠禮義、樽二、昆布三束、鯛十、鯉、持遣候、二獻ニテ祝候、若上モ來義、少納言勿論也、

廿二日、天晴、一少納言ハ新冠同心ノ殿下ヲ始テ、御禮ニ出候、
〔時慶卿記〕六十四十月十五日、天陰、午ヨリ雨、一移徙辰刻ナリ、先北男ニ

水ヲ持セ遣、次小女ニ火ヲ持セ遣、次ニ金物ヲ持セ遣、次ニ食、酒、鯉ヲ遣候、次ニ馬道具、次ニ主人入、如書物ニ祝之、次ニ諸眷屬共ナリ、粥ヲ祝、吸物等ナリ、十一月十二日、天晴、一侍從西洞院時慶ハ板倉伊賀守ヘ元服以後ノ禮ナリ、時直同心ト、

〔言緒卿記〕七月一日、丁亥、天晴、

一イキミタマニ來衆、大方殿、御チャ、主水、同大方殿也、御チャ、主水ノ内衆、妙壽、澤路内、同竹、ヤシヤ親子等也、

十月二日、丁巳、朝雨、天晴、

西洞院時慶新宅ニ移徙ス

生御靈ノ祝

年期奉公人ノ手當

年忘

山科言緒近衛信尋ノ裾ヲ調進ス

年忘ノ振舞

餅搗祝

節分撫物

一タホハ、去月晦日ヨリ六年ノマヲキリ、夏帷子一ツ、冬ヌノコ一ツノ約束ニテ置申候也、

十二月三日、戊午、天晴、

一晚、餘年忘トノ母儀、少將、御チャ、楠主水、同御吉、岩、妙清、同竹、妙壽、ヤシヤ、同チャ、其外少々振舞了、

七日、壬戌、天晴、

一近衛殿ヨリ、裾可調進由申持來、使進藤修理也、

廿一日、丙子、天晴、夜雨、

一少將年忘ニ振舞アリ、參會ノ衆、母儀、予、御茶々、龜主水、御吉、岩、妙壽、妙清、同竹、夜叉、チャ、仁衛門、栗等也、

廿九日、甲申、雲、

一冷泉大納言ヨリ、餅ツキノ祝トテ餅也、廿六日ニハ、從此方參了、晦日、乙酉、天晴、

一竹内刑部少輔、六條侍從、爲歲暮之禮、光來有之了、

〔土御門泰重卿記〕

二月十一日、壬申、雨天、節分御撫物申出也、神事如恆

例也

二月七日、丁酉、朝晴天、餘寒深也、從近衛殿日取之事、尋被下候、則書付進上申候、

五月十五日、癸卯、雨、鶴鷄雛一巢所望、代十匁、

十六日、甲辰、晴、鶴鷄死也、

廿二日、庚戌、晴、細川越中守(金剛)從豐前書狀到來、披見申候、移徙方角之事、尋來、返

答、使歸國也、

六月十八日、乙亥、晴、家君(久修)與州御下向之用意仕候、予家君へ御振舞申入候也、

雨天、夕立也、

廿日、丁丑、雨天、何方へも罷不出候、御下向用心也、從國母様御帷子二ッ拜領

と相見申候、

廿一日、戊子、晴、明日御下向用意之手傳代也、爲御餞、良子壹枚進上申候、從近

衛殿、良子二枚到來候、

廿二日、己卯、雨天、今晚夕飯過御立候、御幸町迄御出候、

廿七日、甲申、晴、下賀茂見物、鶴鷄一疋買求罷歸候、

土御門泰
飼養ス

細川忠興
移徙方角

泰重ニ問

土御門久

向ノ用意

久修ノ出

發重鶴鷄

ヲ買フ

餞別

細川忠興
銀子ヲ泰
重ニ贈ル

第一條兼退
第ノ饗宴

久修與州
仙台ヨリ
歸京

久修夫妻
備前ニ下
向ス

八月二日、戊午、晴、從細川越中守、銀子拾枚拜領也、

九月三日、己丑、晴、明日振舞用意事申付候也、則一條殿よて、皆御内衆相頼申

候、

四日、庚子、雨、一條殿御振舞申上候、一乘院之御兒様(御愛親王)十宮様御成、又吉宮様御

成、大勢之事也、櫛笥、倉橋、和泉、ゑものう、刑部卿、常住御出入申候、醫者衆、

以上百人あまり也、予沉醉、無正體候、

五日、辛卯、晴、餘醉也、一條殿御禮ニ參候、又早朝ニ御使被下候、十宮様致祇候、

晚櫛笥殿昨日禮ニ御出候、下賀茂まで參候、鶴鷄□買求歸候、

六日、壬辰、晴、御番參候、家君從與州仙臺御上洛よて、目出度、自愛不過之候、御

門出之處ニ御著也、御番より罷出、御見廻申候て罷歸候、宿ニ朝參御前、種御

雜談共也、

七日、癸巳、晴、家君御ミヤけとして種々被下候、綿、單物、短冊判三十三切被下

候、

十一月廿四日、己酉、晴、老母備前へ御下向之用意取紛也、

廿九日、甲子、晴、佐殿(久修)今日備前御下向候也、

久脩歸京

八卦方違ノ書付

餅搗

産ニ依リテ屋ヲ移ス

出産ノ祝物

萩原兼從年頭ノ使ヲ細川忠興ニ遣ル

十二月十三日、戊辰、晴、從備前家君御上洛、珍重也、

廿一日、丙子、晴、御番ハ西園寺中將殿相博申候、晝夜共、今朝ハ家君歳暮御目出度事申入候、午近衛殿召候、留守之由申入候、一條殿召、則參候、其次近衛殿參候、方違之事、兩所へ八卦方違書付進上仕候、政所殿、孝照院殿進上申候、高倉遣候、四辻ヨリ尋來申候、中院ヨリ尋被申候、鷹司殿御兩所御所望、則進上申候、

廿七日、壬午、晴、今日餅ツキ也、

〔梵舜日記〕

二十

正月八日、晴、○中次淨勝院殿御料人禮罷、依産屋移也、各

一禮也、

廿一日、陰、○中次藤井女房衆產生也、爲祝義樽一荷、柳也、肴、コンニヤク、昆布

三束、持給也、自當院祝之樽ハ、七夜之間斟酌故、延引申也、

廿九日、晴、

萩原兼從ヨリ、豊前國越中殿へ年頭爲禮、鈴鹿藤四郎差下也、予音信、五明十本、桐箱、環、緒、淺黄也、

改年御慶、雖事舊候、猶以不可有休期、彌天下泰平勿論候、從萩原方、以

者申入候間、乍自由令啓上候、次五明十本進入候、不易之御祝義計候、猶可得尊意候、恐々謹言、

神龍院

梵舜

正月廿九日

細川越中守様人々御中

二月十日、晴、○中次舟橋女中産月札之事申來、調遣也、産札表書三書之也、元靈印

閏三月廿日、晴、當院手茶始也、

廿一日、晴、同手茶申付、

四月三日、雨降、今日宇治へ壺指下也、○下

五日、晴、○中次宇治ヨリ壺來、則神宮寺置也、

五月七日、晴、書籍虫拂申付候也、

七月一日、丁亥、晴、早天ヨリ八瀬釜湯へ、板伊州へ爲見廻罷越、大佛餅基、入次

第令持參也、及面、懇之仕合也、

十月八日、曇、少雨降、當院田地、麥蒔申付也、

十二月十九日、晴、板伊州へ歳暮罷、諸白一樽、ツクネイモ一臺、荒木三四郎申

産札

手茶始

梵舜宇治ノ茶ヲ求ム

虫拂

八瀬釜湯

麥蒔

次也、依咳氣無對面、申置歸也、

〔本光國師日記〕四二十（三月四日） 一同日、細川越中殿へ狀遣ス、細川内記殿へ渡遣ス、

自筆、

一 貴様當地之御屋敷、御門結構之造畢候、目出度存候、御主殿も相見へ、彌

御作事半之御座候、（略）

〔本光國師日記〕五二十（九月二十二日） 一同日、立花左近殿十六日之檢來、御暇被下湯治候

由之狀也、

一同日、立花左近殿へ狀遣ス、熱海へ湯治之由也、これも先日るそ之狀來候

返書也、

一同三日、寺志州（廣高）之二郎兵衛を以、嫁娶之日取申來、書付遣ス、案左ニアリ、

嫁娶之吉日

一 十一月廿九日、甲寅、月、女、

右陰陽不將日、

返上吉日如件、

吉月吉日考之、二郎兵へ之渡候、引合一重之書之、

江戸細川
邸ノ造營
御主殿

立花宗茂
熱海ニ湯
治ス

寺澤廣高
嫁娶ノ吉
日ヲ崇傳
ニ問フ

徳川頼將
安藤直次
中泉ニ放
鷹ス

松平定行
上京ス

織田長益
上京ス
蜂須賀至
孝ヲ訪フ

尾州津島
屋敷ノ作
事料

鳥津家久
ノ論書

一 同日、志摩守殿息女御祝言之義も、目出度由申遣ス、
一 同日、駿府ノ平四郎并中間共何も歸著、竹慶安十一月朔日之返書來、水
野出雲殿朔日之狀來、（中）中納言様、安藤帶刀殿ハ中泉へ鷹野之御越之
由之而進上之蜜柑并帶刀殿へ之狀ハ、慶安之渡置由也、
一 十二月十一日、松平河内殿（定行）、俄之上候由書狀之書置來ル、則返書遣ス、便
宜之可遣由也、

一同日、有樂上洛、路次まで暇乞狀遣ス、吉右使也、

〔慈性日記〕二 四月廿日、彦根へ松平阿波守殿御越候由、

〔敬公實錄〕二 元和四年 戊午

一 七月廿六日、津嶋御屋敷御臺所七間半之五間、同矢倉、廊下、塀、疊共御作事
有之、御入用高、

合六拾七石七斗貳升三合、

〔右御作事方留〕

〔薩藩舊記増補〕四 薩摩

覺

一役人間から此事、

一酒過候へぬやうに尤候事、

一子とも中へしく成候へぬやうに心得可入候事、

朱々キ

元和四年

家久

五月三日

攝津守

此御書喜入忠續譜中ニ在リ、正文在當家トアリ、

〔種子嶋家譜〕

五 忠時 元和四年戊午六月（鳥津）家久公使者堀甚左衛門延貞

來、以肥後内記信光、平山内膳友嘉爲家老、嚮老臣壽木辭家老職、不見許、今以信光、友嘉加之、且國老贈連名之書、事記于左、

覺

一其元之儀、（忠時）羈袞殿幼稚候間、諸事可難調与思召、先年以御使衆、置目等之儀被仰遣之、其後様子不被聞召候間、今度御使被差渡候事、

一上妻七兵衛（傳七）入道役職侘之儀雖被申候、別可被仰付人無案内候而、是非共如此中可被相勤之由申達候、然者七兵衛入へ被相添、諸事肝を煎可被申人、兩人可被仰付之由申談候事、

鳥津家久
家臣ヲ種
子嶋ニ遣
シテ其政
ヲシテ政
ム

伊達政宗
土御
久御
門書
贈ル

一出物未進之人者、知行被召上候旨被仰候、御法度於無沙汰之人者、其噯可有之事、

一羈袞殿米錢金銀之間借用候而、返濟無之人、可爲曲事候間、公儀如御噯可被仰付事、

一先年以御使如被仰出、羈袞殿若年之間者、諸侍氣任之儀於有之者、役人衆より公儀披露被申、可被及御沙汰之由、彌御詫候事、

已上

元和四年六月十四日

伊勢兵部少輔

三原諸右衛門尉

比志嶋紀伊守

町田圖書頭

〔伊達山治家記録〕

七十二 九月廿日、丙午、土御門左衛門（久新）佐殿へ御書進セラ

ル、最前ハ爰許マテ態ノ御下向、忝ク思召サル、當地ノ事故ニ、何ノ御取成シモ無ク、殊ニ其比ハ雨天打續キ、今ニ御殘多ク思召サル、來春ハ公方御上洛一定ノ由聞召サル、○秀忠上洛ノ條ニ見ユ、五年其節供奉シ玉フヘキノ旨仰進

元和四年雜載

一八九

ホクロノ

細川忠興
江上屋敷
建書院

毛利輝元
離散ノ百
姓ヲシテ
住所ニ歸
住セシム
帳はづれ

元和四年雜載

一九〇

セラル、又別紙ヲ以テ、ホクロノ御藥ノ事御所望ノ旨仰進セラル、

土御門殿九月六日上京ナリ、仙臺發足ノ日不知、八月中旬ト見ヘタリ、

〔細川家記〕十五 一元和四年戊午春、江戸御上屋敷ニ御書院御居間御

建被成候、奉行ハ井關久馬、牧尉大夫也、

一六月、江戸御屋敷普請之儀ニ付而忠利君ニ之御書、

其地屋敷普請之由候、奉行相添遣候、見セウらい可申付候、略

〔萩藩閥録〕十八 榎本織衛

定

先年三井但馬守檢地以來、公領在々より奉公人之儀、百性(姓下同)下子、下人已下帳
そつきの者とりといふとも、百性をちのちのよおゐてハ相改、悉其在々へ
をとし、百性をそへおくゑし、とへ奉公も出、一と袂り對面之者とりとも、
不及其沙汰、堅せんさくいと、歸住可申付者也、

元和四

輝元公

二月三日

御印形

秀就公

御印形

榎本伊豆守とのへ

〔藤原吉川什書〕二 周防

受領 和泉守

元和四年

二月晦日

廣正(花押)

吉川兵部少輔殿

〔高山公實錄〕四十 同月(十月)、公伏見六地藏船入之屋鋪を引、大阪天満の邸

中不立給ふ、

大阪屋鋪之覺 元和四年、伏見六地藏船入之屋鋪引候て、大阪之屋鋪へ

相立、當年六十五年ふ罷成候、

謹按 此一條、宗國史ふ、寛永二年ふ係く、今覺書の儘ふ、ふあく、

〔阿波國社寺文書〕乾 同日、稻田修理、篠山加兵衛へ被仰出、

覺

一石堀奉行平瀬伊右衛門、眞野勝兵衛、今田六郎左衛門、伊藤小介、木村吉

元和四年雜載

一九一

吉川廣正
家臣ニ官
名ヲ授ク

藤堂高虎
伏見ノ邸
ヲ大坂ニ
移ス

石堀奉行

右衛門、

一質船聞立奉行森甚太夫、高木善四郎、庄小五郎、

午ノ卯月十日

〔佐竹家臣梅津政景日記〕七

閏三月廿一日、當月十六日之御日付にて、今

七ツ々と江戸の御飛脚被下候様子ハ、御番所ニ而、和田半四郎、江戸作兵衛、宇垣長兵衛、長山主殿かるゝを打候を、上様御覽被付候由、其所ニ須田八兵衛、關甚八見物之由、黒澤正太夫、小野久兵衛、福地惣兵衛ハ、當番ニ而、有合候由、是ニ付、身上相果被申候由、其爲替、清水彌五右衛門、竹川源七、牛丸善助、高根織部、横田仁兵衛、荒川惣十郎、川井惣八、黒澤三十郎、中村源八、小曾戸與七、罷上候へと被仰遣候、

廿五日、又四月十日ハ、御城をふきめ御つくろい御普請可被成置之間、貳百石壹人宛可申付由、

〔播陽智恵袋〕

古蹟十三 播州赤穂郡志

一後宇多院弘安年中、城入道景盛

子息修道坊といふを、山の里村ニ居住せ、景盛鎌倉にて誅せらる時、當國の地頭御家人修道坊を執んと、及、館ニ火懸て遁出て、作州八塔寺山ノ

質船聞立奉行

佐竹義宣
かるたヲ
弄ブモノ
ヲ改易ス

義宣久保
田城ヲ修
理ス

本多忠政
ノ家人稻垣平馬忠
政平馬忠
ノ恨ミシテ去ル
忠政之ヲ
誅ス

池田政綱
ノ家人右衛門賞ノ
野市郎右衛門賞ノ
薄衛門賞ノ
テ去ル

十二編之州 十三

隠る、峯相記見たり、近頃、姫路の城主本多美濃守忠政公の家人稻垣平馬といふを、の忠政を恨むる事あり、破れ笠首より付けて、こしくとも雨り下よて簀ののまし、一首の歌を詠し、妻子を携へ、姫路より坂越浦ノ道並來り、舟ニ乗て遠方ニ奔らんとせし、忠政公怒つゝ、追て殺さしむ、大勢來り圍む、城主右京の太夫政綱公加勢の人数を出さる、澤野市郎右衛門といふもの、平馬と組んで、執へて殺せ、今坂越の通り町井筒の側其地也、平馬ウ妻子ハ、民家ニ火をうけて焼死せ、元和四年十月二十三日の事也、忠政公、其民家ニ普請料を賜る、諸將感狀記ハ、平馬ウ名を掃部といふ、誤かり、修道坊ウとく、一時の談あり、○播磨鑑、武將感狀記、年月ヲ註セズ、マダ平馬ヲ掃部ニ作ル、

古老曰、平馬を討たる市郎右衛門、其功あれとも、賞の少きを憤り、政綱公ニ暇を乞て立退き、賀州ニ仕へて、知行千石を得たり、或る時鷹野の供より出つ、賀州侯、市郎右衛門を見、近習の者へ、何者そと尋らる、市郎右衛門後、是を聞、曰く、千石の知行を與へ置く家來を見知らざる主人、吾何んを頼んで主人とやせんやとて、暇を乞て去といふ、其後を知らせ、曰、

市郎右衛門平馬ウ爲川を渡り、中村橋に來り、眩暈ノシ、本ノマ、アラシ事を度ツテ、馬よて川を渡り、其功あつて賞少キ事を恨ミ、政綱公本ノ

唐船日向
美々津ニ
著岸ス

〔高鍋藩實錄〕 三 種春公 元和四年戊午、美々津へ唐舟著岸、寺町孫平次

唐人へ喧嘩、唐人切殺孫平次被誅、一ニ死罪トアリ

〔大村家覺書〕 四 純賴喜前 一任官之事、同四年戊午十二月廿九日、敍從五位下、任民部大輔、此節御奉書左のとし、

以上

貴殿之儀諸大夫に被仰付之間、可被成其御意得候、恐々謹言、

大村純賴
諸大夫ト
ナル

土井大炊助

十二月廿九日

利勝判

本多上野介

正純判

酒井雅樂頭

忠世判

大村民部殿

大坂ニ於
ケル強盜
ヲ逮捕

〔リチャルド・コックス日記〕 (歐文材料第八號譯文)

一六一八年十二月十八日、○新曆二十八日ニシテ、元和四年十一月十二日、大坂ニ歸宿スルコトニカ、九月是月ニ收ム、大坂にて盜賊三人捕へられ、死刑に處せられたるが、力の及ぶ限り劫掠殺戮を行はんと誓へる百人の惡漢の團結ありて、其上に頭を戴きしものなり、殘類も極力搜索せられしが、一婦人によりて發見せられたり、○大坂ノ時、松平忠

學藝、遊戯、

〔時慶卿記〕 三十四 二月十七日、天晴、晚風、一飛中ヨリ日本紀點被借候間、(飛鳥井推應)

點付候分八冊借遣候、一賦物篇一冊尋出候

三月十日、天晴、一飛鳥井ヨリ日本紀八冊被返、請取候、一拾遺愚草筆立候、

十一日、天晴、暖氣、一拾遺愚草終日書候、

十二日、雨天、巳刻ヨリ晴、一終日拾遺愚艸書候、

廿六日、天陰、一譯和集讀合、

廿七日、天晴、陰、午過雨、一略○中次ニ譯和集讀合、又予ハ拾遺愚草二三枚書

譯和集

日本書紀

賦物篇

拾遺愚草

河内本源氏物語

詩歌合

筆功書

伊勢物語

公事根源

近衛信尋
尻付ノコ
トヲ西洞
院時慶ニ
問フ
土御門泰
重延喜式
ヲ校合ス

寫、

廿九日、雨天、一竹内刑部少輔へ桐壺卷河内本借遣候、此方へ又拾遺愚草下卷借用シテ書寫ノリ、

閏三月三日、天晴陰、晚曇、夜雨、一拾遺愚草六十書寫候、一勢田備前ヨリ二人明題書寫請取候、又此方ノ拾遺愚草ヲミセニ遣候、

六日、天晴、一白川預使者、入夜テ行、盃被出、久語、又詩歌合一冊□借候、

七日、天晴、拾遺愚草書寫候、書殘ハ瀬田備前來、筆功書ニ頼候、一平松モ拾遺愚草ノ中韻字ノ邊書候、

〔時慶卿記〕

五十四 八月十一日、天雨、曉ハ晴、一曉抄物ヲ見、昨夜ハ伊勢物語歌、與十枚計殘ノ讀、詞ハ平松ニヨマス、

九月十一日、天晴、一公事根源抄出候、

〔時慶卿記〕

六十四 十月十八日、天陰、時々時雨、一陽明へ被召參上候、尻付ノ事等、不審トモ有御尋、奇齋ト反甫伺候ナリ、

〔土御門泰重卿記〕

二 閏三月十七日、丙午、晴、延喜式校合朱點始、

四月十六日、甲戌、雨天、延喜式七冊點出來、又九冊取歸申候、

題林愚抄

方輿勝覽

新長谷寺緣起

饅頭屋宗伯照高院ニ於テ日本書紀ヲ講ズ

九月十八日、甲辰、晴、小川坊城讀書被來候、

廿日、丙午、晴、延喜式五十帖返上申候、

〔言緒卿記〕

四月十二日、庚午、天晴、

一藤谷少將來儀、題林愚抄春夏部カシ申了、

九月十六日、壬寅、天晴、

一方輿勝覽ヲ裏打申付了、妙清來了、

〔梵舜日記〕

二十 正月廿六日、微雪降、略中次於淨勝院殿、新長谷寺緣起令持參、讀了、

持參、讀了、

九月廿二日、晴、三條六角堂之内於照高院殿、日本書紀神代上卷講尺始、饅頭屋宗二孫宗伯談之、予初ヨリ聞之了、初段成純男マテ也、始撰者時代事ヨリ一々申理也、

廿三日、二段ノ次、一書曰、伊弉諾尊曰、吾欲生御宙之珍子、

廿七日、三段目講尺、一書曰、伊弉諾尊拔劔斬軻遇突智、

廿九日、日本紀四段目、於是素戔嗚尊請曰、吾今奉勅將就根國、故欲斬、

十月二日、晴、略中次日本紀五段目講尺、一書曰、是後雅日女尊、

四日、晴、日本紀講六段、神代上卷相濟也、一書曰、素戔嗚尊自天而レ、
 七日、晴、於照高院殿、日本紀下卷始也、大洞庵、東福寺內壽長老、昌琢始而下卷
 來也、兩人和尙ハ始ヨリ聽聞也、神代下ヨリ至日向可愛之山陵マテ也、
 十一日、晴、日本紀講談二段目、一書曰、天照大神勅天稚彥曰、
 十三日、雨降、日本紀講談三段目、一書曰、初火燄明時生兒火明命、
 十五日、雨降、日本紀講談相濟也、下卷以上四ケ度終也、上下卷十ケ度終也、予
 悉聽聞也、宣賢書抄之通之義也、宗二孫子云々、名宗伯云也、讀點當家之覺與
 清濁相違、予一身遇意之義也、不及聞書也、日本紀下卷四段目ニテ相終也、一
 書曰、兄火酢芹命能得海幸、弟レ、
マテ終也、
 十七日、晴、照高院殿へ談義之御禮ニ罷出、櫛柑折進上也、折節宗伯ニ御振舞
 之砌參、大酒也、

〔時慶卿記〕

三十四

正月廿日、天晴、

〔近衛信尋〕

一陽明御亭和歌會始、各參勤、初晚及夜

半過酒滿、讀師冷泉中、講師頭辨也、兼賢朝臣、發聲五辻右兵衛督也、參集候
 人數、廣大、同辨、冷泉中納言、同少將、五辻右兵、同左馬、飛鳥井中將、又發聲
 滋野井中將、柳頭辨、予父子、時興等、其外進藤修理計地下ナリ、無當座、懷紙計

也、今度講聲ハ如何、諒闇中可有用捨事歟ノ旨内々申入候處、
皇崩御ノコ
ト、三年八月二十、
六日ノ條ニ見ユ、苦カル間敷由、廣大被申候ヨリ、酒中諷、剩亂舞、後ニ順舞ニ
 成候、

〔伊達山治家記錄〕

七十二

三月、丙辰、小、廿一日、辛巳、
〔伊達政宗〕

公和歌ヲ詠セラル、

諸人ハウス花染ノキヌキスト恨カホニヤ歸ル雁カネ

花サケハ陰サリナカラ諸人ノ心ニカハル春ノ雁カネ

〔薩藩舊記增補〕

四〇

薩摩

元和四年戊午十一月、
〔島津家久〕

公如山川、同族利

昌等從、於是命從臣島津久元等、對時風景、各爲國歌、文岳亦陪筵、乃賦七絕一
 首、應命也、其詩云、

君乘遊興南海邊、斯日黃鍾風物鮮、紅葉浮江□□□、吟行至樂在山川、
文岳

時諸士歌亦載于左、

〔宗伯同〕

〔山川野間口氏家藏短冊〕

山河のあられ乃をへはひ泣くとも氷やとめむ水のちら波 安綱

山川の風の吹ちらしたる紅葉を秋おちくる瀧此花とみるらん 自圓

秋波残を冬此山川うせさへて紅葉やせの錦あるらん 友政
〔五代勝左衛門〕

山川のうはゝの床被旅をよもおをひしきとやおしの一〔平田安房介〕聲宗衡
 瀨被あさことまる木此葉もさそふ水ありと計は山風のふ〔八木丹後守〕く豊信
 冬此夜の糸さめあちねるさむし流し聞こせ馴是山川のをと〔鳥津下野守〕久元
 山川のうきみそ鳥此聲とよたひのまくらはさめあての床〔三原飛騨守〕重長
 寒夜の嵐そそしき山川ようあふもみちの色や妙なり〔國分左京亮〕友積
 藤あよふ木々のをみち被さそひ來てよしき被あらふ山河の浪〔兒玉筑後守〕利政

家久公御詠歌

さる／＼と霞分ゆくさひ衣花は名残 登ふる里の空
 おをひやせ八重の汐路へるさつ共詠あれよし春の夜此月
 里の従行袖よまといひし青柳のいともゆりしき我あふゝ流哉
 忘ししな心の花の枕してうはゝよかよふ春のよ此夢
 いろあせは花の盛りよ歸る鴈待とやちきる秋のよの空

〔慈性日記〕

二 三月十五日、大〔日野唯心〕様よて御茶被下候、下々まで被爲召寄候、大菴も〔日野光盛〕參候、宰相〔日野光盛〕も御參候、大福櫻花枝折、座敷生置被申而、一首被申候、おも〔心〕い〔心〕きや花の名よおふ九重よま〔心〕つ〔心〕ころ〔心〕あ〔心〕く〔心〕あ〔心〕り〔心〕め〔心〕せん〔心〕と〔心〕ハ〔心〕 全國

日野唯心
野湯及
茶湯及
和歌會

七夕ノ法
樂

狂歌

八條智仁
親王第連
歌御會

照高院門
跡連歌會

西洞院時
直連歌手
爾於葉奧

それゆへ何も一首被遊候、先つ手前こも、
 八重一重咲ましりぬる花の枝をまつ心あく何よたをるらん 秀
 手折てハ猶色をいておのつらあぬあうめよ山櫻哉 光慶
 せはれぬる人の言葉の花の色よ猶ゆくそるの春やちきらん 資好
 七月七日、七夕ノ法樂、
 天の川よ御法のをしをうけそへてけふたなをこの手向とやせん
 狂歌
 牛をひく男とそと被をる姫とけふのこ夜ひをさそまぢぬらん

〔智仁親王御記〕

一 二月、連歌、岡部内膳、昌琢、玄仲出座、
 閏三月九日、連歌、昌琢出座、
 卯月九日、色〔智仁親王〕紹由、宗順、三吟、
 七月廿九日、連歌、昌琢出座、
 九月十三日、照門跡御連歌出座、
 十二月十七日、連歌、色慶純、了俱、昌規、四吟、
 〔時慶卿記〕〔四十〕 正月廿六日、天晴、寒風、雪散、一連歌手爾於葉奧儀抄〔少〕

元和四年雜載

義抄ヲ寫ス
西洞院時
慶連歌ノ
註ヲ作ル

近衛信尋
第連歌會

俳諧
詠

連歌新式

獨吟

元和四年雜載

納言書寫候

二月二日、天晴、一終日連歌ノ注ヲ作、
三日、雨天、午刻晴、一連歌ノ注ヲ作、
四日、天晴、風立、暖氣、一連歌ノ注ヲ作、
三月十二日、雨天、已刻ヨリ晴、一連歌抄物一冊、時興書候、
十八日、天晴、一榎並忠左衛門來儀候、進酒、獨吟ヲミセ候、
廿日、天陰、夕ニ少降テ止、一陽明連歌會、予發句申入、出座九人ノ連衆ハ、脇
ハ御所、第三玄仲、四句メ阿野、五句目紹由、其外宗順、了俱、祐甫、宣滋、已上、秉燭
已後滿候テ誹偕アリ、謠ハ一聲アリ、桐ヶ谷盛ナリ、諸白樽一、重箱、折等
ヲ獻、齋了ニ出座シテ麵子アリ、晚ハ魚類也、何モ無御相伴、
廿四日、天陰晴、一連歌新式周覽、
閏三月九日、雨天、晚止、一新式ノ外條々書寫候、表紙ヤヘ譯和二冊閉ニ
遣候、寫本ハ烏丸辨ヘ返進候、
十一日、天晴陰、一終日連歌新式ノ外作包作ノ者、書寫、
廿二日、天晴、昌琢ヘ獨吟ヲ遣候、少納言ト讀合、

二〇二

聖護院門
跡月並連
歌會

榎並忠左衛門
連歌手爾
於波與義
フ時慶ニ傳

西洞院時
慶ノ誓書

廿三日、天晴、一昌琢ヨリ獨吟ノ草案到來、清書シテ又遣候、
〔時慶卿記〕^{四十} 八月十二日、天晴、一聖門御月次連歌出座、少納言發句
也、照門御出座候、仙嚴、華臺院、慶純、紹由、了俱、久和、岩波、内膳、一内記、已上十二
人也、初夜ノ前ニ滿酒久、謠在之、予發聲論義等在之、一興々々、度々々、下官盃
ヲモ被召候、

〔京都帝國大學所藏文書〕^{平松文}

連歌之手爾於葉與儀之事、宗砌法師一流、壽閑申聞候通、聊以不相殘所、傳受
申候訖、文武之冥慮非偽候、併曾以妄不可有漏脫者也、

元和四年霜月七日

西洞院宰相様

賢隆(花押)

連歌之天爾於波、宗砌法印一流、從壽閑老御相承之旨、不殘於愚體御相傳、希
代之義、不知所謝候、殊更與儀條々不可敢妄泄候、遺子孫之外可斟酌候、所奉
和歌兩神者也、穴賢々々、

元和四年雜載

二〇三

榎並忠左衛門尉殿

〔土御門泰重卿記〕二

十一月十日

乙未晴早天一條殿致伺公候御粥御相

一條兼退
第連歌會

伴予兵部大輔玄雪玄哲等也殘衆ハ御臺所_(兼退)て也御連歌始候也連衆十人也午過之時分賀茂鳥おち始而御禮申上候則連衆召加て五句仕申下刻賀茂へ歸申候初夜時分連歌相終候也

夢想連歌
百韻

〔梵舜日記〕二十

十月九日

晴於神恩院等賢夢想連歌百韻興行也予罷也

連衆權少副兼之榮吉康首座等賢同弟子二人西哲慶芳也戊刻終也本所兼英入來晚食在之

醍醐三寶
院連歌會

〔義演准后日記〕二十

正月廿五日連歌興行發句松橋僧正脇予四吟也

二月朔日連歌興行發句上人奥山ノ雪間ヤ告ル瀧ノ聲脇予春日ハ波ニ移

リ來ル庭第三松橋水鳥ノ羽風モ霞ム夜ハ明テ三吟於灌頂院張行了

二日今日又興行發句予マタキ問フ春ニハハチム花モ哉脇上人朝ナノ

ノ庭ノ鶯第三松橋山近キ軒端ナカラモ雪消テ三吟

六日連歌百韻興行月ナラテヲホロニ成ヌ宿ノ梅予鶯ノ音ニ明初ル庭松

橋兩吟未刻滿畢

八日晴昨日松橋發句移サムモエヤハ霞ニ鴈ノ聲脇予海山近キ曙ノ春

十日十三日知足院連歌可下由從仙嚴申來了

十三日心アテニ見ヨヤ木ノ目モ春ノ花予カスメル雨モ明渡ル庭知足院

燕鳴軒端ノ月ノ靜カニテ仙嚴ナヒクマナル村竹ノ陰松橋四吟

三月四日今日於高野興山寺御室發句法ノ聲鳥モ囀ル臺哉脇花ノ色ヨリ

明ル室ノ戸文殊院云々

十八日晴九條殿并兩門跡入來午終御歸於花下御遊興一折興行畢

廿二日チリニケリ待シハ昨日山櫻予發句明果テナカラスサム春風松橋

廿五日仙嚴上人來チリヌトテ歸ラムヤハ遅櫻予發句也カスム砌ニナレ

シ鳥ノ音仙嚴春雨ノ晴ル軒端ノ暮ヤラテ松橋僧正

廿六日大駒發句クハレル春ヲカコトカ遅櫻予脇カスミカタタル山陰

ノ道第三松橋

五月七日松橋御成被申連歌興行予發句五月雨ヤセキヤル跡モ瀧ノ聲脇

僧正谷ハ落葉ノ朽ル常盤木第三苜寺春良岩ツタフ苔地ノ道ヤ絶ヌラム

高野興山
寺連歌會

長尾宮法
樂連歌會

九日、仙巖上人昨夕來、發句申入、雨晴テ思ヒシリケリ五月間脇松橋窓ヲヒ
 ラケハ近キ夏山、第三予、綠ソフ梢ヲ高ミ蟬鳴テ、百韻未刻滿畢、上人歸京、
 六月三日、連歌百韻興行、
 廿五日、爲長尾宮法樂連歌百韻興行、發句松橋脇予、第三春朝、
 九月廿五日、晴、入室○附弟覺定入室ノ條ニ見ユ、已來連歌久不興行、仍仙巖上人、
 官務兩人昨晚來一會興行、予發句、露霜ヤ染ワカテケム村紅葉、脇仙巖、月モ
 エナラヌ曙ノ庭、第三官務、池水ニ秋ヲウカフル瀧落テ、第四松橋、四吟、
 十月十日、紅葉ハノチリカヒ曇ル月夜哉、予、音モ嵐ニ時雨セシ山、春良、第三
 堯政、冬川ヤクタスタカセノ棹サシテ、三吟了、
 十五日、先師佛事如恆、月影ハ濤ニクタクル氷哉、春良、脇予、枯シ尾花ノ雪サ
 ムキ暮、第三堯政、廣キ野ノ松ヲヤトリニ風立テ、雖忌日興行、
 十一月十四日、空晴シ雪ノ隈ナル夕哉、予、炭ノ煙ニコモル片岡、正、松僧松高キ
 梢ヲ里ノシルヘニテ、春良、三吟興行、内々昌琢ニ點ヲ可取心中（キ）、
 十六日、今日連歌百韻興行、仙巖上人及夜陰歸寺、送數多仰付了、

〔佐竹家臣梅津政景日記〕

七 三月六日、小野崎權平所ニ而夢想之連歌有

智仁親王
第詩歌當
座御會

〔智仁親王御記〕 一 正月廿八日、詩歌當座、竹門跡、廣橋大納言、公家衆傳長
老、南禪寺衆、連歌衆出座、

和漢聯句
御會

閏三月十七日、和漢之會、

五月廿六日、和漢、色漢保長老、紹由、昌倪出座、

八月廿八日、和漢、藤長老、古澗、昌琢出座、

〔時慶卿記〕

三四十 二月廿六日、天晴、一陽明ニ詩歌ノ會在之、予モ被召、依
所勞、御斷申入不參、

〔時慶卿記〕

五四十 八月十七日、天曇、朝ハ日見、早朝養運ニ夢想也、漢和興
行出座、申刻歸、連衆十人、漢ハ集雲、返、林剛外、英岳、養運、倭ハ昌琢、昌倪、似運、能
札、予、已上、慶純ハ一巡候處、俄ニ煩ト、

夢想漢和
興行

〔土御門泰重卿記〕

二 閏三月十四日、癸卯、雨天、御番朝參罷歸候砌、一條様
立寄、頓而罷歸候、今日點取聯句、百句相終申候、同詩十首出來申候、宿ニハ倉
橋御參候、

點取聯句

十六日、乙巳、晴天、飯後一條殿致伺公候、點取詩聯今日清書、東福寺藤長老、又
建仁寺稽長老、相國寺保長老へ可遣候、桂山、予相談申也、一條様、山谷御習始

一條兼退
第聯句會

近衛信尋
第漢和聯
句會

烏丸光賢
詩歌會

被成候、卒度申入候也、大宰院ヨリ狀來候、
 四月十六日、甲戌、雨天、點取詩聯、相國寺保長老へ遣候、
 廿三日、辛巳、晴、從佛長老詩聯點出來候也、詩二十首之内十二首點、予六首、又
 桂山六首也、互同前聯句、予ハ十九句之内圓一、批十、合四十三句、桂山ハ十七
 句之内圓三、批四、合三十七句也、一條殿晚炊被下候、夕陽ニ罷歸申候、
 五月七日、乙未、晴、御室之心蓮院被來候、藤長老詩聯點出來申候、由、從一條殿
 御書頂戴、則致伺公、披見申候、詩ハ予負、聯句予勝也、
 七月五日、辛卯、朝晴、一條殿聯句御會致伺公候、連衆桂山、歡喜寺友庵、兵部大
 輔、内膳、予等也、爲御稽古候條、皆初心之衆也、予、桂山兩人初心之衆、指南申候、
 百句申下刻相終申候也、午雨降也、日出度也、
 十月八日、癸亥、晴、午雨氣也、從近衛殿再順漢和被下候、
 十日、乙丑、晴、近衛殿漢和御會ニ致祇候、東福寺失念之故、御待候故、申刻御始
 初夜之比相終申候也、
 廿九日、甲申、晴、烏丸辨光賢亭上ニテ詩歌會興行也、公家衆ニハ烏丸父子、阿
 野父子、飛鳥井、滋野井、久我殿、予八人也、予詩也、庭落葉、名所瀧、兼日題也、當座

三宅寄齋

相國寺漢
和聯句會

一條家懷
舊聯句會

廿五首也、此外詩人三宅寄齋ハ、南禪寺衆圭、西堂良、西堂相國寺保長老、町人亡三宅寄齋羊同
 徒弟一兩人也、紹由、日就、河端等ハ歌也、予冬月、當座題也、講師予ニ是非共所
 望候條、よきあけ仕候、當座之短冊計也、詩をよむ人無之故、無理所望ニ逢申
 候、
 卅日、乙酉、晴、烏丸殿、以書狀、昨日禮申入候、
 十一月十三日、戊戌、晴、從朝飯相國寺鑿首座、漢和聯句興行、予も日比之堅
 約之故、參候、暉長老、予、鑿首座、玄西堂、鹿苑寺、和ニハ小野能札父子、紹由玄雪、
 道益、以上十人、終日振舞、申刻雨降、予清涼殿御掃除失念、迷惑申候、從會席失
 念、迷惑之由、御理申上候、初夜時分、漫歸宅申候、
 十二月二日、丁巳、雨天、一條殿懷舊聯句御座候、出座仕候、殊更予第章句申上
 候、仙洞之御弔之心ニ候、予、仙去空留洞、凍鶯慕跡啼、一條殿御句予ニ御談合
 被成候、入夜相終候也、
 〔鹿苑日錄〕二十二月十三日、到雲興喫晚炊、八條殿請漢和章句、今日持而
 窺之、
 廿三日、赴八條殿漢和之席、今日七小勢故未滿、

昭高院門
跡漢和聯
句

顯璋八條
宮智仁親
王黃山
谷ノ詩ヲ
講ズ

廿五日、赴近衛殿漢和之席、及黄昏百句功畢矣、

三月九日、自早朝赴八條殿漢和之席、

閏三月九日、就八條殿下漢和之席、

十六日、自早朝赴八條殿漢和之御會、入夜於花壇而亂舞、

八月廿八日、自早朝詣八條殿和漢之會席、此日大雨入夜不晴、二更之終、衝雨乘輿而歸、

九月十三日、自早天赴照高院殿漢和御會、夜半以後歸院、照高院殿寓六角堂時也、

十五日、晚炊以後到照高院殿、伸一昨日禮、

十九日、詣近衛殿漢和席、

廿一日、到近衛殿、伸漢和滿員之禮、

十月十日、到陽明殿下漢和之席、未及夜半而歸、

〔智仁親王御記〕一 六月廿八日中、（中略）璋山谷之講尺、

〔鹿苑日錄〕二十 六月廿八日、今日於八條殿下講山谷詩、

七月八日、於八條殿下、講山谷、

十二日、於八條殿、講山谷、

晦日、於八條殿、講山谷、

八月廿五日、午後詣八條殿、講山谷、有展詩、

九月廿七日、於八條殿、講山谷、

〔土御門泰重卿記〕二 七月二日、戊子晴、錦綉段講尺一條、殿御所望候條、（條）酌千_{（力）}万トヘトモ無所辭、今日吉日之條相始申候、

〔鹿苑日錄〕二十 二月三日、今日晚來借南豐川岳所持湖月首書論語、手寫之、

四月廿一日、日野西殿此中依所勞、今日來讀書、携強飯一桶、大錫一ヶ、肴二重、

此三種送日宰相殿、御留守、御內儀、晚炊以後參、

六月廿五日、自今日於當軒、爲雜僧講山谷詩集、醫師二三人來、公家衆二三人來、駕也、

七月六日、於當軒、講山谷、

廿日、於當軒、講山谷、

廿八日、於當院、講山谷、

八月八日、於當院、讀山谷、

顯璋雜僧
ノ爲メニ
黃山谷ノ
詩ヲ講ズ

日野西綱
盛書ヲ顯
暉ニ學ブ

湖月首書
ノ論語

土御門泰
重一條兼
退ニ錦繡
段ヲ講ズ

十月十五日、今日於當院講山谷

十一月十五日、今日講山谷

〔梵舜日記〕二十 二月十五日、雨降、○中次康首座周易之筮詔申入也、武州

江戸へ下向之旨也、一段吉例也、

九月七日、晴、瑛藏主常光院蒙求講尺、依テ彼院相越、學問旁之儀也、

〔本光國師日記〕五十 一（九月廿五日）同日岡嶋次郎兵衛押繪之讚出來、勘三郎ニ書狀

相添もよせ遣ス、

一廿四日、續世繼拾冊黒田筑前殿へらし候、鹿鹽宗具使也、

〔倭版書籍考〕二 道春點四書 十本アリ、元和四年ニ成ル、文之點四書以

後ニ板行ス、

〔時慶卿記〕四十 三月二日、天晴、一（由直瀬道）延壽院へ兼約數奇、廣大、爲相伴藤右

衛門佐、予、同少納言、已上四人ナリ、床ニハ觀佛組ノ墨跡也、後ニ花入、仙洞

ノ御物、當今ヨリ拜領、金ノ柄抄立ニ白椿ト糸櫻入、有興、角少圓方盆ニ臺天

目スエ（テカ）ノ出、茄ニ茶入（カカ）ハ銘物ナリ、智暹持タル物也、鶴ノ振舞、鷹ノ雁等金

銀ノ義也、勝手へ出、薄茶アリ、優曇、酒久、謠アリ、及晩テ立、沈醉也、

梵舜周易
ノ筮ヲ詔

蒙求講釋

押繪ノ讚

續世繼

道春點ノ
四書

曲直瀬道
三郎ノ茶
會

崇傳茶入
ノ鑑定及
ビ評價ヲ
小堀政一
ニ依賴ス

政一ノ鑑
定及ビ評
價

〔本光國師日記〕二十 一（二月七日）同日、知足院（教）ハ小堀遠江殿へ之折紙之儀申來、案

左ニ有、

一○上 隨而此茶入如何様之物ニ候哉、被成御覽候而可被下候、貳百貫程

と申候、様子御報ニ被示下候者、可得其意候、猶期面上候而不能多筆候、

恐惶謹言、

二月八日

金地院

小遠州様人々御中

尙々、先日之御會難忘存候、松平下総殿其元ニ御逗留之由候節々可

被成御參會と奉察候、返々、此茶入御目聞候而、様子御報可被仰下候、

奉頼存候、以上、

一九日、小堀遠州ヨリ返書來ル、知足院ヨリ持せ被越、本文知足院所望候間

遣ス、案左ニ有、

○上 隨而此茶入見申候、一段珍敷物にて御座候、乍去代高被召上候事

ハ御無用かと存候、百貫程ニハめしあけられ候てもくるしかるぬし

きつと存候、勿論數寄こ入る物にてハ無御座候へ共、唐物無紛、とつ

てちと珍敷御座候間、御勝手なところは被置候て珍重に存候、猶致伺公可申上候、恐惶謹言、

小堀遠江守

二月八日

在判

金地院様尊答

御茶入御使に見せ申候而、此印符に付進上申候、

右之本文に則知足院へ遣ス、

一同日、細川越中殿へ^(忠興)狀遣ス、細川内記殿へ^(忠利)渡遣ス、自筆、

爰元數奇をやり申事不大方候、拙老式も罷下候て、廿四日まては、朝晩

共の方々へ約束御座候、今朝は藤泉州へ^(高虎)數奇を參候、御上左のところに

御座候ツル、明五日に^(後久郎)不干へ數奇を約束仕候、○上下略、崇傳、時江戸に在リ、

一卯月廿四日、○中略

此茶抄之事

いよしへ道具ふ會ありて周德參候時、竹茶抄と象牙此茶抄とけはり候て持參候、然か道具いもとの比丘尼よりゆはり申候を、竹茶抄は宗善

江戸ニ茶湯流行ス

崇傳後藤宗恩ヲ遣テ茶抄ヲ土井利勝ニ贈ル

八條宮家能

諸

日待能

清瀧宮猿樂

能ノ稽古

買德仕候、象牙此をば、西小路うき屋の宗具^(具カ)所持仕、數年圓座うとつき

に置合候茶抄是也、

上つゝとよ

此竹茶抄ハ

イケフチ作也、清吉璣藏主所持、遠行時本郷淨西に讓也、

右之茶抄二本、元和四年卯月廿四日、土井大炊殿へ進候、後藤宗恩使、明朝持參之筈也、文をも不進也、口上を而申渡ス、さうけのを一本、大炊殿に御留置候而、竹茶酌へ歸申候、則後宗恩に被遣、此添狀共、

〔智仁親王御記〕 一 二月七日、能アリ、

廿五日、延壽院、下村ちと來、謳アリ、

卯月廿六日、能、

五月十五日、日待能アリ、

〔義演准后日記〕 二十 九月八日、夜明於清瀧宮猿樂三番在之、白樂天、二番

夜討會我、三番鶴飼、組二番ノ度雨降、三番企之退散、猥雜、

〔慈性日記〕 二 正月十一日、御日待、十七日ノ能ノけいこ、たうや殿ともを

近江多賀社ノ神事
能ノ河原
四條河原
日吉大夫

粟田口神
明内ノ亂
舞

修學寺ノ
神事能ノ

やしヲ被致候、

十七日、神事能、加茂甚五郎東岸居士、小吉ハセウ、七位、葵上、又三郎難波、きり竹

〔梵舜日記〕二十一二月二日、晴、日吉大夫四條河原在之、予見物、

カンタン、蘆荊、松風、呂后、百万、舟辨慶、合浦キリ、已上七番

也、

十七日、晴、粟田口邊神明之社ニ亂舞依有、權少在所へ殿原遣ス、令同道也、カ

ウ五郎二郎興行催也、

高砂、楊貴妃、西行櫻、羽衣、浮舟、松虫、芭蕉、采女、三輪、二

人靜、野々宮、海士、サシ曲舞、キリ迄有、

三月六日、晴、略中次齋過ニ四ヶ村之内修學寺ニ神事能、日吉大夫也、爲見物

罷越也、

矢立鴨、八嶋、源氏供養、是界、猩々、已上五番也、

七日、晴、同於修學寺能也、日吉大夫也、

久世戸、實盛、江口、夜打曾我、自然居士、通小町

六番之分、予見物ニテ、令歸院也、

祇園河原
ノ勸進能
伏見常磐

若者ノ躍

衆樂屋敷
日吉大夫
勸進能
刀殿

閏三月二日、於祇園河原勸進令聽聞、壽等馳走、喜庵、久内來、伏見トキハ、曾我、十番切、以上三番、

夕食於壽等所振舞也、

七月十九日、晴、略中次在所若者共躍也、黒谷、岡崎、聖護院之在所へ越也、

八月六日、晴、於衆樂屋敷日吉大夫勸進能有、予見物權少副瑛藏主令同道也、

山ウハ、松風、刀殿、セウ鬼、自然居士、通小町、以上六番也、

〔佐竹家臣梅津政景日記〕七六月七日、久保田御城ニ而深見道化能仕候、せんさ

い權平、翁勘十郎、さんむ道化、高砂、田村、定家、舟辨慶、藤大鼓、熊野、なうらう、七

番有、佐竹義定上様ニハ、定家、熊野、御鼓被遊候、拙者あとも狂言致候、

八日、今日も御能有、難波、江口、三輪、二人靜、錦木、鶉のこ、殺生石七番有、

〔輯古帖〕六伊勢、九岡、帶刀藏、

小謠之傳書前文略之、

右條々、覺違聞違可有之候へ共、嘲哢をも不恥書付申候、一色私し作出シ候

て書申事、努々無之候、古人の書物共を以、攝劔八木但馬、河井宗以、植田又

右衛門、其外方々致執心候て相尋、相傳請申候通、少も無虛言書明申候、更々

御他見有間敷者也、

小謠ノ傳
受

元和四年戊午年

平野屋二郎衛門

正月吉日

宗貞(花押)

淀屋庄二郎殿參

田樂

〔時慶卿記〕

四十九 九月廿七日、天晴、一勘局ニ御乳母人田樂被申候ニ付

而、予モ内儀同心ノ參、少納言同、若上同前、

〔時慶卿記〕

四十六 十一月廿一日、天晴、一少納言方ニ田樂アリ、

〔薩藩舊記増補〕

四十九 古御文書廿五卷中ニ在リ○薩摩

將又、蹴鞠之次第、先度御不審之事有之由承候、以一書可被仰下候、慙

注進可參候、急候間、書中如何候、令申候、以上、

先度者珍札拜讀、殊ニ種々被懸御意候、御懇意之段、恐悅之到候、鞠細々張行

仕候、且暮御上左耳申事候、仍此鞠一顆令進覽候、可然鞠於有之ニ、重而又進

上可申候、次黒方令調合候間、進獻候、勅方宜と被思召候ハ、重而可被仰

下候、來春ニ早々御上洛奉待候、猶期後音可申伸候、恐々謹言、

元和四年

霜月十五日

雅庸判

嶋津羽林様人々御中

飛鳥井雅庸
鞠ヲ島津家久ニ
贈ル

京都東河
原ノ印地
打

三十三間
堂通矢

〔土御門泰重卿記〕

二 五月五日、癸巳、晴、午時須臾之程雨降、自他珍重也、東

河原真如堂之後、インジ有之也、手負、死人數多之由承及候、

武事、

〔落穂雜談一言集〕

三 相傳云、洛陽三十三間堂、以て、矢數射初し起りハ、東

山今熊野の觀音堂別當何某の坊とやらん弓をすきて、八坂の青塚にて射

始メ、其歸りハ三拾三間堂、以て休ミ、初てくり矢、以て射始むと也、矢數の

濫觴是なり、于時永祿八年四月十九日也、

通矢惣一之始、

元和四年

加州松平肥前守内

堀江助右衛門

貳百廿本

同 年

同

吉田大内藏

貳百卅四本

同 年

同

同

人以外、元和四年ハ略ス、

三百八拾四本

〔鍛冶國友文書〕

〇三 近江

元和四年雜載

秀忠近江
ノ鍛冶ヲ
シテ鐵砲
ヲ製造セ

元和四年雜載

被仰付候御鉄炮事

合拾挺 三拾目玉也、

右之御鉄炮并臺、金具共こ、入念はり上可申者也、仍如件、

元和四戊午

水野監物

七月朔日

御印

國友壽齋

御同人、以來遠國、有之内候者へ、御證文三ヶ月之内、御印

同徳左衛門殿

通行仕候旨

同善兵衛殿

右三拾目玉御鉄炮

十丁

こ付、拵様之次第、台徳院殿様上意を以、水野監物様

の委細別紙之御注文被下置、則御奥書こ、上様御鉄炮之外、壹挺こ而後、

他所に張出スこおゐて、急度曲事可被仰付之旨、其上神文等被仰付

候、依之右之御注文ハ書上ケ不申候、御吟味之上、御本書指上ケ可申由

被仰付候ハ、奉畏候、以上、

永元申ノ七月十八日、(實取)通井戸(長坂)對馬守様ハ書上ケ申候、

〔佐竹家臣梅津政景日記〕七

六月五日、御馬揃有、馬數八百馱有、我等式義(案)

佐竹氏ノ
馬揃

鍋島勝茂
武藤貞清
ヨリ馬ノ
糺方及ビ
請取渡ノ
式ヲ
受ク傳授

勝様御組こ入、一番こ乗申候、本城ハ所望致候となへ、栗毛ふて十四五騎お
い越、早馬之内こ入、同二番乗こ十九番目へくまゝり、小傳次殿、彌五郎殿半
右衛門、我等式乗可申由被仰付候間、古衣青乗候へハ、惣疎おい越、其組一馬
こ罷成候、

〔鍋島勝茂譜考補〕四

一今年四月十三日、公糺方ノ書并ニ馬請取渡ノ式

ヲ武藤丹後守貞清ヨリ御相傳被遊、其書ノ奥書ニ曰、

右一冊、伊勢駿河守貞順一流、古今之法意相替哉否之處、三上越前守政

盛へ尋合、任口傳、相交數ヶ條之内、專要集撰令書寫、爲參置之候畢、聊以

不可有他見、祕本如件、

元和四年

武藏丹後守

卯月十三日

貞清

進上 鍋島信濃守殿

知行

〔諸家所藏文書〕七

常陸國久慈郡春友村之内貳百五拾石、右令宛行畢、全可領地者也、仍如件、

徳川頼房
知行宛行
狀

元和四年雜載

一一一

一一〇

元和四年三月廿四日 賴房

蘆澤助市とのへ

〔鈴木文書〕

重○常陸鈴木
信氏所藏

久慈郡三才村五百參拾八石壹斗九升、同郡龜作村九百八拾三石九升餘、同小目村之内四百五拾石三斗三升餘、同龜下村五百八拾九石七升餘、那賀郡北鹽子之内五百參拾九石三斗九升、同郡米崎本郷八百九拾九石九斗壹升、都合四千石之事、令扶助訖、全可領地者也、仍如件、

元和四年 午 卯月十二日 黒印

鈴木石見守とのへ

〔蘆澤文書〕

陸○常

久慈郡嶋村之内貳百石、令扶助畢、全可領地者也、仍如件、

元和四年

霜月朔日 黒印

岸又八とのへ

岸又八郎へ被下候
威公様御黒印

一通

〔諸家文書〕

武○徳川昭
氏本

久慈郡岩手村貳百石、同岡之内九拾三石餘、同和田村之内貳百六石九斗餘、右五百石者本地之分、久慈郡和田村之内五拾壹石五斗餘、同小目村之内貳百拾貳石九斗餘、同春友村之内三拾五石五斗餘、都合八百石、右令宛行畢、全可領地者也、仍如件、

元和四年極月十三日 黒印

三木仁兵衛とのへ

〔鈴木保市氏所藏文書〕

豫○伊

むまのとし正月小二月大三月小日りす合八拾八日ぶん
一五人ふち、此米貳石貳斗ハ

げん 四年

三月廿日

あまのや
せん九郎

いそんハおし不申候、
大夫(花押)
志ゆめ殿
村ウミ
ひこゑもん殿

福島正則
扶持米付
立

〔萩藩閥録〕

十六
志道太郎右衛門

毛利宗瑞
宗就父子
知行宛行

元和四年雜載

養父紀伊守一跡之事、其方令契約之通聞届訖、無相違宛遣之條、全令領知、可
抽奉公之忠之狀如件、

元和四年二月十日 秀就公 御判

宗瑞様 御判

志道隼人佐とのへ

〔萩藩閥閱録〕

相杜伊織

相杜下総守跡目對御方相續畢、三千百石之地無違儀宛行之、全令知行、可被
抽奉公之忠之狀如件、

元和四潤三月六日 秀元 御判

相杜右近助殿

〔萩藩閥閱録〕

井上六郎右衛門

其方知行職之儀、太郎右衛門尉と可讓遣之通聞届候、無相違可遣之者也、

元和四年九月朔日 宗瑞様 御判

井上土佐守とのへ

〔因幡志〕

三十八部二
筆記之部二

池田幸隆
知行宛行

藤堂高虎
知行宛行

〔太田文書〕

○攝津

〔太田文七殿〕

攝津

十一月廿六日 幸隆(花押)

神屋九郎作とのへ

因幡國高草郡大塚村之内を以、貳百石令扶助訖、全可知行者也、

元和四年

領知方

一高五百石

以上

右令扶持畢、全知行不可有相違者也、

和泉守

元和四年 十月六日

(花押)

太田文七殿

〔上杉年譜〕

四十九景勝二十九

同年夏六月二十四日、坂次郎右衛門ニ食祿ヲ給
ルニ付、平林藏人ヨリ采地ヲ渡ス、其書云、

元和四年雜載

二二五

二二四

元和四年雜載

知行目錄

五百石

右之通可有務候、但竹木小成物等者可爲御藏納者也、仍如件、

元和四年

六月廿四日

平林藏人判

坂次郎右衛門殿

〔保科文書〕

濃〇信

追而相殘五貫文ハ、其方代官ニ被仰付候、毎年定納、御藏納可申候、以上、別而御奉公可申上候條、中野之御料所之内仁拾貫文、御加恩被下候、猶依御奉公、御重恩可被下候由、被仰出之者也、

戊午

出浦對馬守

七月朔日

朱印

奉之

保科喜右衛門殿

鹿野惣兵衛泰敬相傳

〔先公實錄〕

五十物

御天桂院殿御事蹟稿三

已上

眞田信吉
知行宛行

眞田信之
知行宛行

片桐孝利
知行宛行

松尾社正
禰宜田ノ
年貢

年貢、課役、

〔松尾神社文書〕

〇山城

當社正禰宜田之内之事

一 谷川尻貳ヶ所

一 原田壹ヶ所

元和四年雜載

其方事年來江戸ホトニ相詰、殊別而奉公申ニ付而其方知行之内、古證文今度見出、永樂仁貫四百七拾文之所出置候、彌於奉公者、可令重恩者也、

戊午

十月廿二日

信吉 御朱印

安中作左衛門殿

綱德謹テ按スルニ、元和四年戊午成ヘシ、

〔光源院文書〕

〇山城

和州平群郡奥富村之内高三百石之事、令扶助訖、全可被領知者也、

元和四年

出雲

九月七日

片桐孝利
花押

山中内記とのへ

一石橋貳ヶ所
一花はなせせ半

右之分申分候處、各依御覽、知行分有様ニ取とり之上者、以來年貢米一粒も未進まゝ計可申候爲後日狀如件、

社務

元和四年九月十九日

相朝(花押)

兵部少輔殿

松尾社正
祝田ノ年
貢

當社社務分正祝田之内之事

一八斗代壹ヶ所

一廣田壹ヶ所

一こままい壹ヶ所

一廣島壹ヶ所

一道辻とんや田貳ヶ所

一木ノ葉三ヶ所

年貢米納
田錢

一こうじわり壹ヶ所

一とそのお壹ヶ所

右之分申分候處、各依御覽、知行分有様ニ取とり之上者、以來年貢米一粒も未進まゝ計可申候爲後日狀如件、

元和四年九月十九日

兵部少輔

御社務

〔梵舜日記〕

二十十月六日、雨降、當院年貢米納也、壽等來申付、例年如此、當年豐年ニ付、納已下有之、令満足了、次田錢之事、百姓申出、可調之由申了、

〔京都帝國大學所藏文書〕

渡邊氏蒐
集文書

下三條領御年貢請取申事

合八拾石者、

右御米、來十五日已前こ運上可仕候、若無沙汰仕候者、爲御科料米、貳石御藏前まこて御引可被成候、爲其後日支證如件、

下三條庄や

與七郎(花押)

元和四年戊午六月九日

年貢未進
科料ハ藏
米ヨリ差
引クベシ

同

次左衛門（黒印）

興福寺

御催促衆中

御請取申候御米之事

合六拾石者、

來ル十日まで急度上可申候、若右之内御未進御座候者、くゞといとして、御藏米にて壹石可被成御引、爲其一筆仕上候、仍狀如件、

西九條村庄や

元和四年戊午極月三日

彌左衛門（花押）

同

長介（花押）

同

彦七（花押）

興福寺

御催促衆様進上

檢見

〔慈性日記〕二 九月四日、彦根ノ奉行達々んと、當地御通こ候間、人ヲ遣

ス、久徳こ參候、大ととちと遣候、

十月十八日、彦根ノ善太郎參候而申候ハ、掃部（井伊直孝）殿田地あらとめ申候間、神領

ノ田地いりくとちらい候ハぬとめ、人ヲ頼候へと申候へとも、其子細存

ノモ、無之候、百姓共人々らよく存事候間、是ヲ出候ハんと申遣候也、

〔井伊年譜〕利 一（元和四年）今年より御家中知行地方相止、郷渡り年貢四ツ物成よ

なる、

〔會津舊事雜考〕九 四年（元和）戊午

粗（會）法改、以米五斗當永樂百文、京錢者以九百五十文當金一分、

〔新編會津風土記〕百十 外篇（鹽澤組）越後國魚沼郡之四（柳） 梶窪新田村 小千谷

陣谷ノ南ニ當リ、行程十三里、家數四十八軒、東西一町四十二間、南北一町三

十八間、山上ニ住ス、東十六町、吉里村ノ界ニ至ル、其村マテ一里、西北ハ共ニ

十日町組、六箇村ノ山ニ界ヒ、界域分チカタシ、其村ハ戊亥ニ當リ一里二十

蒲生忠郷
正ノ租法改

郷渡り年
成貢四ツ物

井伊直孝
領内ノ檢
地ヲ行フ

二町、南八町五十間、樺野澤村ノ山界ニ至ル、其村ハ已ニ當リ一里、村民古文書四通ヲ藏ム、其文如左、〇二通

以上

とちくを村御年貢以下ニ迷惑仕、所をたものき候、此末之儀者、田地ハ作取、諸役之儀も申付間敷候間、早々へり可申候、并ニ未進分も用捨可申候間、其如申可有候、以上、

三月廿五日

石原九郎左衛門

井口善八(花押)

とちくを村

百姓中

以上

於榑窪村ニ人なく候へハ、狀文之村送不成候ニ付而、萬諸役等ゆるし置候者也、
右仍如件、

忠郷越後
年貢ヲ村ノ
除シテ免
散ノ百姓
復歸ラ

忠郷越後
榑窪村ノ
諸役ヲ免

元和四年

十月十日

石原九郎左衛門尉

信重(花押)

井口善八

家次(花押)

榑窪村

〔佐竹家臣梅津政景日記〕七

六月十一日、野城諸材木之儀、喜太夫、左門被

申分ハ、拂銀本米之四さうごいこまより候へハ、何是之木成共、拂候へと被

仰付候ハ、大まよりみ罷成候ハんと存候由被申候、猶以舟便(役力)、川役、やう志

よ役御ゆるさき候ハ、彌々他國之舟も參候ハんと被申ニ付、半右衛門(梅津忠)こ

爲申聞、一年も貳年も其分ニ被有、御覽被成候ハんかと、半右衛門を以申上

候へハ、被開召届、左候ハ、其分ニ可申付由被仰出候、是ニ付、今朝半右衛門

所へ、左門、喜太夫よひ申候て、當年當月ハ諸役御免、但此所へ入候而、不入も

の候間、米、大豆、小豆ハ、他國他領ハ法度之事、酒ハ十歩一役之事、間役ハ何

是之津こ而も有之事ニ候間、前々之とく取候へと、三ヶ條之札半右衛門指

越申候、

舟役
川役
奉書役

米大豆
豆ノ輪入
ハ法度
酒ハ十歩
間一役

伊達政宗
分國中
貢諸役
方ノ式
ヲ定ム

大早ニ依
リ佐渡ノ
年貢ヲ輕
減ス

池田幸隆
因幡上美
芳美兩郡
ノ檢地ヲ
行フ

藏入代官

毛利氏領
内百姓ノ
離散

〔伊達山治家記録〕

七十

〔十二月〕

此月、御分國中、年貢諸役納方ノ御式目ヲ出サル、

委キ事
ハ不知

〔佐渡風土記〕

中

元和元乙卯

今年、同三已迄三年之間、○中同四年年後大旱故、御吟味之上、相應ニ年貢

引方被仰候、

〔吉備溫故〕

三十八
千城十六

舟戸帶刀

〔元和〕

同三年、少將様播磨ノ因幡被爲入候、

翌四年、上美、芳美兩郡御檢地被仰付候、其後九年之間出入有之、郡々被仰付、御檢地仕候、

〔萩藩閥録〕

十八
榎本織衛

今度藏入代官之儀、其方ニ申聞付而、當分公領物成年中遣方引合、大分不足在之付而、段々理之通慥聞届候、併誰々ニ申付候とても、其段者別成事後有之間敷候條、先成次第氣遣可仕候、其上不成所之時刻迄候條、其方無調法、有之之間敷候、自餘ニ可申付者も此節無之候間、當年一年之儀、其方氣遣可仕候、公領所之儀、〔性〕以下退散ニ而難續所も有之段をも聞届候、其方相草臥候所も見及候へとも、右之分ニ萬一不審之儀、後候ハ、可相尋候條、是

全國檢地
ノ略

善峰寺ノ
禁制
順禮

又心安可存候、委細〔益〕玄、栗石見可申候、〔栗〕

元和四年正月十一日 御判

秀就公 御判 ○宛名關ク、毛代實ノ考證論斷ニハ榎本伊豆守トヘトアリ、

〔リチャルド・コックス日記〕

〔歐文材料第九號譯文〕

一六一八年五月十八日、○新曆二月十八日ニシテ、元和四年四月五日ニ當ル、中略特命委員或は寧ろ檢地官は本日平戸に來れり、彼等の意嚮の儘に全國を檢地すべき皇帝の命を帯びて派遣せられたるなり、彼等の意嚮の何なるか明かならざれど、未だこれ迄、此處にては何事も爲されざりき、

法制

〔京都府志稿〕

二十四
古文書寫

善峰寺

一制札寫

元和中

二通

禁制

- 一 當山物詣之順禮、對寺僧致狼藉事、
- 一 坊舍押入、理不盡寄宿之事、
- 一 竹木并箒伐採事、

右條々堅致停止畢、若於背于此旨、速可被處嚴科由、依仰下知如件、

元和四年五月 日

伊賀守(花押)

清涼寺ノ
禁制

〔清涼寺文書〕

城〇山

已上

當寺境内藪上竹被免除上ハ、竹木猥伐採事堅令停止者也、

元和四年

六月十日

伊賀守(花押)

嗟峨

釋迦堂

〔京都府志稿〕

文三十九

安祥寺

一山林制札

一枚

本寺舊山林ニ用ヒシ所司代板倉伊賀守制札左ニ、

安祥寺ノ
禁制

安祥寺寶性院寺山之木并下苧等、猥伐採族於有之者、見合次第當門爲年
寄中搦捕、此方江可來、急度成敗可申付者也、

元和四年六月日

伊賀守

攝津一心
寺禁制

〔一心寺文書〕

津〇攝

一心寺をした、大相國御きしんの分、はういあるましき事、

一寺中よおひて、せゆしやう、あらひよ竹木きりとする事あるへうらはる事、
一寺をうぞむく事あるへからさる事、
以上

元和四年

十一月十日

高臺院(黒印)

一心寺

本よ上人

一心寺境内之事、高臺院殿御狀被遣候上者、相違有間敷候、爲其狀如件、

元和四年

十一月十一日

木下宮内少輔

利房(花押)

一心寺

本譽上人

〔永昌院文書〕

〇甲

萬力筋

永昌院門前

甲斐永昌
院門前掟
書

元和四年雜載

五人組
欠落ノ男
女ヲ隠シ
置クベカ
ラズベシ
手負ノ者
ハ押ヘ置
キテ訴ヘ
出ヅベシ

元和四年雜載

一五人組被仰付上、組中こあしき者御座候へ、則可申上之事、
一欠落之男女とをこかくしをき申間敷候事、
一少成共てをい乃者參候へ、おさへをき、渡邊武右衛門殿、竹河けん物殿
へ可申上之事、

組之衆

惣兵衛 印

助右衛門 印

三郎右衛門 印

永昌院扶持之者

作内 印

長四郎 印

吉内 印

惣助 印

惣兵衛扶持之者

勘太郎 印

市藏 印

助右衛門扶持之者

喜藏 印

源藏 印

小五郎 印

三郎右衛門扶持之者

吉藏 印

元和四年 戊午 閏三月廿三日

永昌院

納所 印

御奉行様へ人々御披露

〔新編會津風土記〕

又慶長以來札辻ニ懸ル所ノ制札ヲ藏ム、其文如左、
上十六町上之陸奥國若松之四舊家 郭外 梁田仙右衛門 略上
通略ス、

定

一在々所々の百姓、田畠をばくらす、或ハ小物うり、辻うり仕者、或ウ山へ

陸奥會津
領ノ制札
田畠ヲ作
姓ノザル
百作ノ履
備

元和四年雜載

二三九

二三八

京錢
草鞋錢

人返
年貢錢

出羽立石
寺法度
末寺ハ本
從僧徒ニ
學ノ一命
知頭下ハ
シニ從フ

立入、かきをやり、ひようを取候者の類有之ハ、其郷之給人可被召仕、給分之儀ハ、おとあ役仕者、小者、一ケ年に京錢貳貫文、さうり取以下ハ壹貫貳百文たるべし、他所他國へ供使之時ハ、右之外、一日こららんち錢五文宛可有下行事、
一他郷之者こて屑捨有之ハ、人返御法度之とくたるへき事、
一當御年貢錢方分五斗百に金子ふて可有取納事、
右條々堅被仰出者也、

元和四年十一月廿三日

町野長門
稻田數馬

〔立石寺文書〕

前〇羽

出羽國最上郡寶珠山立石寺法度之事
一爲末寺不可違背本寺之命、尤一山之僧徒可隨學頭之下知事
一諸法事可勤清僧、付持戒之僧衆之上、不可爲妻帶之事、
一知行之儀者、隨法事之役、可有其高下之事、
一自今以後空房之儀、可爲學頭之計之事、

山中ニ他
宗ノ者ヲ
置クベカラ
ラズ

總持寺掟
官錢ヲ以
ルテ造營
アルベシ

常住入料

官物ノ金
銀到來ノ
時ノ處置
祠堂米ノ
利息

- 一山中不可置他宗之事、
- 一寺内之山林猥不可切取、但住山之人者、受學頭之内儀、可辨所用之事、
- 一一山之僧俗企公事、不可致一烈之事、

元和四年戊午
五月吉日

山門探題大僧正天海(花押)
最上源五郎(花押)

〔能登惣持寺文書〕

乾

當寺掟

總持寺

- 一公文猥不可被執行、先年從大御所様可被任御法度之旨、各以官錢寺家可有造營之事、
- 一常住入料之義、寺領三百貳拾六石貳斗之内ヲ以、壹年米百拾石宛納所へ相渡開山二代忌、夏冬代共可相調、以餘米寺家可有造營事、
- 一官物之金銀於到來者、五院并芳春院塔司出世之人致封判、納所寮可被置之、右之金銀遺方之義者、寺奉行相へ理可被受用事、
- 一祠堂米之義、寂前如定置貳和利之利足、每年本子共ニ寺奉行へ可有勘定

人足傳馬ノ徵發

元和四年雜載

二四二

事

一寺領分人足傳馬、猥不可遣之、但寺家於爲用所者、寺奉行令相談、可被申付之事、

一寺中其外自然惡黨人於有之者、金澤奉行所へ可被指上之事、

一寺中法度之義者、先式之趣相違有間敷事、

（前註）松平筑前守宰相朝臣ノ次ニ源ノ字アリ、

元和 戊午 十月廿八日

利光御判

〔勝興寺文書〕

○坤越中

越中勝興寺掟

掟

一於越中氷見郡古國府勝興寺領之内、竹木不可伐取之事、

一當寺内へ奉公人以下猥立入、非分之儀申懸輩於有之者、則留置、金澤奉行所まで、可有注進之事、

一寺領分諸役令免許之事、

右條々、相定處如件、

元和四年

新潟惣町中拾間組法度

人買

喧嘩

盗人

〔新潟市役所所藏文書〕

○乾越後

（編纂者）一從長岡之御書附寫

新潟惣町中拾間組法度之事

一爰元遠國之儀候間、科人きとり、町中にゆく居候儀可有之候、何方よりも御届有之者、其人之様子こより、番衆をつけ置、長岡へ可被申上候、盗人おと無妨以下、のものに候者、則繩をかけ置可被申事、

一從他國他領人賣來候者、無用捨おい出し可被申候、若町中にかくし置仁有之者、肝煎、拾間組衆急度可被申上候事、

一奉公人、町人共こ喧嘩いとし、互こ相さて候者、不及是非候、自然壹方打て、壹方無相違候へ、則其人、拾間組之衆、十人之肝煎衆有相談、長岡へ可申上候、喧嘩人妻子らさいの事、肝煎衆預り可被置事、

一盗人出來候者、則拾間組之衆からめとり、長岡へ可有注進、仍而妻子らさいの儀へ、右こ同前候事、

十二月廿一日

利光

青印

古國府 勝興寺

元和四年雜載

二四三

他領ヨリ
來レル商
人

町中ノ徒
者

長門阿彌
陀寺禁制

元和四年雜載

二四四

一他國他領之商人衆、當町へ被來候者、自衆馳走あつて、心のまゝに賣買さ
せらまつ、若不慮之煩かと被致、商人あいてらまつ、近所こ被居候商
人衆并十人之肝煎衆、亭主被致相談、商内物、荷物、腰刀者念を入相改、日記
こ、右之衆加判こ而、商人之在所へ送り届、其所の代官、肝煎ノ手がこを取
可被申候、自然商人ハ亭主荷物以下こ付而、無届之義有之者、急度可被仰
付候事、

附、町中にいとつらまの有之、少之義を取立いさうい、町中をさまかし、
他國の商人衆こたいし慮外いとし候者、町中おいてらい可被成候、此
跡ハ十人之肝煎衆急度可被仰付候、以上、

元和四年

五月十九日

今泉竹右衛門(花押)
武 彌兵衛(花押)

御肝煎中

〔赤間宮文書〕

門〇長

禁制

赤間關阿彌陀寺

一於寺邊殺生事、

藏米ノ賣
拂

種米ノ利
息

鷹ノ飼犬

一竹木採用之事、
一於樓門内馬庭乘事、
右任先記註堅令停止了、若於背此旨輩者、可處嚴科者也、

元和四年潤三月廿一日

參議大江秀元(花押)

〔阿波國社寺文書〕

乾

元和四年四月、篠山加兵衛へ被仰出、

覺

一藏米有合半分程指上、時々賣拂候様こ可申付事、
一奉公人せんさく仕可召出事、
一面々代官所こ奉公人有之御田地を以支配遣條、其高之物成ハ、代官徳
分有之間敷事、〇コノ一條
誤脱アラン
一利米利足年々算用之上を以、取立可申事、
一鷹之飼犬、阿波あみよ可申付事、
以上

午ノ卯月十日

訴訟

元和四年雜載

二四五

觀心寺寶積院出入置目

〔觀心寺文書〕

- 一 寶積院出入之儀を付、置目覺之事、
- 一 何成共清事被仕、入魂候て被直候へ、本座可有御直候、若又公儀を一手立てなおり候へ、可爲光明院並候、
- 一 寺僧分寶積院へ出入仕仁候へ、衆をえつをへき事、
- 一 客僧分、米一石つゝのくゞ出、
- 一 中□出入仕候へ、米五斗つゝの過出、
- 一 けいけいとの物出入仕候へ、おい出へし、
- 一 万事つけまらるる物在之、其身の一跡取候て、可被遣候之條如件、

元和二年八月十六日

〔新編會津風土記〕

五十六 小沼組

陸奥國耶麻郡之六

小沼村

略

○上 此村ノ肝煎貞藏カ先祖高柳村ノ肝煎ヲ勤シカ、當時蒲生家ヨリ與ヘシ文書アリ、今猶家ニ傳フ、其文如左、

陸奥高柳村トト關トスル山林村ニ訴訟

謹言御目安之事、

山郡ノ内

高柳村

一 林は、き之嶺切に、前代高柳村之うち山にて、無其隱御座候間、熊倉村之者共、入申さる義無是候所、此中儀儀彦衛殿兩村之御代官与被成候に付、うち山をぬそと仕候、則高柳村之もの共見つけ申候時、あゝこてもうほこても取申候事、

一 去年三月十八日、右ノ嶺をふと越、かり申こ參候所を見つけ申候へ、則あゝとらほを四丁取申候へ、其次を人數として、山をなふりこ參候間、其時高柳村之者共罷出、うらせましきと申候へ、熊倉村之の共ハ大勢、高柳之者ハ小人數に候へ、さん／＼こうちたゝ迷惑仕候事、

一 氏郷様御代、又ハ秀行様御代、尤御當代も、彼うち山へ入申さる儀ハ無御座候處、只々入相之由を申上候儀迷惑仕候、内々高柳ハ御公儀へ申上度存候處、熊倉ハ非分儀申上候間、双方共被召出、前々とく御路被仰付可被下候、以上、

肝煎

元和四年十月九日

六郎右衛門印

小一郎印

惣百姓印

進上

町野長門守様

稻田數馬様御披露

以上

山公事

山郡熊倉村と同郡高柳村山公事、此度可令穿鑿候へ共、御上洛に付而取
亂候間、追而可遂糺明候、先其迄、双方を彼論所は不可立入候、若相背立入
候へ、其立入候方越度可申付候間、可得其意者也、

町長門守

幸和印

(元和五年力)
五月十日

稻田數馬助

貞忠印

山郡高柳村

肝煎百姓中

とめ塚

境塚

尙々、と通ことめ塚ヲはくれ可然そんし候、ウしく、

一書申越候、仍彼熊倉村、高柳村山之さうへ塚ヲいそきたてら可然候、
内々承候へハ、八もの^(り)の下澤に塚ヲはうるをきむうと承候、内々申候ハ、
と糸とおりの事^くノ上ふとそへ分半分との書もの、御奉行衆
數馬殿へ上被申候、其分よく^くせんさく候て、いそき御すぬし可然候、
此事をふれ、上へあがり候へ、御奉行衆ハ村之肝煎衆と、うさるよし
可被仰付候、其御心得候へく候、使申三人もいらい之儀不存申候間、すく
にさうへ目たてら可然候、爲其申入事候、以上、

小源右衛門尉

□(花押)

(元和五年力)
六月十八日

肝煎衆

〔佐竹家臣梅津政景日記〕七

四月三日、横手之内三枚橋村、宇橋村之百姓

出羽久保
田領内ノ保
百姓租稅

元和四年雜載

二四九

輕減ノコトヲ訴フ
四ツ八分
ノ物成
七ツ五分
ノ物成

入作

佐渡大河
羽丹山
村ト羽丹
生村ト山
境ニ關ス
ル訴訟

元和四年雜載

二五〇

目安有、其様子ハ、本御檢地之時ハ、赤坂村と帳壹本ニ被打入候由、當御檢地
ニ、赤坂ハ別帳ニ罷成、右兩村ハ壹帳ニ被打分由、是ニ付、赤坂ハ四ツ八分之
御物成之由、右兩村ハ、七ツ五歩之御物成之由、本高ハ百八十石之處を三百
十五石ニ高上、赤坂同意之處を、七ツ五分ニ申候て、百姓堪忍不罷成
由、右村ニ百姓四人御座候間、横手町人ニ入作ニ渡申候處ニ、めん高キ由申
候て、請取人無之由申上候ニ付、我等ニ被仰付、穿鑿仕候ヘハ、右之分ニ候間、
具ニ申上候ヘハ、入作人不請取所聞召被届候間、重而御檢使可被遣候間、當
作を荒し不申様こいとし候へと被仰出候間、其段申付返し申候、

〔佐渡年代記〕

二 元和四戊午年

一大河村、羽丹生村山境ヲ論ゼシニヨリ、鎮目市左衛門、竹村九良右衛門裁
斷シテ渡シシ證文左ノ如シ、

大河村、羽丹生村山境之事

一大河村證文ハ元應二年に、昌堅より本間刑部少輔へ被遣候證文を用
ひ、景勝入國之刻、黒金、小林、籠嶋、須賀、富永五人、右之證文之通に、文祿三
年之折紙被出候、

同鹿伏村
ト下戸村
ト畑境
ト關スル
訴訟

起請、

元和四年雜載

一鹿伏村ト下戸村トニテ畑境ヲ論スルニ依テ、鎮目市左衛門裁斷シ、繪圖
面ヲ渡ス、

大川村

百姓中

元和四年午八月廿六日

鎮目市(佐渡奉行)左衛門
竹村九良(右衛門)

一羽丹生村之證文は、川村彦左衛門手代小林助兵衛、文祿五年に、先證文
之次第と書付出候、先證文を尋候處に、宮浦入道源貞永享七年(羽丹)尾羽
丹生之境之證文にて、大川境之儀は無之事、
一右兩村山境之出入在之由申届に付、様子相改候得者、從双方證文共出
候、

右之分に候得は、小林助兵衛ハ川村彦左衛門手代と申一判にて候、先
證文も無之候、大河方は先證文に慥まこと候、其上景勝直衆五人書付明鏡
に候間、任其證文、入桑木戸澤界に可仕旨、双方に申付者也、

〔毛利家文書〕 四

申上條々、

一今度御臺所方被仰付候、隨分相嗜、晝夜無緩、可致御奉公覺悟ふ候、就中手子衆こ至迄、其段無用捨可申付候事、

一於私手前こ、殿様之金銀、米錢、并御酒炭、薪油、其外毛頭之物迄後、一粒之自得仕間敷候、自然相違之儀、仕事候ハ、前廉こ益玄（益田元勝）、完主（完主元兼）殿迄申理、自用可相調申候事、

織部丞

若衆ノ道

金銀米錢
等ヲ私セ

毛利家臺
所方ノ誓
詞ノ誓
手子衆

一御酒之儀モ、一日こ織部はろづきこ三つ可被下申事、
一御そご御小性衆ふも、晝夜一所こ罷居事のこよて候間、若衆之道一圓こ留り可申候、此上者、いろ様こ成共、可爲御意次第候之事、
一何事こ付候而も、御ため惡敷事こひいきるんどん（備前）、諸事奉輩手子衆こ至迄、少後仕間敷候事、

以上

右之通被聞食届、此上無調法のことるへく候間、いろ様こも被加御意ヲ、被召仕候ハ、可奉存其旨候、若於僞申上者、

（鳥野半平印書）日本國中大小之神祇、愛宕（愛宕）、白山、弓矢麻利支尊、天、諸神諸佛之可蒙罷

御罰候者也、仍記請文如件、

元和四年

閏三月十七日

御申之

淺屋六左（元徳）右衛門（花押）

〔毛利家文書〕 三

神文

今度美作事（有地正徳）、湯治之御暇被遣有間罷上候處、留守こ子共貳人走申候、私兄弟与乍申、一圓不存候、私事若輩之儀こ候へとも、知行等無御相違被仰付候、生々世々忝次第こ候、以來とても、奉對上様へ、少後表裏別心不存候、只今ろ様之儀事新敷申上儀、結句被思召所も如何こ奉存候へ共、此節乍次而、私内々所存之通りを申上度存候而如此こ候、此由被成御披露可被下候、

右條々於僞申上者、

日本國中大小神祇、別而嚴嶋兩（天下間シ）太明神、備後一宮太明神、八幡大菩薩、殊御本尊御罰可罷蒙者也、仍起請文如件、

有地元信
其弟ノ脱
走ト無關
係ナルヲ
誓フ

元和四年

十月廿七日

有地十右衛門尉(元也)
(花押)

〔高野山文書〕

五 又續寶簡集三十九
請文起請文類集

內藤左衛門尉殿

野牛王寶印ノ裏ニ書セリ、
(元也)

給入寶聚院(編纂者)
姓

起請文之事

紀伊高野山領給野
百姓等米人
百穀ヲ私セ
ザルコトヲ
誓フ

元和三年之立毛米高四石六斗八升、大豆高四石六斗貳升、右之内にて、給人百姓共一粒モ取不申候、若一粒も今日以前に於取申者、

奉始梵天帝釋、四大天王、惣而者日本國中大小神祇、王城鎮守諸大明神、稻荷祇園、賀茂春日、正八幡大菩薩、伊豆箱根三島大明神、別者高祖大師、丹生高野兩大明神、百廿伴部類眷屬神罰冥罰、違犯身上八万四千蒙毛孔、每此世者受白癩黑癩病患、來世者墮無間大城之底、永不可有出期者也、仍起請文狀如件、

元和四年十月廿九日

下長谷村

給人寶聚院○コノ起請文ハ
案文ニカ、ル、

賣買、貸借、讓渡、契約、

曝ノ價

常是包

松ノ價

田地ノ賣
渡本年貢

金子ノ買
入大佛判
小佛判

〔言緒卿記〕十月四日、己未、天

一曝百貳疋、丁銀子壹貫六百廿九匁五分ニ買、則曝ノ主ト平兵衛使トニ銀子相濟也、四百卅目ノ常是ツ、ミ三ツ、貳百目ノ常是ツ、ミ壹ツ、此内ヨリ五匁五分ノ出目也、殘百卅四匁ハカケ渡也、少ノヲレ壹ツ有之了、

〔梵舜日記〕

二十 二月廿日、晴、當院山ニ於テ、松木二本賣也、良子卅目ニ遣也、小介使也、一本ニ付十三文目、卅目也、

〔慈性日記〕

二 四月七日、宮戸久大夫へ田地所うり渡候、良子一枚、本年貢一石壹斗ノ所也、彦兵へヨリ上ル地也、使知也、
(良敗力)

〔黑田御用記〕

〇坤筑前 庄野半太夫所持之分
尙以、上り相とる舟候ハ、多兵衛儀乗を候て、下可申候、四百枚之金子ハ調り次第、大もんしや宗怡、宗味兩人ニ預ケ置可申候、以上、

國元へ小河多兵衛下候之間申遣候、三木了清手前ニ而、金子四百七拾枚可買調之由申遣候、右之内大佛判貳百枚、小佛判貳百六拾枚、此分來年春迄之間、相場下直成折々ニ可買調候、七拾枚ハ急度調候へと申遣候條、此分ハ頓而銀子可相渡候、七拾枚之分ハ銀子調次第可渡候、其もとこても、相場□

金相場ニ
入キ時ベシ
注シ買安

阿波蜂須
賀氏ノ米
賣却

山科言緒
銀子ヲ久
我通前ニ
貸ス

言緒銀子
ヲ藤谷爲
賢ニ貸ス

借銀ノ利

之時ハ買調、又金子よて米買候者こハ、則金子こても賣可申候、其方儀京へ
節々罷上、金子時々之相場聞合、安キ時買せゆし不申様こ了清申談、無油斷
心ウけ可申候、其方手前こて、何々と調候との儀、了清へも可申遣候、兩人調
候分、都合四百七拾枚こ可仕ト、委了清かこへも申遣也、

元和四年
七月十八日

長政 御印判

庄半太夫殿

〔阿波國社寺文書〕

乾

〔元和四年〕

同年十二月十日、篠山加兵衛、岩田七左衛門へ、

淡州殘置米之外急賣付可申、且拙者儀体こより、明春早々歸國可有之候、

〔言緒卿記〕

七月八日、甲午、天晴、

一久我侍從脇指、丁銀子三百目ノ質物ニ取申了、

九月六日、壬辰、天晴、

一藤谷少將〔高徳〕ニ丁銀子貳百目カシ申也、使者楠主水也、則主水ニ銀子貳百目
相渡也、今日ノ戌刻也、

十月二日、丁巳、朝雨、天晴、

一久松忠衛門ニ、今日丁銀子五百目借申候、月ニ拾匁ツ、ノ利手也、使大澤

一久松忠衛門ニ、今日丁銀子五百目借申候、月ニ拾匁ツ、ノ利手也、使大澤

右衛門大夫也、

十一月十四日、己亥、陰、

一久我侍從ヨリ、脇指之利手ニ銀子廿二匁請取申了、

十二月十五日、庚午、陰、

一銀子貳百四拾貳匁貳分相渡、モトノカケ合貳百五拾目九分ノ渡也、是ニ
テ粟取次ノ分皆濟也、

十七日、壬申、雪、

一堀川ノ一齋内へ銀子百目借申也、利手月ニ壹匁五分〔半〕也、來年四月切

也、使ハ竹内刑部少輔母儀也、則母儀へ銀子渡申也、

廿九日、甲申、雲、

一久松忠衛門ニあやカラ織物質ニ取、丁銀子壹貫三百目、月ニ廿六匁ノ利

手ニテ借シ申候、

〔常總遺文〕

七

金子壹兩借用仕候、天下一同之得せい、いウやウ此儀到來仕候共、無相違相
濟可申候、但利そくの事、壹分こつゐて、一月こ廿五文こ相定候、爲後日、一

銀百目ニ
ツキ月一
利五分ノ

銀一貫三
百目ニツ
キ月二十
六匁ノ利

金子借用
證下文同
天一政同
ノ分ニツ
キ月二十

元和四年雜載

札遣申候、仍如件、

元和四年二月二日

古澤新右衛門殿

片角つまよの助

手形



二五八

〔長濱八幡神社文書〕

江〇近

我等身上不成と付而、借銀

合三百八拾目有之と付而、

右ノ銀子、少納言弟子と仕、右拙者請取り申銀子共返辨仕候事實正也、然上者、後々末代我等かへ分屋敷三ツ、并坊領作職共と相渡シ申候間、違亂煩申輩有間敷候、仍爲後日狀如件、

元和四年五月十七日

八幡宮
常樂坊(花押)

八幡宮龍

少納言とのら

〔秋田藩採集文書〕

三今宮多賀谷石見家人家藏文書

〔采巻〕
石井伊賀黒印書

〔小場家人一條彌五郎
右同人〕

大坂御陣にて御らし金壹匁七分貳りん、慥と請取指上申候、御印御出候迄之手形ニ御座候也、

元和四年霜月十四日

一條織部殿

石井伊賀 黒印

〔阿部文書〕

後〇肥

可被相渡候御切米之事

合四石五斗者、町升、

御鷹匠

安部佐次兵へ

右貴所慶十七借米、元四ノ利、佐次兵へ裏判ふて可被相渡者也、

元和四年十二月一日

加平左衛門尉(黒印)

阿部五兵衛殿

〔ロンドン市ブリチッシュ・ミュージアム文書〕

コットン氏文書
第三卷一三號

借用申丁銀子百五拾め惣代、

内うとまりや明代として、此さうろ罷越し、銀子百五拾め請取申候、頓而此わき返辨可仕候、仍爲後日一筆如此候、

元和四年

早田五右衛門(花押)

九月十七日

長崎にて

あはては様

元和四年雜載

二五九

田地居屋敷讓渡狀
入地ノ質

〔兒玉韞採集文書〕

〇二 筑前

此頃申談之一儀田大門口貳段五畝居屋敷、悴安恆名字共御子息之讓申候、雖然田之質物之入置申候條、御方御手前へ次第之請返之、御取可被成候、於向後互相違有間敷候、爲後日一通如件、

元和四 戊午

安恆千右衛門

理(花押)

十二月十三日

五丸久右衛門丞殿

〔輯古帖〕

〇十 伊勢 法住院藏

覺

慶長五子庚年十二月十六日之中山小右衛門殿より求申候畠屋敷事、白米彦大夫殿をたのミ買申候、西への道へ幾口成共あけ可申事、此地へ橋村殿城山より道へ付不申候間、其分心得可有事、文書の爲て所へ、白米彦大夫殿參とかけ申候、爲後日如件書置也、

元和 丙子の しま 年三月吉日

祐傳(花押)

法光坊參

畠屋敷買
入ニ就キ
テノ契約

近江北佐
久良村埋
種入用覺

算用、

〔御上神社文書〕

〇二 近江

駒井猪介殿御代官所北佐久良村うはまひ之入用之事

一長さ 十四間半 但堤貳ツ之下ヲ通申候、

一長さ 九間 但堤貳ツ之下ヲ通申候、

一長さ 五間 但堤壹ツ之下ヲ通申候、

右之樋三所之入用銀子三百七拾五匁、同人足七百拾人、但三上村ヨリ五拾七人來候也、此御扶持米三石五斗五升也、右分何もめいさいこ小日記御座候、

北佐久良村

元和四年

庄ヤ 三右衛門

午 六月十一日

又左衛門

大谷八兵へ殿

三郎右衛門

平野長左衛門殿

藤兵へ

北佐久良村樋こ入用代銀之事

合四百卅六匁内六拾壹匁ハ御扶持米代こ、

右樋我々奉行よてかけあをし申候付而、公方様御勘定こ御立被成候、則

右入用請取申、相濟申候、爲後日如件、

元和四年八月十日

八兵へ

長左衛門

三右衛門

駒井様御内 川田茂左衛門殿

〔萬代記〕

伊○紀 同四 戊午

覺

一高合拾壹石三升、先年方川成、江原和田、糸田、尾崎、

内

田方六石三斗九升三合

畠方四石六斗三升七合

一高合三石六斗壹升元和三年方引

内

同村分

川成ノ算用

田方壹石三斗五升貳合 江原
 畠方壹石四斗貳升六合 同
 田方八斗三升貳合 皆代
 一高合壹斗九升三合 田方、元和四年方引 同村分

右ハ川成今度地詰被仰付、念を入檢地仕候間、此書付を以、御代官所衆へ算用可有之候、以上、

元和四年十月六日 河崎多左衛門

田所彦作殿

〔鈴木保市氏所藏文書〕

豫○伊

そらとせ候米の事

- 一上とく五斗ハ
- 一米壹斗五升ハ
- 一米壹升貳合ハ
- 一米壹升ハ

（右）ふねんやあけ宗五とすいけぶらうしう、三郎、
 付三合へいきり、但壹升よ
 大こん三拾んんの代
 貳拾その代

福島正則
 米勘定
 書
 一升ニ付
 三合減リ
 大根ノ價
 菜ノ價

牛蒡ノ價
豆腐ノ價
葛蕪ノ價

米合六斗七升貳合
 一上とく壹斗五升ハ
 一米四升五合ハ
 一米壹升ハ
 一米壹升貳合ハ
 一米壹升七合ハ
 一米八合ハ
 一米三合ハ
 米合貳斗四升五合
 二口米合九斗壹升七合あり、

げんじ四年
 二月十九日

ふいりちのまそらの
 (右の合つき代、但壹升に
 ご不う三ぞの代
 たうふ五ちやうの代
 こんふやく拾ちやうの代
 大こん貳拾んんの代
 ち五の代

いそんハおし不申候、
 大夫(花押)
 の、
 九郎へもん

さらせ候米の事

脇差ノ鞘
ノ塗賃
柄ノ卷賃
餽頭ノ價

一米八升ハ
 一米壹斗ハ
 一米七斗貳升ハ
 米合九斗あり、

げんじ四年
 三月十九日

さうやのぬりのまきさし
 (まきさしのつらの
 同まきさしのつらの
 まきさしに百八拾の代、
 但まきさしに百八拾の代、

いそんハおし不申候、
 大夫(花押)
 の、
 九郎へもん

〔西高辻文書〕

○七 筑前

元和四年

大宰府天
滿宮日別
御供料所
物成算用

日別御供所田高五拾壹石四斗之物成算用之事

一田高拾貳石五斗壹升九合

大鳥居

石別四斗三合宛
五石四升五合五夕

二口合五石壹斗九升六合八夕六才納升、

三口合五石七斗壹升六合五夕六才町升、

一田高拾四石貳斗

花臺坊

石別三斗六升宛
元和四年雜載

口米
納升
延米
町升

一 五石壹斗壹升貳合

此口米壹斗五升三合三夕六才

二 口合五石貳斗六升五合三夕六才納升、

此延米五斗貳升六合五夕三才

三 口合五石七斗九升壹合八夕九才町升、

覺有分

八郎左衛門

一 田高五石三斗六升七合

石別四斗壹升三合宛

一 貳石貳斗壹升六合六夕

此口米六升六合

二 口合貳石貳斗八升三合壹夕納升

此延米貳斗貳升八合三夕壹才

三 口合貳石五斗壹升壹合四夕壹才町升、

一 田高壹石貳斗壹升貳合

石別四斗八合宛

一 四斗九升四合

此口米壹斗四合八夕五才

二 口合五斗九合五夕五才納升、

此延米五升壹合

三 口合五斗六升五夕五才町升、

一 田高四石九升四合

石別四斗八合宛

一 壹石六斗七升七合壹夕貳才

此口米五升三夕四才

二 口合壹石七斗貳升七合四夕七才納升、

此延米壹斗七升貳合七夕五才

三 口合壹石九斗貳夕貳才町升、

一 田高拾四石八合

石別四斗壹升三合宛

一 五石七斗八升五合三才

此口米壹斗七升五合

二 口合五石七斗六升三夕納升、

此延米壹斗九升六合九才

三 口合六石五斗五升六合三夕九才町升、

惣合米貳拾石三斗三升壹合貳夕貳才納升、

此口米六斗壹升壹合四夕壹才

二 口合貳拾石九斗四升貳合六夕三才納升、

此延米貳石九升四合壹夕七才

三 口合貳拾三石三升六合八夕町升、

惣高五拾壹石四斗

石別三斗九升五合宛

一 米貳拾石三斗三升壹合貳夕貳才納、

元和四年十二月十三日算用也、

御供屋和尙
信方

貿易、

〔英國印度事務省文書〕

東印度商會通信集
第六卷七六二號

尙々、明年は必々御上洛まち申候、以上、

一 書申上候、爰元御逗留被成候時分、色々得御意忝候、何たる御馳走も不申、
御殘多候、何にても此方御用之儀候ハ、可承候、尙安仁様へ申入候間不具、

こつくす
大坂ニ逗
留ス

候、恐々謹言、府ニ和蘭人ノ不法行為ヲ訴フルト、九月是月、幕
あまのや

霜月卅日

九郎兵衛(花押)〇大坂商人

かひたん様

御中

〇本文書、餘白ニ「1618 from Choby dono capt. Adams lost of Osaka. Rec. in Firando 1th February (1)

六一年、大坂に於けるキャブテン・アダムスの宿
主九郎兵衛殿發、二月一日、平戸にて受取るトアリ、

〔英國印度事務省文書〕

東印度商會通信集 第六卷七三九號

尙々、此ふね爰元逗留仕候は、たうまゐ二人、長崎下候をのせ申候、余人
にのり手を尋申候間、就夫とう^(ハ脱カ)申候、右之外用も無之候、以上、

書狀を以申入候、仍植木四本參候、則うへ申候、付候は、うれしく可存候、
次に安仁殿^(ウイリアム・ダムス)昨日御下候て、御朱印之事跡より安仁若者持下候間、此一兩
日に可參と存候、我等長崎下申度候、頓而正月にて候間、きさゐを待申候、
はうさゐへも、書狀を以申度候へ共、かひたん殿御前へ御こゝろ頼申候、
一あかかね千五十斤、きさゐ内新右衛門殿渡申候、重而入用之時、又々頼申
候、

一植木持來ふねに舟ちんに貳十匁渡申候、きさゐ家子共たち、御内かたさ

植木
ういりあ
むあだむ
す平戸ニ
來ル

銅

ゑ、何も御盛敷、毎々きさゐ待申るゝとに候、恐々謹言、

十二月廿一日

ちいあ

かひたん

ゑげれす

かひたん

〇本文書、餘白ニ「1618 copie sent to

Andrea Dittis China Capt. from Firando to Langasque le 7th January (一六一年一月二十七日、
平戸發、長崎に於ける支那頭人アンドレア・デッチスに贈られし寫)トアリ、

〔英國印度事務省文書〕

東印度商會通信集 第六卷七五〇號

あを、罷のやり、懸御目可申入候、以上、

一書令啓上候、然^(ハ脱カ)ゝとより無事、御下目出度申上候、我等もかうち^(ハ脱カ)を無
事にさちう仕候へ共、今年まよよ迄、縁ちやうす御目たりなきゆへに、さん
く^(ハ脱カ)のま^(ハ脱カ)へせにてさちう申候へ、貴所様の御まへ、何共めい^(ハ脱カ)とく、めん^(ハ脱カ)を
くあき存事に候、さりあうら年あけ候へ、罷のやり懸御目、委敷御物う
とり可申上候、恐々謹言、

高比良

十二月廿六日

善兵(花押)

高比良善
兵衛交趾
ヨリ歸ル

かひたん様

めんちやうる

Ed. Sayens Jurchasso for Cochin China. Rec. in Firando 4th February from Tangasaque (一六一年) 二月四日、平戸にて、長崎より受取るトアリ、

〔薩藩舊記増補〕

正文 在家久公御譜中 〇薩摩

去秋之頃、到貴邦唐船著岸之由依風説、彼船差下候、用要之儀可相達之様、被仰付專一候、將又宇治茶一壺、炭二箱令進入候、聊書信之驗迄候、恐惶不宣、

仲冬十六日

宰相家久御判

進獻中山王

〔薩藩舊記増補〕

正文 在家久公御譜中 〇薩摩

爾來無音押移候、仍其地へ唐船著津之由就風説、彼船差下、於様子者、從老名中申遣之條、入魂專用候、次宇治茶一壺、炭二箱進之候、誠補空書計候、恐々謹言、

朱力キ 元和四年 仲冬十六日

宰相家久御判

佐敷王子床下

〔リチャルド・コックス日記〕 (歐文材料第十號譯文)

ぼるとが
る餛飩

こつくす
ヨリ松浦
隆信等へ
新年ノ贈
物ヲ爲ス

一六一八年一月十七日(シヨングラチ一日) 〇新曆二月十七日ニ當ル、元予は支那頭人に著物一著、イスパニヤ酒一罎、ポルトガル饅頭、食パン及び他の美味なる肉等を重箱一箱、彼の親戚支那人二官に著物一著、マチンガの父に著物一著、女にポルトガル饅頭三箱の贈物を爲したり、支那頭人の娘、予を來訪して、緞子一反持參せしかば、彼女に著物一著を贈りたり、支那人多勢群を爲して、予を來訪して、新年の挨拶を述べたり、又國王の弟主殿様通過の序、彼の代理として、其家臣を遣し、予に新年の挨拶を述べ、彼は母の許に赴くを以て、入室せざる旨を辨解せしめたり、

十八日、〇新曆二月二十八日ニ當ル、元次の如く贈物を爲したり、國王即ち殿に酒二バルソ及び魚二尾、彼の弟主殿様に同上、彼の叔父豊後様に同上、三四郎様に酒二樽及び魚一尾、主馬殿に同上、大炊殿に同上、タカモン殿に同上、主膳殿に同上、彼の父に同上、トラ左衛門に同上、予はキャブテン、アダムス及び其定宿の主人を訪問して、彼等にイスバニヤ酒一罎、美味なる肉重箱一箱、竝に諸白二罎を持參したり、十九日、〇新曆二月二十九日ニ當ル、元予は鑄物師にベイ羅紗一反半の贈物を

蘭人すへ
つくす年
賀ノ爲メ
松浦隆
信ヲ訪フ
こつくす
年賀ノ爲
メ松浦隆
信ヲ訪フ

爲し貨幣吹換賃として、彼に次の如く支拂へり、(紙吹)フアイ、ブク即ち一回熔解したるものには、一貫目に付き五匁、サブル即ち二回熔解したるものには一分を拂へり、彼等は燃料を給し、予は之を指導せしが、オランダ人も同様にしたたり、若し我等が、ソモ貨を熔解せし時は、一分五厘支拂ふこととせり、我等の兩替人油屋は、紙幣十束及び芥子種一籠持参したり、又鑄物師は、日本紙五帖持参せり、我等は、(内藤正忠)ウナゼンス殿に酒二バルソ一及び魚一尾の贈物をなしたり、次で主膳殿の父は、英商館を訪ひ、予に餅、酒及び魚を贈り、ウツカム君にも、同様の贈物をなせり、

二十日、○新曆三十日ニシテ、元和四年正月四日ニ當ル大炊殿は予を訪問し、扇五本を贈りて、年賀を述べたり、

午食後太郎左衛門殿は、(スベックステ同ジ)キャプテン・スベック年賀の爲めに、國王を訪問せん所存なれば、今日は日も良く、訪問は彼等に好都合なれば、予も之を爲しては如何にとの旨を予に通じたり、依りて予は、空手を避くる爲め、砂糖漬一壺を携へて赴きたり、程なくキャプテン・スベックは、頸に金鎖を附し、キャプテン・バルクホウト、アルバルツス君及びレオナルド君を伴ひて來れ

十二編ノ州 十六折

り、予はニールソン君及びオステル・ウィック君を伴へり、日本人約一千人、國王に拜謁せんとて、同時に伺候せしが如し、最初彼等は、予より先にキャプテン・スベックを呼入れんとせし如きも、若し然らば、予は國王に謁せずして歸館せんと思ひたり、然るに終に予を招き、予の贈りし酒二バルソ一、魚二尾、砂糖漬一壺に對し、國王は鄭重なる言葉にて感謝し、予の當日の訪問を大いに悦ぶ旨を述べ、予及び其他一同と共に盃を擧げたり、

予等の退出すると共に、(カゴ)キャプテン・スベック参入せり、彼の贈物は、酒一バルソ一、魚竝に木皿、(カゴ)ゴコス及び煙草箱、支那蒔繪の道具を載せたる長き机即ち進物臺なりき、

支那頭人は、予に砂糖漬一壺を借らんとて、使を遣せしかば、予は之を彼に送れり、彼の小娘は、彼女の父の予に贈れる蒔繪の立盃及び蓋二個を持参せり、國王の兄弟、豊後様、主馬殿及びトラ左衛門殿は、予の彼等に贈りし進物に禮を述べしが、内膳正は、予に逢ひしも言葉をかけざりき、

又ヤシモン殿及び鍛冶屋は、予を訪ひて、各紙一束、扇一本を贈れり、隣家の人々も、日本カタンド(カゴ)にて扇を持参せり、

元和四年雜載

二七四

二十一日、和四年正月五日ニ當ル、元本日予は、次の如き贈物を爲せり、權之助殿に酒二バルソ一及び魚一尾、(百萬石カ)ノベスケ殿に同上、學校長は、予に蜜柑一籠を持參せり、略

二十二日、和四年正月六日ニ當ル、元予は二官に託して、頭人ホウに一書を送り、且皇帝の鑄貨人にソモ貨に改鑄せしむる爲め、彼に丁銀二十貫目を送付したり、

ウナゼンス殿は、予に酒の小罍二個、魚二尾、雄雉一羽、日本の菓子即ちムチヨ二個及び蕪若干を贈りたり、又支那人二人は、珍花と砂糖及び他の物より成れる、日本にてエビゴと稱する甘き食物を持參せり、

二十四日、和四年正月八日ニ當ル、中略本日予は我が妻スミスに送る蒔繪の道具の荷造をなしたり、アドヴァイス號にて請取るべき妻の勘定は、正貨四十マルクにして、一貫六十六匁七分なり、之を五包に纏めて、函に收めたり、

- 第一號 革靴 三個入
- 第二號 壺 一個入

二四〇分
一〇〇分

- 第五號 文机 三個入
- 第四號 大文机 一個入
- 第五號 雜品入 左の如し、

二四〇〇
一二五〇

- 文机 一個 五〇分
- 口附の大形壺 三個 一〇五〇
- 同上小形 二個 七五〇
- 立盃 二個 二六〇
- 大盃 二個 一六〇
- 玻璃器 二十個 六〇〇
- 絹ワット、木綿綱 (五箱) 五箱 二九七
- 之が包装用筵

總計

一〇六六 七

予は之をアドヴァイス號にてバンタンに送り、最初の便にて、英國に送ることを船長ジョルヂ・ポールに命ぜり、略

二十六日、和四年正月十日ニ當ル、元予は支那頭人アンドレア・ヂッチスに、

元和四年雜載

二七五

ヲ授ク

元和四年雜載

二七六

海上に於ける全英國人及び他國人、即ち英國皇帝陛下の友邦人に宛てたる證明書四通を與へたり、一通は交趾支那の東京行ジャンク船に、他の三通は高砂又は(澎湖島)ビスカドールと稱する臺灣行ジャンク船三隻に宛てたるものなり、略下

花火

二十八日、○新曆二月七日ニシテ、元和四年正月十二日ニシテ、元日没後支那人等予を訪れ、花火を持參せり、夜なれば、花火はよく見えたり、

門松ヲ撤ス

三十日、○新曆二月九日ニシテ、元和四年正月十四日ニシテ、元本日、日本の十五日の祭は終りたり、彼等が一日に立てし木(門松)を取り下し、例年當日に爲せる如く、米と酒とを彼等の火神に供へたり、丑之助殿は、外用の爲め不參せしことを謝して、雄雉一羽を予に贈れり、又予は長崎奉行及び左兵衛殿の家臣に、各火酒クオルト入一罍及びそれを飲むに用ふる支那盃一個宛贈りたり、又平戸の王肥前守も、予に新年の賀詞を寄せ、酒二バルソと野猪とを贈れり、薩摩の騎士(管絃)イケ殿は予を訪れ、日本紙一束即ち一リームを贈れり、彼は近く薩摩より歸來せるが、彼の話によれば、薩摩にて國王は、我等英國國民に非常に好意を有する由なり、

松浦隆信
新年ノ賀
詞ヲ寄
ス

島津家久
英人ニ好
意ヲ有ス

日本人ノ
奴隸

えども
どせし
ト交趾
那行ノ
備整フ
ヤんよ
すんよ
戸ヨリ
平江

二月四日、○新曆十四日ニシテ、元和四年正月十九日ニシテ、元予は予等のジャンク船シーアドヴェンチュアー號の水夫頭より、二十三日薩摩の泊發の書翰を受取りたり、彼等は、西風と高浪との爲め、當地出帆後第五日に同地に著きたるが、約十六日前に海上に出でんと思ひしなり、

予が絞首臺より救ひて、ウィッカム君に與へし日本人奴隸は、逃走して、追手の爲めに、遊廓にて發見せられしが、彼は金を娼婦に費し、殘金を一日本人に委託し、囊中には二三十匁を所持せしのみなり、彼の自白によれば、彼の所謂「ポタン」を一匁半宛に賣り、其數五十個餘に達し、彼は之をウィッカム君より盗みたりと云へり、彼の言によれば、其は小珊瑚樹及び寶玉にして、彼は今之を失ひて搜しつゝあり、

十三日、○新曆二十三日ニシテ、元和四年正月二十八日ニシテ、元予はキャプテン・アダムスとウィッカム君及びエドモンド・セーヤーを伴ひて王の許に至り、我等の船はバンタシに、セーヤーは交趾支那へ出帆の準備整ひたる旨を告げたり、且つ王にして、バンタン、英國及び交趾支那に用事あらば、何事にも辨すべき旨を述べしに、彼は之を感謝せり、略中オランダ人ジヨン・ヨーセンは、本日江戸

元和四年雜載

二七七

戸ニ到ル
和蘭商館
ニ訪
フ

英船平戸
ヲ出帆ス

より來れり、予はキャブテン・スベックを訪問する爲め、和蘭商館に赴けり、其處にて船長パークホートに逢ひしが、彼は予及び他の英人を、次の日曜日、ソンの午餐に招待せり、カ、ル、年、末、忠、去、ノ、風、説、ノ、條、ニ、コト、ニ、十七日、和、四、年、二、月、三、日、ニ、當、ル、元我等は九十貫六百三十匁の精良なる貨幣を入れたる錢函五個を、アドヴァイス號に積込めり、之を兩替すれば、一百九貫二百七匁八分五厘となるなり、十九日、和、四、年、二、月、五、日、ニ、當、ル、元オランダ船ソンの號は、河内の碇泊地に出でぬ、十八人漕ぎの我が早船は、同船を曳出す事を援けたり、國王は町の小舟の外に、彼の早船二隻を出して之を助けたり、予は國王が昨日英船を助けざりしことを記す、予は書翰及び報告書を、バンタン及びロンドンに届くる様ウイックム君に託したり、

二十日、和、四、年、二、月、六、日、ニ、當、ル、元我等は日出二時間前、河内のアドヴァイス號に赴けり、間もなくキャブテン・スベックは同船に來り、書狀を書く爲め、一二時間出帆延期を乞へり、予は平戸に於ける準備を忘れし爲め、直に

長崎ニ赴ク

宿泊料

長崎町役人ニ贈ル

出帆し得ざるを以て、之を諾したり、依りて同船は九時頃出帆したり、神よ、願くは幸なる航海を恵み給へ、略、下二十三日、和、四、年、二、月、九、日、ニ、當、ル、元我等は、今朝長崎に向け出發せり、アドヴァイス號の傍を通過する際、同船より五發禮砲を放てり、斯くて我等は、平戸より十七リীগなる瀬戸に泊したり、我等は、宿泊料十匁及び魚代三匁を支拂ひたり、二十四日、和、四、年、二、月、十、日、ニ、當、ル、元我等は、午後一時長崎に到着せり、多數の支那人、日本人、ポルトガル人、イスパニヤ人等、予の到着を知りて來訪せり、カラック船は、オランダ人を怖れて、本年は出帆せざる由なり、二十五日、和、四、年、二、月、十一、日、ニ、當、ル、元我等は、本日次の贈物をなしたり、長崎の町役人、高木作右衛門殿、高木ソノエ殿、高木サクエモン殿及びサキセ殿へ各酒二バルソ、魚二尾宛、頭人ホウ及び同夫人に暗綠色羅紗一間及びアニス水一罇、

又支那人數人は、予に次の如き贈物をなせり、即ち四官は、果糕十壺、金米糖四斤、鶏卵百五十個、一官は役所より來り、酒一バルソ、鶏卵百七十個、ヨソ

シヤムはバン二十個、二官は酒二バルソ、赤色縮緬二間、蜜柑六十個、鶏卵百四十個、
 二箇月前暹羅に向け出帆せしオランダのジャンク船は、琉球に歸航し、又蘭船ガリヤス號は、橋を失ひて薩摩に入れりとの報に接したり、
 エドモンド・セーヤーが、交趾支那へ乗船せるジャンク船の船主、支那人富豪四官は、我等を明日の晝餐に、又頭人ホウは、明後日の晝餐に招待せり、
 二十六日、○新曆三月八日ニシテ、元和四年二月十二日ニ當ル我等は支那人四官の晝餐に赴き、非常なる歡待と饗應とを受けたり、
 次で歸宅後、宗賀様が、予に酒二バルソ、海草二束、作右衛門殿が酒二バルソ、及び烏賊を贈り、丁寧なる言葉を述べ、厚誼を求めたることを知りたり、又ジョルヂ・デ・ユロイスは、焼肉バイ三個及び蜜柑一籠を贈れり、支那人二官よりは、梨十八個及び蜜柑六十個を贈れり、
 又予はジョルヂ・デ・ユロイスに、オランダ人より、一反十匁にて買ひしキラコ二反、アニ水二罎及び他に諸白を贈れり、又ウィリアム・ニールソン君の爲めに、絹靴下十二足編むべき各色の生絲を彼に託したり、

本日接せる報告によれば、我等のジャンク船シーアドヴェンチュアー號は、再び薩摩に歸航せり、又東埔寨行のジャンク船に乗れるポルトガル人等とイトン君との間に争論起りたる由なり、○下
 二十七日、○新曆三月九日ニシテ、元和四年二月十三日ニ當ル我等は、支那人ホウの晝餐に招待せられたり、非常なる歡待を受け、奏樂を以て迎へらるゝこと三度に及べり、日本氣質にて、我等一人毎に踊子一人を聘せり、
 予は支那人に書翰二通を送りて、彼等が海上にて英船に邂逅せる時、三旗二旗は新しく、一旗は古しを掲ぐべきことを告げたり、
 二十八日、○新曆三月十日ニシテ、元和四年二月十四日ニ當ル予はイスバニヤ婦人に作成材料として、紐五筋とカフス五對とを交付したり、
 支那人三官は、予に鶏卵六十五個、酒二バルソ、大魚二尾及び食バン二斤を贈りたり、奉行の弟サンキシエも亦鶏卵九十五個を持參せり、
 予は支那人と彼の弟とに、兎の皮、仔羊の皮及び臭猫の皮を示したり、されど從來彼等は、之を買ふべしと言はざるを見れば、其意志なきが如し、
 三月一日、○新曆二月十五日ニシテ、元和四年二月十五日ニ當ル予は旗及び信任狀を高砂に赴く支那

英船薩摩
ニテ厚遇
セラルガ
ぼるとが
ヲ中傷ス

貨幣鑄造
左衛門
人後藤庄

こつくす
支那人
ノ爲ニ儲

人に與へたり、○下

二日、○新曆十二月十六日ニシテ、元和予は本日、イトトン君より、薩摩發の書狀四通を受領せり、一は鹿兒島發一月十二日附にして、他の三通は、泊發二月二日、十二日及び二十日附なり、書中彼は薩摩王が、彼に與へし厚遇及び援助のこと、竝にポルトガル人は我等を、盜賊にして、彼等のジャンク船を奪ひに來り、皇帝の渡航免狀を所持せずと訴へしが、却つて我等は之を所持し、彼等が所持せざりしこと判明し、彼等は危險に瀕せることを報じたり、予は又都、堺、大坂、平戸及び薩摩より日本人の書狀十二通を受領せり、○下四日、○新曆二月十八日ニシテ、元和我等は、後藤庄左衛門と稱する貨幣鑄造人〔即ち鑄物師〕に午餐に招待せられ、基督教風に饗應せられ、喝采して高き卓子に著席したり、されど此家の主人が、我等と食事を共にせずして、予に毒害の懸念を抱かせしが、最後に入り來りて、共に盃を擧げたり、察するに彼の著席せざりしは、彼が舊教徒にして、今や^(本意)レントに當ればなり、支那頭人も我等と共に著席したり、予は彼の息子兩人に各一レアル宛を與へたり、五日、○新曆二月十九日ニシテ、元和予は次の如く贈物を爲したり、

ヒタル支
那人ニ物
ヲ贈ル

支那人富豪肥後四官に、黄色ベイ羅紗二間、烏銃一挺、
他の支那人富豪五官に、黄色ベイ羅紗二間、烏銃一挺、
支那頭人の弟ホウに、烏銃一挺、

此等の人は、支那貿易に關して備ひたるなり、
鑄物師後藤庄三郎殿に、^(庄左衛門、後藤)黄色ベイ羅紗二間、
エドモンド・セーヤーの乗るジャンク船の船長チムボウに、

黄色ベイ羅紗二間、酒二バルソ、魚二尾、
又四官と稱する老支那人は、予に酒二バルソ、雞卵五十個、蜜柑三十個、食
パン大皿一枚を贈れり、又カガヤンに赴ける支那人より、酒二バルソ、海
草五束贈られたり、予は支那頭人の請により、此支那人に英國旗と信任狀
とを與へたり、

又予はチムテイなる支那人にも贈物をなせり、
六日、○新曆二月二十日ニシテ、元和予は支那頭人アンドレヤ・ヂッチス及びキ
ャプテン・アダムスと共に、頭人ホウの家に赴き、ウエストミンスター宮殿
に於て、一六一四年即ち陛下が大ブリテン、フランス及びアイルランドを

治してより第十二年目の一月十四日附なる國王陛下の書翰を支那文に譯せり、予は支那文三通を謄寫せしめ、一は上記の書翰と共に支那に送り、一は英國に送り、一は予の手許に留めんとす、予は支那人肥後四官に彼のジャンク船に載する信任狀及び英國旗を與へたり、

コージョンの親戚は予に僧帽の如きマーチパン一種子を贈りたり、
八日、○新曆二月十八日ニシテ、元和、リチャード・ハドソンは、石鹼及び蠟燭代を
デョルヂ・デユロイスに支拂ひたり、即ち、

石鹼十八函代

蠟燭百二十八個代

一〇分
一六分

九日、○新曆二月十九日ニシテ、元和、予は踊子に四十五匁、其召使に四匁與へたり、予は靴工に、釘締二足と舞踏用短靴二足の代十二匁を支拂ひたり、
リチャード・ハドソンは葡萄樹を平戸に運搬する爲め、十三匁を支拂ひたり、

十日、○新曆二月二十四日ニシテ、元和、本日、二官のジャンク船東京に向け出帆し

たり、

予はジョルヂの娘に、彼女の父、キャプテン・アダムスの定宿の主人が送りし野兎一匹代二匁を支拂ひたり、

十二日、○新曆二月二十二日ニシテ、元和、藤左衛門殿は、ゴコ銅四千百三十九斤六十匁を、エドモンド・セーヤーに引渡せり、彼は之を百斤六十五匁にて、交趾支那へ送る爲め、肥後四官のジャンク船に積込みたり、

カガヤン行ジャンク船の船長たりし支那人、本日、破裂せしかと思はるゝ程突然に死去せり、

十六日、○新曆二月三十日ニシテ、元和、予は、高砂即ち臺灣島行を敢行する支那頭人に三十貫目を交付せり、オステル・ウィック君は、更に平戸にて、三十貫目を彼に拂ひしが、都合六十貫目なり、我等の傭主なる名譽ある尊敬すべき會社の決算の爲め、生絲の支拂に赴くなり、

神よ、願はくは多幸なる航海を恵み給へ、

予はキャプテン・アダムス、ヤシモン殿、セーヤー君及びロバート・ハウレイを招待して踊子を呼びしが、丁銀二十匁を要したり、又彼等の少年に、小粒

銀二匁を與へしが、何れも予の支拂なりき、踊子の抱主シヨ一右衛門殿は、予に酒二バルソ一、パン十六塊の贈物を持

參せり、
（船客乙）ギカンのジャンク船は、福田に赴きたれば、キャプテン・アダムス、エドモン

ド・セーヤー及びロバート（ハウレイ）等、別辭を述べて乗船したり、
十七日、（乗物男）和四年三月十七日ニ當ルテ、元予は踊子に丁銀三十四匁を、彼等を運び

支那船長
崎ヲ出帆
スエドも
どせーや
乗一之ニ搭

し、
此夜日没頃、肥後四官のジャンク船出帆せり、キャプテン・アダムスは、此船
の水先案内として、エドモンド・セーヤー及びロバート・ハウレイは、尊敬す

べき會社を代表して乗船し、支那人チムボウ船長たり、
十九日、（略）和四年三月十九日ニ當ルテ、元日本人に託送せし本月十七日附平戸發

長崎ニ商
館ヲ置カ
シフ

オステル・ウィック君及びニールソン君の書狀二通を受取れり、書中次の
如き重要な事を報せり、即ち平戸王は、商館に沿へる五十戸以上の町を
與へ、之を破壊して、新に倉庫と共に商館を増築せしむる事となせり、予は
長崎に商館を有し、而して蘭人には、平戸に住せしめたらんにはと思ふ、彼

帷子ノ代
價

長崎ヲ發
送踊子ノ見

平戸ニ歸
ル

等の此事を交換すべきは疑なし、

大村のスキアン殿の親戚にして、長崎の住人なるフエーサーモン殿、予を

來訪せり、彼は予の宿所より二軒目に家を建て、二日前落成したれば、予に
厚情を望み、彼の家に招待せり、彼は當地の奉行權六殿（長谷川殿正）の一友人と結婚せ

り、彼女は基督教徒にして、予に、我等の宗教の教義、英國に於ける教會の有
無を尋ねたり、之に對し、予は特に二人の大僧正、僧正及び其他の僧侶はあ

れども、何れも自國語を用ひて、ラテン語を用ふる者なしと答へたり、
二十一日、（略）和四年三月三十一日ニ當ルテ、予は丹後殿に贈る帷子を丁銀六十

匁にて購ひたり、
二十二日、（略）和四年三月六日ニ當ルテ、元我等は午後、平戸に向け長崎を出發せ

り、踊子等は、セーリス君の定宿の主人と共に、數種の料理を携へ、小舟二隻
に乗り、途中まで見送りたり、予は彼等に丁銀四十四匁を與へしに、喜びて

歸りたり、支那頭人、アルバルツス及び藤左衛門殿も同行して、此夜瀬戸に
至り、上陸して宿泊せり、

二十三日、（略）和四年三月七日ニ當ルテ、元本日午後、我等は平戸に著きて、藤左衛

門殿及び他の堺の商人を我等の風呂に招待せり、
 四月三日、○新曆三月十三日ニシテ、元和四年三月十八日ニ當ル予はエドモンド・セーヤーより、前月二十五日附、五島のナラ(奈留也)發の書状を受領せり、彼等のジャンク船は、前月十八日該地に達せしが、海底悪しかりし爲め、岩礁に乗上げ、舵を失ひ、その舵のつきたる船骨を折り、難破の危険に瀕せり、されど幸にして離礁し、舵を修理し、破損を繕ひて、前月二十六日再び出帆したり、彼は、又支那人四官のマニラ行の他のジャンク船も、五島の他の碇泊地に坐礁せしが、終に救助せられて、航海を續行し得べしと予に報せり、○下略
 四日、○新曆三月十四日ニシテ、元和四年三月十九日ニ當ル日本人ジョンは、我等が常に其埠頭を小舟の艤装や修繕に使用せる古き支那人の家の建築に就きて、大工、仕事師の手間賃及び材木其他の代金總計百匁を支拂ひたり、
 六日、○新曆三月十六日ニシテ、元和四年三月二十一日ニ當ル國王は大炊殿を遣して、予に支那金魚を譲らんことを請へり、予は嘗て同種の金魚四尾を彼と其弟に與へしが、今度も嫌々ながら一尾を與へたり、我等の通譯ミゲルを遣して之を贈りしに、王は甚だ悦びたるが如し、○下略、松浦隆信、江戸ニ參勤スルコト、三月二十一日ノ條ニ收ム

五月二十一日、○新曆四月八日ニ當ル、元和四年三月三十一日ニ當ル本日は、日本人は、他に神を有せざるを以て、寧ろ神とも云ふべき日本の大豫言者の復活祭なり、彼等は復活祭○棚外ニアリ、釋迦の記念として、朝の間家の前即ち檐を全部樹枝を以て蔽へり、
 我等は我等の地主のボーズ(坊主)に、目下彼より借用せる庭園の一年間の代金として、小粒銀十匁に、酒一樽、海草一束を添へて贈りたり、
 二十四日、○新曆四月十一日ニ當ル、元和四年四月十一日ニ當ル鐵砲師は、我等の銅を總て借りて、三箇月中に同種のもを返却することとして、見本として一束を残せり、
 二十六日、○新曆四月十三日ニ當ル、元和四年四月十三日ニ當ル隣家のクシクロン殿は、新宅を造りたれば、親戚及び近隣の日本人等を、棟を上ぐる〔彼等はかく呼ぶ〕に招けり、彼等は互に飲交はし、日本にて常に見る如く、奇妙なる風にて騒ぎ謠へり、
 予はマチンガに、家の覆即ち屋根葺料として、小粒銀七匁半を支拂ひたり、
 予は四日前の日附にて、壹州の温泉よりニールソン君の書翰を受取りたり、書中彼は外科醫ロバート・ハウレイに、來りて彼に放血せしめ、且下劑を
 かけられたしと記したり、

六月五日、○新曆十五日ニシテ、元和四年四月二十三日ニ當ル、ロバート・ハウレイは、壹州のニールン君の許に、其望通り、彼に下劑を與へ、放血せしめん爲めに赴きたり、予はニールン君に一書を送り、且彼等の食糧として、スカラビーア一樽、パン十塊及び日本酒一樽を贈りたり、

夕方港外に船二隻來著せりとの報ありしが、結局蘭船なる由なり、依りてキャプテン・スペックは、之を見定むる爲めに小艇を派遣したり、

六日、○新曆十六日ニシテ、元和四年四月二十四日ニ當ル、早朝蘭船ソンの僧、即ち宣教師、予を來訪し、我アドヴァイス號は、彼等の當地出帆後二日にして、彼等より別れたりと云ふよりも、寧ろ彼等が、アドヴァイス號とは異なる方面に向ひたれば、其後の同號の消息を知らずと云へり、彼は又、彼等は小船ガリヤス號を交趾支那に派遣したるが、同地滞在三日に過ぎずして、支那ジャンク船六隻入港し、彼等は之を悉く捕へ、曳き行きたり、これ彼等が四隻の支那ジャンク船を捕へしより一箇月内の事なりと予に語りたり、

依りて予は、エドモンド・セーヤをキャプテン・スペックの許に遣し、彼等の船の安著の挨拶を爲さしめたり、彼は前に此事を予に告げざりしを謝

蘭人支那船ヲ捕フ

蘭人にやすを焼く

蘭船を訪問す

し、セーヤに、彼等はマニラ行のジャンク船十六隻を拿捕したるが、交趾支那行のジャンク船には一度も逢はざりき、又フィリッピン海岸にて、イスパニヤ船の船員を總て上陸せしめて、之を焼きたりと語りたり、又彼等の言に據れば、ガリアス號は、マカオの碇泊所に數日碇泊せしが、支那人は食糧品、絹靴下及び其他の物を携へて來船し、彼等を歡待したりと、予は河内なる蘭船ソンの號を訪ひ、船長バークハウトに、酒一バルソ、スカラビーア一バルソ、豚一匹及び牝鶏五羽を持參せり、彼はなほ航海中なりしが、予と同刻に、錨を下さずして平戸港に入れり、彼は彼の行動につき、種々語り、而して彼は、二回支那船を拿捕せし由なり、予は前にガリヤス號の拿捕せしもの、事と思ひしが、後に語る所に據れば、前年マニラにて拿捕したるものなりき、一回は支那より交趾支那に航するジャンク船六隻なるは確なり、然るに之を否定し、彼等がガリヤス號を見てより六週間後なりと言ひ、交趾支那へ貿易に行く爲め、同船には四百貫目積み居たること、及び其後の消息を知らずと語りたり、僧の語る所に據れば、此等の談は皆偽なるが如し、

和蘭人ノ
輸入品ノ

ニールソン君及びロバート・ハウレイは、壹州より歸り來れり、
七日、○新曆四月二十五日ニシテ、元和當ル、蘭人は、本年は、昨年以上に支那より貨物を
積みて來れること確なり、彼等の船室は、絹織物及び麝香にて充滿せり、
八日、○新曆四月二十六日ニシテ、元和當ル、夜分蘭船ガリアス號は、平戸なる河内碇泊
所に著せり、○下

賈金

十二日、○新曆四月三十日ニシテ、元多數の日本人及び支那人は、蘭人の織物
を買はんとて、レアル貨を携へて、長崎より平戸に來りしが、賈金も少から
ざりき、ジョン・ヨーセンは、用意せる錢にて、彼等より良き織物を高價に買

輸入織物
ノ代價

すべつく
ヲ支那人
ヲ釋放ス

へり、即ち、緞子織、吳羅服及び縞子等を一反五十匁にて購へり、

十五日、○新曆五月三日ニシテ、元本日キャプテン・スベックは、ジャンク船
より、支那人船頭五六人を釋放し、彼等に丁銀一枚宛を與へたり、彼等は支

和蘭人劫
掠ヲ事ト
ス

那頭人アンドレヤ・ヂツチスの家に至りて宿泊せり、彼等の如き者に、これ
以上與へざるは、不都合なるが如し、且此二船○先平戸ニ入港シタル蘭
船そん及びビガリヤす號ヲ指
ラシナは、劫掠のみを事として、他に目的あるに非ず、これにより、不名譽にも、
此國を海賊の巢窟として、彼等の私腹を肥すものなれば、皇帝は此事件を

和蘭商館
ノ増築

生絲ノ騰
貴

裁判に附すべしと信せらる、イスパニヤ人、ポルトガル人及び支那人は、宮
廷に赴き、明に此事件につきて陳述すべく、且寧ろ皇帝が、彼自身の日本人
の家臣にかゝる行爲を許容せしめざる爲めなり、

十七日、○新曆五月七日ニシテ、元予は蘭商館に蘭人を訪問せしが、彼等は
予を甚だ親切に遇し、實に偉大なる彼等の新事業たる、商館増築を予に見
せたり、即ち新廣間、數多の美しき商人部屋、番小屋及び鳩小屋附の新倉庫
〔即ち物置〕二棟、火藥を入るゝ爲め、煉瓦と石にて造りし堅固なる家、病人
其他の宿舍、石造の壁及び埠頭等なり、

十八日、○新曆五月六日ニシテ、元堺の定宿の主人藤左衛門殿より書狀を
受取りしが、彼の記す所に據れば、今年ジャンク船の航海不能なりし爲め、
生絲は百斤三貫二百匁に騰貴せし由なり、

十九日、○新曆五月七日ニシテ、元予は此町に來れる薩摩の使節に使を遣
して、胴衣用のフスチャン織二間と手帳二冊とを贈れり、

二十日、○新曆五月八日ニシテ、元ジョルヂ・デュロンスは、予に書翰を贈りて、
媽港船が、其地に赴きし東埔寨船の報する所に依れば、無事歸航したる由

暹羅ヨリ
ノ輸入品

幕府鉛及
ビ火薬買
入ノコト
ヲニ傳フ

蘭船平戸
ニ入港ス
ヤンク船
ノ東埔
ヨリ長崎
ニ入港ス

生絲ノ騰
貴

支那船臺
灣ヨリ長
崎ニ入港
ス其輸入
品

蘭人ノ造
船

蘭船ヲ擊
ス

餐に招待したり、略中
ビット君はオランダのジャンク船に託して、暹羅より左のものを送れり、
即ち、

生絲七十一斤半

三一頁 一〇八頁

各種伽羅木三十九斤半、サファ即ち魚皮三束

五一四

諸入費

一〇四

三十日、新曆七月十日ニシテ、元權六殿の都よりの書翰を受取りたり、我等の船著かば、我等の鉛と火薬とを皇帝の爲めに保留すべしとの事なり、
彼はオランダ人にも、同文の書状を送れり、

オランダのジャンク船平戸に著す、予は曳航の援助に早船を遣せり、略中

七月四日、新曆五月十四日ニシテ、元和東埔寨より來れるジョン・ヨージェンの

他のジャンク船長崎に入港せりとの報あり、略下

十日、新曆五月二十日ニシテ、元和本日、日本文書翰三通受取りたり、一は江戸

なるキャプテン・アダムス夫人より、他はキャプテン・アダムスの大坂の定

宿の主人九郎兵衛殿より、第三は大坂なる我等の定宿の主人藤左衛門殿

よりなり、何れも鄭重なる書面にて、藤左衛門は、都にて生絲百斤三貫目に
騰貴せることを報じたり、略下

十二日、新曆六月一日ニシテ、元長崎發、支那頭人アンドレア・ヂッチスの

書状を受取りしが、ジャンク船、獸皮及び蘇木を積み、高砂より歸著せし

が、今年支那より同地に來る船なかりしかば、生絲は齎さざりし由なり、

略下

十六日、新曆六月五日ニシテ、元キャプテン・アダムスの定宿の主人ヤセ

モン殿薩摩より來りしが、内々オランダ人の爲めに、柱及び材木を購入し

たり、然らずんば、薩摩王は、オランダ人と何等交遊なきを以て、之を搬出せ

しめざるべし、オランダ人は、ホルトガルのフリゲイト船に對抗して、此木

材の一部を以て、ガレイ船を建造せんとせる由なり、

十七日、新曆六月七日ニシテ、元予はジョルヂ・デュロンヌより書翰を受

取りしが、書中、ホルトガルの沈めし船は、蘭船にして、英船に非ざるは確

實なり、彼等は、蘭人の書翰を多数手に入れしが、彼が此事件に就き、予の疑

念を散せん爲め、予に送りし數通以外は、破棄せられたるべしと認めあり、

蘭人造船ノ材ヲ買入ルカ爲メ薩摩ニ送リシ貨幣ニ沈ム

臺灣ヨリ生絲ヲ不成入

すべつく 赴江戶ニ 赴カント スヤン 忠及諸 大等ノ 龍ヲ失フ

赴カント ス

長谷川 正將軍ノ 名ヨリテ 支那人ヨリ 支那人ヨリ 支那人ヨリ 支那人ヨリ

又ポルトガル人及びイスパニヤ人主として阿媽港より來るものに對抗してガレイ船即ちフリゲイト船五六隻を建造せんと木材購入の爲め薩摩に送りし二萬ペソ即ちレアル貨は船と共に沈没せし由を書したり、他に頭人アンドレア・ヂ・チス及び其弟頭人ホウより書翰一通來りしが、尊敬すべき會社が六貫目を投資して高砂に赴きしジャンク船三隻は、生絲の積荷を得ずして長崎に歸りたり、何人も支那の國外に航するを禁せられし爲めなり、依りて彼等は、生絲仕入の爲め、多額の資金を、高砂より支那に送りしが、使者も金も如何になりしか、後報なかりき、略下
二十日、○新曆三月十日ニシテ、元本日キャプテン・アダムスの手に語る所に據れば、キャプテン・スベック及び蘭人等は、彼の許に書を贈りて、キャプテン・パークハウトを同伴して、彼等の贈物を献上する爲め、江戸に赴かんことを請ひたり、これ彼等の同國人ジョン・ヨーセンが虚言を爲して、皇帝及び其他の諸侯の寵を失したる爲めなり、依りて本日、王弟は彼等の乗船すべき船を彼等に貸與したり、○略下
二十二日、○新曆八月十一日ニシテ、元本日予は今キャプテン・アダムスが、蘭人と

同伴して上らんとせるを以て、次の書翰を彼に託送したり、即ち平戸の王(松浦藩)肥前守宛一通、權六殿宛一通、堺の藤左衛門殿宛一通、大坂の天野九郎兵衛殿宛一通、江戸の仁右衛門殿宛一通、都の孫左衛門殿宛一通、大坂の定宿の主人九右衛門殿宛一通、江戸に於ける大炊殿(玉井利勝)の書記角左衛門殿宛一通、江戸に在るキャプテン・アダムの妻子宛一通、都の定宿の主人の子助五郎殿宛一通、大坂の定宿の主人庄兵衛殿宛一通なり、
二十五日、○新曆八月十四日ニシテ、元本日オランダ人は、大坂に赴く爲め、國王より小舟一隻を借受けたり、次で皇帝に謁する爲めに、陸路江戸に赴くべしと、
二十六日、○新曆八月十五日ニシテ、元本日新曆八月一日附、長崎發、ジョルヂ・デュロイスの書狀を受取り、該書中種々の報告あり、權六殿は、ルエスタナレスと共に、支那人の商品を、多數皇帝の名に依つて、安價に買上げ、是を他の商人に高價に賣拂ひ、かくて權六殿は、四百貫目、タナレスは、百貫目收得せる爲め、問題になりたり、之が爲め、彼等は、今や彼等より商品を購入し商人によりて訴へられ、商人等は、相共に此事件につき、皇帝へ請願書を提出せ

英船琉球漂著ス

琉球王ノ薩摩主ナル王

り、○下略、伴天連捕縛ノコト、
 二十八日、○新曆八月十七日ニシテ、元去る四月二十八、二十九及び三十日附、
 大琉球の那覇發の三通一束の書翰をイートン君より受取りたり、該書中
 に、シーアドヴェンチュアー號の薩摩出帆後の危難を記せり、琉球にて二
 三度坐礁し、三分の二浸水し、離礁の望殆んど絶えしかば、貨幣其他の重要
 貨物を(大高カ)と^{大高カ}呼ばるゝ島に陸揚げせり、されど遂に獨力にて浮揚し、
 大危難を冒しつゝ、大琉球の主島那覇の港に著し得たり、國王の奉行等、即
 ち此群島の知事等は、英國船なりと知りて、小船及び人夫を送りて、出來る
 限り救助に努められ、之に依りて、幸危難を脱し得たりき、其後英國民の用
 に立つ事ならば、材木板其他必要品の爲めに、彼等の森林全部をも提供せ
 んと申出でたり、されどこれイートン君の考ふる如く、琉球王の主にして、
 嘗て斯くする事を命じたる薩摩王の力を要すべし、予が反對の意を報せ
 ざりせば、遂に其地にてジャンク船を修理し、暹羅への航行を繼續せしな
 らん、予は予の書狀の既に彼の手に至り、それより平戸に歸航せんことを
 望む、

こっくす平戸芋館内ニ移植ス

蘭人等あす平戸に共ニ發シテ京都ニ赴ク

薩摩ノ王收多摩島大福

琉球より日本の書翰三通を受領せり、一はジャンク船の水夫より、他はコ
 ドミンゴより、第三はネグロ人アントニイよりなり、
 二十九日、○新曆八月十八日ニシテ、元予は小芋五百本を畑に植ゑたり、イ
 トン君の琉球より送られし所なり、
 三十一日、○新曆八月二十日ニシテ、元蘭人等は、本日午前都に向け出發し、キ
 ャプテン・アダムス同行せり、大砲十二發は二隻の船より、三發は商館より
 發射せられたり、出發せるは、ガリヤス號の船長ヤールマン及びマチヤス
 君なり、
 八月一日、○新曆六月二十一日ニシテ、元和備後の鞆の定宿の女主人及び其子息、
 予を訪問し、予に酒二樽及び日本紙五束を持參したり、息子に侍二人同行
 せしが、一人は、其地の王にして、薩摩の王よりも收入多き福島大夫(正則)の大奉
 行なり、
 二日、○新曆六月二十二日ニシテ、元和予は長崎よりの書狀二通を受領せり、一は
 アンドレヤ・ヂッチスよりのものにして、西瓜九個を添へ、他はアルバロム
 ニヨスよりのものにして、エドモンド・セーヤーに贈る刀及び短刀を添へ

たり、備後の鞆の定宿の主人より、一ガント一匁にて、魚油百六十八ガントを買入れたり、

佐川信利
支那船交
跡支那交
カテ、欺
ノカ、ル
報、ト

四日、○新曆二十四日ニシテ、元和、東京に赴きし支那頭人のジャンク船は、水先案内の不注意により、同地にて難破せしが、全員救助せられたりとの報、今夜遅く達せり、或は日本人叛きて、貨幣を奪去りたりとの噂あれども、其真偽知るべからず、又キツキン殿及び主馬殿(佐川信利)のジャンク船は、先年のエドモンド・セーヤーと同じく、絹を買ふ爲めに積載せし貨幣七十貫を欺かれて盗まれたりとの報あり、

五日、○新曆十五日ニシテ、元和、アンドレヤ・ヂッチス長崎より書を寄せて、頭人ホウのジャンク船の難破は確實にして、船員救助如何は知らずと記せり、

まのえる
ごんさる
にノ商船
入港スヨリ

又記して曰く、ゴンサルバスのジャンク船マニラより著し、彼の子息も、同船にてマニラより到着せりと、これアンドレヤ・ヂッチスの子息なるべし、
ジョーン・ヨーセンのジャンク船も長崎に到着せり、又曰く、新イスパニヤより三隻マニラに著し、新知事著任せりと、

赤砂糖
氷砂糖
京都ニ於
ケル賣残
品ノ始末
露西亞皮

蘭商館より赤砂糖と氷砂糖を二百斤、賣残りの拂として購ひたり、
十二月七日、○新曆十一月一日ニシテ、元和、ギフイオ殿は、彼の主人藤左衛門殿に代りて、次の賣残品を我等に引渡せり、○此つ途上、京都ニ在リ、

- ムスコビ 卽ち露西亞皮 三十六枚
- 猩々緋ベイ羅紗 二反 四十八間半
- 黒色ベイ羅紗 殘片 二十二間半
- 淡黄色ベイ羅紗 殘片 二十間四分ノ三
- 十三號淡黄色大幅羅紗 七間八分ノ六
- 五號同淡黄色 七間四分ノ三
- 三三〇號 ムレイ 七間十二分ノ一
- 二〇四號 ムレイ 七間十二分ノ十一
- 五九號 ポビング 七間十六分ノ十五
- 五一號 ポビング 六間四分ノ三
- 四六三號 青色羅紗 六間二分ノ一
- 號不明淡黄色羅紗 二間

全部大
幅羅紗

京都ニ殘
留セル商
品

略○下
十日、○新曆二十日ニシテ、元和予は此月の第七日、ギフイオ殿より貨物を
受取りし後、彼の主人藤左衛門殿の計算にて、猶不足なる貨物を彼の許に
留めしを記すことを忘れたり、○大坂ニ在リ、

四二七五號淡黄色大幅羅紗二反半 十四間三十二分ノ十三

九號 〃 一反半 八間六十五分ノ七

二一號 〃 一反半 八間八分ノ一

其他黑色ベイ羅紗 三間

又淡黄色ベイ羅紗 六間

又賣掛金 一貫 五〇六分

又平戸にて彼への貸金 一貫 一〇〇分

十五日、○新曆二十五日ニシテ、元我等はマキ殿に、蒔繪の道具類の代りに、
次の如く賣渡せり、

第一二一號黃褐色大幅羅紗七間二十五分ノ十七 一貫 九六〇分

第二八六號肉桂色大幅羅紗六間 七二〇

第一二九號淡黄色大幅羅紗八間 八四〇

猩々緋ベイ羅紗十二間、一間六十匁 七二〇

十二編之冊 十九折

之に對し、此日附より五箇月以内に、予の計算により、蒔繪類にて予に引渡
さるべきもの、

文机二十脚、尺度により一脚百十匁 二貫 二〇〇分

櫛箱百個、一個五匁半 五五〇

暹羅王への掛箱二個、一個百五十匁 三〇〇

其他道具又は金にて殘百九十匁 一九〇

三 二四〇

〔和蘭國海牙文書館文書〕 (歐文材料第十一號譯文)

一六一八年九月二十九日、○元和四年八月附、ジャカタラ附近碇泊中

の帆船ワーペン號に於て認めたる蘭領印度總督及び參事會より蘭

國東印度會社理事に贈りし書翰、

蒔繪文机
及ビ櫛箱
ノ代價

蒔繪師ト
ノ取引

尊敬する賢明にして思慮ある大に謙讓なる諸君、
別紙書翰の寫に副へて、
當地に於て、日本の銀及び銅、これは日本に於て自由にして、我が國に於て
よりは、幾分安價なり、より、小錢を造られたることは、大に善きことなり、諸
君も喜ばるべし、斯く爲し、ことは必要なり、何となれば、然らざれば日本
銀をよく齎すこと能はざればなり、我等は支那貿易を可能ならしめたり、
一六一八年九月二十九日、ジャカトラ附近碇泊中のアムステルダム
ワーペン號に於て、

貴下の從順なる僕

イー・ペークリン
アレント・ワルテンス
ペー・ダ・カルペンチール
ウィレム・ヤンス
ピーテル・デイルクソーン

一六一八年六月二十四日元和四年五月二日附、ジャカトラ發、蘭領印度總
督ヤン・ピーテルスゾーン・クーンより、蘭國東印度會社理事に贈りし
書翰、

尊敬する賢明にして思慮ある大に謙讓なる諸氏、ダ・フリーデ・フォルタイ
ネ號に託す、

英船に託したる下の書翰の寫を日本より受取りたり、艦隊司令官ラムは、
去る一月、フリッシンゲン號にて、日本よりモロッカ諸島に向けて、種々な
る貨物及び日本銀價額一〇四五〇〇レアルを積みて出發せり、一以上
合計三五〇四三〇グルデン七スタイフェル九ペンニングに達すること
は、後に別紙一般目錄に就きて、諸君が閱せらるゝ如くなり、右の銀は、今年
程支那人と交易するにあらざれば、吾等(本邦)は、
と能はざるべきを以て、當地にて最も期待せられつゝあり、該司令官は、總
てを安全に護送するならん、アウデ・ゾンネ號及びガリヤッセ號は、我等の
命令により、(廣野)キナム若しくは其附近に於ける支那人との商業を鞏固にせ
んが爲めに、平戸より交趾支那に向けて出發せり、アウデ・ゾンネは、銀及び

色無地繻珍の粗悪なるもの一二反、但一反三レアル半

一〇〇、一六、〇〇、

アルモザイン〇地厚無地一二三四反、内

色物七六〇反、但一反一レアル四分の一 九五〇

レアル

黑色にして甚だ粗悪なるもの四六三反、但一反一

レアル 四六三レアル

瑕物一一反、但一反八分の五レアル 八レアル四

分の一

合計

三四一、〇〇、〇〇、

單〇一反物モレヤウ〇五絲の粗悪なるもの七反、

但一反一レアル半

二五、〇四、〇〇、

木綿に絹を少しく交せたるウエルスハイン〇と

類と、四二反、但大部分は質損じたるもの、一

反一レアル

一〇五、一二、〇〇、

金線
銀線
支那製木
綿織物

紙包金線二七二個、但一〇包二レアル半

一六三、〇四、〇〇、

紙包銀線四六〇個、但一〇包四分の三レアル

八二、一六、〇〇、

各種カンガン〇支那製木綿織物七五五四反、内

ブーチーカステル四四八九反、但一〇反三レアル

六一三四六レアル一〇分の七

同上等品六二〇反、但一〇反四レアル 二四八レ

アル

粗にして薄き品五一〇反、但一〇反三レアル

五三レアル

小巾上等品一〇〇反、但一〇反四レアル 四〇レ

アル

同褐青色の品一一五〇反、但一〇反四レアル 四

六〇レアル

同淡青色の品六八五反、但一〇反四レアル 二七

四レアル

合計

三二二
六〇五二、〇一九

紙包ホーグシウ・カンガン六九反、但各包カンガン二反入、一包半レアル

八二、一六、〇〇

ノンネの粗なるもの一五〇反、一〇反三レアル

一〇八、〇〇、〇〇

各種亞麻布瑕物三一三反、但一〇反三レアル

二二五、〇七、〇三

純ソーマ銀一二二六匁、價額、

四四八、一〇、〇〇

鹵獲品價額總計

五五七、一四、〇七、〇八

又次に掲ぐる品物は、多くは鹵獲したる些末の品なるが故に、前年と同じく、特に印度の諸會堂及び窮民の保助救護の爲め、之を賣却することに決し、評價を附せず、

馬車

大なる金箔彫刻の馬車一臺

同小なるもの一臺

支那靴入籠二個

各種鹵獲品入籠二個

種々の粗藥品入籠一個

平戸ヨリ
輸出セリ
録品ノ目

粗惡なる支那漆器入小樽一個

上等銅製計量器一個

硝子器入小樽一個

ボタン若干

粗惡なる製革二十六枚

ヤコブ・ハースマン
ジャックス・スベックス

神は讚美すべし、一六一八年十月八日、元和四年八月十日平戸に於て、

日本に在る商人長ジャックス・スベックスがトニス・フロレスセンの船長として當所を發し、バタニに到り、又同所よりバンタンに向ふ帆船アウデ・グンネ(神之を護り給へ)に積込み、總督ヤン・ビーテルスゾーン・クートンに送付する品物竝に商品の目録、但悉く聯合オランダ東印度會社の勘定にして、左の如し、

第一には、帆船アウデ・ゾンネ及びガリヤッセがマニラ港外に於て函獲し、
當地に持來りたる左記の品物、即ち、
一號より一〇〇號までの番號を附したる箱一〇〇
個 内容

白色上等支那生絲二〇六〇〇斤、但一〇〇斤一六
〇レアル 七九二一、一三、〇九

一〇一號より一七〇號までの番號を附したる箱七
〇個 内容

生ポアル絲、但長き撚りたるもの、二〇七二二斤
内一〇一號より一一五號に至る一五箱は、他より
も色白し、但一〇〇斤一八〇レアル 八九五九、〇〇、一二

一七一號箱一個 内容

色ポアル絲竝にウエルク絲二四〇斤、但一〇〇斤
二二〇レアル 一二六七、〇四、〇〇

一七二號小箱一個 内容

撚絲

見本として最良の品の中より選擇したる黒同上

品三一〇斤、但一〇〇斤一九〇レアル 一四一三、一二、〇〇

一七三號より二〇六號に至る三四箱 内容

白撚絲九九二二斤、但一〇〇斤二〇〇レアル 四七六二、五、一二、〇〇

二〇七號より二三二號までの番號を附したる箱二
六個 内容

白色其他種々の色の屑絲七七二二斤、但一〇〇斤
一九〇レアル 三三八四、四、〇六、〇六

二三三號箱一個 内容

金を織込みたる雜色カッファ一種織物二〇反、但

二反一五レアル 三〇〇レアル

銀を織込みたる同上品六反、但一反一二レアル

七二レアル

厚地赤緞子、丈約三五エル、一二反、但一反二〇レア

ル 二四〇レアル

絹織物

緞子

元和四年雜載

種々の色の天鷲絨一二反、但一反一六レアル
九二レアル

合計八〇四レアル

一九二九、一二、〇〇、

左の黒色カッファを入れたる箱三個

二三四號 五五反

二三五號 五五反

二三六號 五〇反

共一六〇反、但一反一〇レアル

三八四〇、〇〇、〇〇、

左の賈金銀を織込みたる雑色カッファ

二三七號 五五反

二三八號 五五反

二三九號 五五反

二四〇號 五〇反

二四一號 五〇反

共二六五反、但一反八レアル

五〇八八、〇〇、〇〇、

二四二號箱一個 内容

小さき鷲眼入厚地色緞子一三〇反、但一反六レアル

ル

一八七二、〇〇、〇〇、

二四三號箱一個 内容

小さき鷲眼入厚地色緞子九〇反、但一反六レアル

五四〇レアル

白無地繻珍八十反、但一反三レアル半、二八〇レアル

模様入色繻珍三〇反、但一反五レアル半、一六五レアル

合計九八五レアル

二二六四、〇〇、〇〇、

二四四號箱一個 内容

厚地吳羅服一三〇反、但一反五レアル半、七一五レアル

重ナラニ反物 黒茶字縞七〇反、但一反四レアル、二〇〇レアル

二三八八、〇〇、〇〇、

二四五號より二五七號までの番號を附したる箱一

三二七

三個 内容

色緞子普通品二九六五反、但一反四レアル

二八四六四、〇〇、〇〇、

二五八號より二六一號までの番號を附したる箱四

個 内容

無地色天鵞絨普通品二七五反、但一反五レアル

三三〇〇、〇〇、〇〇、

二六二號より二七一號までの番號を附したる箱一

〇個 内容

色アルモザインノ〇地厚無地絹織物 四七七〇反、但一反一

一四三二〇、〇〇、〇〇、

レアル四分の一

二七二號より二七四號に至る箱三個 内容

三七六八、〇〇、〇〇、

黒アルモザイン一五七〇反、但一反一レアル

二二四二、一六、〇〇、

二七五號箱一個 内容

無地色縞珍二六七反、但一反三レアル半

二二四二、一六、〇〇、

二七六號箱一個 内容

無地色縞珍普通品一三一反、但一反三レアル半

二二四二、一六、〇〇、

四五八レアル半

模様入色縞珍八二反、但一反五レアル半 四五一

レアル

合計九〇九レアル半

二一八二、一六、〇〇、

二七七號箱一個 内容

重ナ〇二反物色茶字縞四〇反、但一反四レアル 一

六〇レアル

縦縞雜色アルモザイン四〇反、但一反一レアル半

三一レアル

單ナ〇一反物茶字縞一〇〇反、但一反二レアル 二

〇〇レアル

金銀絲入小巾同上品一二反、但一反五レアル 六

〇レアル

繡入色天鵞絨八反、但一反五レアル 四〇レアル

繡入色縞珍一〇反、但一反四レアル 四〇レアル

繡撚絲粗品四〇斤、但一斤一レアル四分の一五〇レアル

合計五八〇レアル

一三九二、〇〇〇

二七八號より二八〇號に至る箱三個 内容

紙包金線二七五三個、但一〇包二レアル半

一六五一、一六〇〇

二八一號より二八三號に至る箱三個 内容

生縮緬又はジレム七五七反、但一反四分の三レアル

一三六二、一二〇〇

二八四號箱一個 内容

麝香一四五斤半入鉛小箱二四個入、評價

三五三〇、〇八〇〇

籐卷石壺四個 内容

彈丸三〇九五個、重量一五九斤入、但一斤四レアル

一五二六、〇八〇〇

二八五號より三〇九號及びA號よりP號に至る箱

四〇個 内容

白カンガン支那製即ちプーチーカステル七九

木綿織物

彈丸

麝香

縮緬

十一編之廿 二十斤 十二編之廿 二十一斤

八七反、但一〇反三レアル
三一〇號より三一四號に至る箱五個 内容

五七五〇、一二、一二

上等白カンガン九九六反、但一〇反五レアル

一一九五、〇四、〇〇

上等生カンガン一六五八反

大文字〇印葉筵包七〇個、各五〇反入 三五〇〇

反

合計五一八八反、但一〇反四レアル

四九五二、一三、〇九

三二七號より三三一號に至る箱五個 内容

褐青色カンガン一七一反

大文字I印葉筵包三〇個、各褐青色カンガン六〇

反入 一八〇〇反

合計二九七一反、但一〇反四レアル

二八五二、〇三、〇三

三三二號より三三八號に至る箱七個 内容

淡青色カンガン一四八二反、但一〇反四レアル

一四二二、一四、〇六

三三九號三四〇號箱二個 内容

元和四年雜載

紙包ホウグシウ・カンガン七三二個、各紙包二反入、

但一〇反五レアル

八七八、〇八、〇〇、

Q 號小箱 内容

繡入雜色卓子掛二四枚、但一枚二レアル半

一四四、〇〇、〇〇、

右の外、次に掲ぐる品物は商品にあらず、製造家具其他なるが故に、何も差引く所なし、

R R 號箱二個 内容

大なる馬車の木具の彫刻金箔したるもの一一個

竝に留木四個

粗惡なる色絹數種を以て製したる天幕一個

S S 號箱二個 内容

大なる馬車の木具の彫刻金箔したるもの一〇個

竝に留木四個

T T 號二個 内容

馬車一臺の木具の彫刻金箔したるもの五五個

製造家具

馬車

瓦斯絲

木具は皆組合すべく、各車五個を以て組立つ、
色瓦斯絲製天幕一個
W 印箱一個に黒色竝に雜色のレース紐、ボタン等を入れたるもの

前記の品物を入れたる箱三四三個、但四個一レアル四分の一、四五三レアル四分の三、
筵、藁繩竝に亞麻布包裝費一二レアル二分の一、
壺四個用の籐竝に卷賃四分の三レアル、
合計四六七レアル

鹵獲品の中、ゾネにて送りたる積荷の額は、

三五二三〇九、〇八、〇九、

次に平戸商館より送付したる品物及び商品左の如し、

三四一號より三九〇號に至る箱五〇個 内容

日本樟腦二四二二九斤

藁筵包の小樽七〇個の側面に大文字〇を印した

平戸商館送付品
ヨリ送付品
セリ品
及ビ目録
ノ目録
樟腦

砂糖漬生

るもの各五〇斤入、計三五〇〇斤

合計二七七二九斤、但一〇〇斤九〇匁

七四八六、一六、一〇、

一號より二五號までの番號を附したる支那砂糖漬
生薑大小種々なるもの入壺二五個 内容

支那砂糖漬生薑二〇六九斤、但一〇〇斤銀二二〇
匁、

一三六五、一〇、一三、

三九一號、三九二號箱二個 内容

漆塗金箔大形箆筒二個、但一個銀八〇〇匁

四八〇、〇〇、〇〇、

三九三號、三九四號、三九五號箱三個 内容

同上箆筒の稍小なるもの三個、但一個銀三一〇匁

二七九、〇〇、〇〇、

三九六號、三九七號、三九八號箱三個 内容

同上、箆筒の外側に杵を施したるもの三個、但一個

銀三三〇匁

二九七、〇〇、〇〇、

三九九號、四〇〇號、四〇一號箱三個 内容

同上品、但細工及び様式前と同様なる品三個、但一

箆筒

机

個銀二七〇匁

二四三、〇〇、〇〇、

四〇二號箱一個 内容

小箆筒劣等品四個、但一個銀一二〇匁

一四四、〇〇、〇〇、

四〇三號箱一個 内容

小箆筒の更に小なるもの四個、但一個銀九五匁

二一四、〇〇、〇〇、

四〇四號、四〇五號、四〇六號箱三個 内容

金箔漆塗の箱六個づゝ入籠となるもの一八個、但

六個銀三七五匁

六六一、一〇、〇〇、

四〇七號、四〇八號、四〇九號箱三個 内容

漆塗金箔高脚の大机三個、但一個銀二四〇匁

二二六、〇〇、〇〇、

四一〇號、四一一號、四一二號箱三個 内容

同上中机三個、但一個銀一五〇匁

一三五、〇〇、〇〇、

四一三號、四一四號、四一五號箱三個 内容

同上小机三個、但一個銀八〇匁

七二〇、〇〇、〇〇、

四一六號箱一個 内容

漆塗金箔丸形浮彫空箱の内に丸形小箱を入籠

としたるもの二個但一個銀一三〇匁

七八、〇〇、〇〇

筵包鐵一五〇〇斤但一〇〇斤銀二一匁

九四五、〇〇、〇〇

各種釘入小樽二十個但一樽銀五〇匁

三〇〇、〇〇、〇〇

硝石一二〇〇斤但一〇〇斤銀百三五匁

四八六、〇〇、〇〇

最上等硫黃一八〇五斤但一〇〇斤銀六〇匁

三二四、一八、〇〇

同中等品二一六〇斤但一〇〇斤銀三七匁

二三九、一五、〇三

右樽には各其種類を示したる小板を挿したり、

○印附袋二〇〇個に入れたる精白米八〇〇枀但包

四八〇、〇〇、〇〇

裝費共一匁に付五枀

一二八、〇五、〇〇

小豆六〇袋但一袋五七枀入一匁に付八枀

六〇、〇〇、〇〇

小麥粉二〇袋重量一袋七二斤但一袋に付銀一〇匁

九〇、〇〇、〇〇

白ビスケット一〇〇〇斤を壺二九個に入れたるも

の、但一〇〇斤銀三〇匁

一〇〇斤銀五〇匁の品三二五斤を壺一三個に入れ

四八、一五、〇〇

鐵

釘

硝石

硫黃

白米

小豆

小麥粉

びすけつ

金銀

たるもの、

四八、一五、〇〇

八五〇〇〇レアルを鑄造せざる日本銀竝に正金一

六〇〇〇レアルにて小樽二一個に詰めたるもの、

但一レアル四八ストイフェル替

二〇四〇〇、〇〇、〇〇

右荷物平戸より荷積費

二四三、〇二、一三

右積荷合計

五七一、二二、七〇

鹵獲品より、

三五二、三〇、四〇

平戸商館より、

二一八、九一、七〇

總計

五七二、二二、七〇

尙正金八〇〇レアルは無評價の品物及び鹵獲品の勘定として、印度の諸會堂の補助宛、スペックスより送付せり、

一九二、〇〇、〇〇

ジャックス・スペックス自署

支那船ヨ
リ鹵獲シ
テ日本ニ
輸入セル
品物ノ目

帆船アウデゾネが去る五月フィリッピン諸島の西方マニラ灣附近に於て、支那よりマニラに來る支那ジャンク船七隻より鹵獲し、商

人長ヤン・ベルクハウトが、一六一八年十月二日、^{○元和四年八月平戸}十四日=當ル、手に渡したる品物の

目錄

生絲	上等白生絲三二三四斤、但一〇〇斤一六〇レアル	二二四一九七、〇二〇六
	生ボアル絲二二三五〇斤、但一〇〇斤一八〇レアル	九六五五二、〇〇、〇〇
	色ボアル絲竝にウエルク絲三三六斤、但一〇〇斤二二〇レアル	一七七四、〇二〇九
	黑色同上品の大部分は甚だ粗惡にして、一部は虫喰	二二八、〇一四、一二、一二
	ひたるもの、一三一九斤、但一〇〇斤一九〇レアル	六〇一四、一二、一二
	白撚絲一三七二三斤、但一〇〇斤二〇〇レアル	六五八七〇、〇八、〇〇
撚絲	同瑕物四〇斤、但一〇〇斤一七〇レアル	一六三、〇四、〇〇
	同黑色竝に雑色の粗惡なる品七二一斤、但一〇〇斤一二五レアル	二一六三、〇〇、〇〇
屑絲	種々の色の屑絲九六六八斤、但一〇〇斤一九〇レアル	四四〇八六、〇一、〇九

天鷲絨

天鷲絨三三二反 内
 葦色、黑色竝に雑色の無地天鷲絨約一六エル物九反、但一反八レアル半 七六レアル半
 同上品の少しく粗惡なるもの四八反、但一反六レアル 二八八レアル
 同雑色の普通品二七五反、但一反五レアル 一三七五レアル

合計

四一七四、一六、〇〇、

絹織物

カッファ^{○絹織物一種}五六三反 内
 金を織込みたる地に花模様ある色物三〇反、但一反一五レアル 四五〇レアル
 銀を織込みたる同上品七反、但一反一二レアル 八四レアル

賈金銀地絹織物

賈金銀地同上品三三八反、但一反八レアル 二七〇四レアル

元和四年雜載

黑色同上品一八八反、但一反一〇レアル 一八八〇レアル

合計

一二二八三、〇四、〇〇

天鷲絨

種々の色の天鷲絨二二反、但一反一六レアル

八四四、一六、〇〇

緞子

緞子五三三九反 内

葦色、赤、丈約三五エル物二九反、但一反二〇レアル

五八〇レアル

小さき鷲眼入葦色物一五〇反、但一反六レアル

九〇〇レアル

同雑色並物四八二七反、但一反四レアル 一九三〇レアル

〇レアル

同黒色品三三三反、但一反五レアル 一六六五レアル

アル

合計

五三八八七、〇四、〇〇

繻珍

繻珍一〇九二反 内

模様入四〇五反、但一反五レアル半 二二二七レアル半

白無地物平たゝみ一五一反、但一反三レアル半

五二八レアル半

黒無地繻珍一〇五反、但一反六レアル 六三〇レアル

アル

同雑色の粗悪なる物三九八反、但一反三レアル半

一三九三レアル

同少しく上等なる品三三反、但一反五レアル半

一八一レアル半

合計

一一九〇五、〇四、〇〇

吳羅服

吳羅服二〇五反 内

重ナ〇ニ反物 黒色品のカヌロット式なるもの一五反、但一反八レアル 一二〇レアル

同厚地品一三七反、但一反五レアル半 七五三レ

元和四年雜載

三三二

アル半
 模様入黒色品二八反、但一反六レアル半 一五四
 レアル
 同粗悪品二五反、但一反四レアル 一〇〇レアル
 合計 二七〇六、〇〇、〇〇

茶宇縞

茶宇縞二三四一反 内
 重黒竝に色物一六六反、但一反四レアル 六六四
 レアル
 單物二一七五反、但一反二レアル 四三五〇レアル
 合計 一一〇三三、一二、〇〇

たふふ
せる織
絹織物

タッフアセル織二五反、但一反一レアル半
 アルモザイン地厚無地二二八六五反 内
 色物一三四〇九反、但一反一レアル四分の一
 六七六一レアル四分の一

九〇、〇〇、〇〇

黒色の甚だ粗悪なる品九三〇六反、但一反一レアル
 九三〇六レアル
 同瑕物一五〇反、但一反八分の五レアル 九三レアル
 アル四分の三
 合計 六二七八六、〇八、〇〇

小巾物二六二反 内

金銀絲織込品數反共三二反、但一反五レアル 一
 六〇レアル
 木綿物二三〇反、但一反半レアル 一一五レアル
 合計 六六〇、〇〇、〇〇

木綿
縮緬

縮緬一一二四反 内
 猩々緋の丸く巻きたる物九反、但一反四レアル半
 四〇レアル半
 同黒色品七反、但一反三レアル 二一レアル
 生縮緬一〇〇八反、但一反四分の三レアル 七五

六レアル

合計

一九六二、〇〇〇、

布圍

布圍六八枚 内

縁取繡入天鷲絨製品八枚、但一枚五レアル、四〇

レアル

雑色繡珍製品一〇枚、但一枚四レアル、四〇レアル

木綿にて作り、縫合せたる粗悪の品五〇枚、但一枚

一レアル、五〇レアル

合計

三二二、〇〇〇、

枕の側三六九枚 内

色天鷲絨縫合品一枚、但一枚四分の三レアル、八

レアル四分の一

粗悪なる無地天鷲絨製品三五八枚、但一枚一レアル

半、一七九レアル

紙製金絲
麝香

合計

四四九、〇八、〇〇、

繡入雑色卓子掛三〇枚、但一枚二レアル半

一八〇、〇〇、〇〇、

木綿及び少しの絹絲を以て製したるウエールスハ

イン二二八反、但大部分は地質損じたる物、一反一レ

アル

五四七、〇四、〇〇、

パタニ製帶五〇個、但一個八分の三レアル

四五、〇〇、〇〇、

紙製金絲二八一一個、但一〇個二レアル半

一五〇六、一二、〇〇、

麝香三〇四斤半 内

粗悪品の一部は、甚だ濕氣を含み、又濡れたる物、一

五九斤、但一斤四レアル、六三六レアル

右の品に勝りて相当好き品一四三斤半、但一斤一

〇レアル、一四三五レアル

胞なき物二斤、但一斤一八レアル、三六レアル

合計

五〇五六、一六、〇〇、

砂糖

砂糖三八二斤 内

(三三脱カ)
元和四年雜載

氷砂糖

元和四年雜載

三三六

氷砂糖 三六三三三斤、但一〇〇斤四レアル 一四五
三レアル二五分の八
砂糖 一九〇〇斤、但一〇〇斤三レアル 六五七レア
ル

合計

三六二四、一五、〇六、

明礬

明礬 六四〇斤、但一〇〇斤一レアル

一五、〇七、〇三、

綠礬

綠礬 二二斤、但一〇〇斤三レアル

一五、一九、一〇、

粗悪なる藍の濡れたるもの 八四〇斤、但一〇〇斤八
レアル

一六、〇五、二〇、

鹿皮

鹿皮 三四〇枚、但一〇〇枚一五レアル

一二三、〇八、〇〇、

鐵鍋

鐵鍋の手あるもの及び無きもの 一二四〇個、但一個

三七二、〇〇、〇〇、

硝鍋

硝鍋 四九四〇斤、但一〇〇斤半レアル

五九、〇五、一〇、

磁器

磁器 二四一七〇個、内

粗なる半皿 一三五〇個、但一〇〇個二レアル 二

七レアル
四半皿 六二〇個、但一〇〇個一レアル半 九レア
ル一〇分の三
各種茶碗、鉢等の粗悪なるもの 二二二〇〇個、但上
等品一個も交へず、一〇〇〇個四分の三レアル 一
六六レアル半

合計 四八六、一四、〇六、

支那製木
綿織物

各種カンガン 支那製木綿織物、二八六七〇反、内
上等白晒 二四三反、但一〇反五レアル 一二七レ
アル半

同粗なる品 一〇四一三反、但一〇反三レアル 三

一二三レアル十分の九

甚だ粗悪にして丈短き品 二八四〇反、但一〇反二

レアル半 七一〇レアル

生カンガン 五一四二反、但一〇反四レアル 二〇

元和四年雜載

三三七

絞織麻布

五六レアル一〇分の八
 甚だ粗にして丈短き品一四〇反、但一〇反二レアル半 三五レアル
 褐青色品七二二反、但一〇反四レアル 二八八
 八レアル一〇分の八
 淡青色品二三三五反、但一〇反四レアル 九三四
 レアル
 褐色竝に淡色の小巾物三二〇反、但一〇反二レアル半 八〇レアル
 絹絲を織交せたる物一五反、但一反一レアル 一
 五レアル
 合計 二三九一六、〇〇、〇〇、
 紙包ホーグシウ・カンガン一九一〇個、但各包二反入、
 一包半レアル 二二九二、〇〇、〇〇、
 木綿絞織麻布九五反、但一反四分の三レアル 一七二、〇〇、〇〇、

綿布
鹵獲品總計
家具

各種大麻製布二〇九五九反 内
 白色にして粗なる糊入大麻布一六二九五反、但一〇反三レアル 四八八八レアル半
 〇反三レアル 一七四四反、但一〇反三レアル 五一
 粗薄なる品一七四四反、但一〇反三レアル 五一
 八レアル五分の四
 粗なる生大麻布二九〇〇反、但一〇反三レアル 八七〇レアル
 粗なる褐青色品二〇反、但一〇反三レアル 六レアル
 綿布及び大麻布の瑕物八三六反、但一〇反三レアル 一五〇七九、一八、〇六、
 鹵獲品價格總計 六〇一、一八、〇六、
 又次に掲ぐる馬車、天幕、幕、刺繡其他雜品は、商品といふよりは、寧ろ家具にして、又鹵獲品なるが故に、評價を附せず、一般の意見に従ひ、再び印度の諸會堂竝に窮民の救助及び利益の爲め、之を當所より送付し、又は賣却する
 五五九一六九、〇六、一三、

ことゝし、又麥粉、ビスケット、アラキ酒、豚バタ、油鹽及び釘は、皆當地に於て、諸船の用に供し、又は交付したるが故に、之を區別せり、支那製鍍金馬車二臺、粗悪なる色絹數種を以て製したる大天幕一個、粗悪なる絹の幕二十二個、赤き支那服一二著、支那服の上衣及び下袴入籠二十五個、靴入籠十二個、イスパニヤ風リンネル服入籠一個、下等なるイスパニヤ風婦人服三〇著、祭壇の裝飾其他に用ふる天鷲絨、縞珍及びアルモザイン繡入縫製品三一枚、枕の側縁飾其他二二枚、各種紐入籠二個、各種ボタン入籠一個

白青竝に鼠色絲入籠一〇個、蠟燭用木綿絲入籠一個、木綿製リボン入籠一個、支那カルタ入籠八個、各種藥品入籠十八個、下等支那漆器、赤箱三個、同籠五個、投網及び網絲若干、銅及び鐵の錠附小籠一個、鐵線入小樽一個、薄き銅板入小樽一個、角製水吞入赤箱一個、硝子瓶入赤箱一個、日傘若干、粗鐵一八二七斤、但砲丸其他に用ふる爲め、帆船デ・ゾンネに残し置きたり、

ヤン・ベルクハウト
ジャック・ス・スベックス

「ブレヤー及ロバートソン編フィリッピン諸島誌」第十卷（歐文材料第十
二號譯文）

一六一八年六月より一六一九年現在までに、フィリッピン諸島及び
近隣の地方、竝に王國に於て起りし事件の記事、○原文書ハ、いすげに
史科學士院所藏耶蘇會文書第一一二卷第五
號ニシテ、一六一九年六月十二日ノ日附ナリ、日本
日本

昨年當市（マニラ）より、マルコの援助に派遣したる船の一隻が、不信を敢てして、あ
らゆる物を占領したることを記したり、次で右の一隻は、容易に理解せら
るゝ如く、一國より一地、一地より他所へ轉々して、終に殆ど難破して、日本
島に航したり、ポルトガルの司令官は、此事を聞知したる時、其國王の船に
反抗したる此海賊等の引渡を要求したり、支配者は、司令官の許に使を遣
り、彼等を絞罪に處せんことを提議したるが、修道者中之を禁ずるものあ
りたれば、彼は此囚徒等をマカオに送りしが、同地に於て、此反逆者等は處

和蘭人支
掠船ヲ劫

葡萄牙人
擊沈船ヲ

日本人救
助セラル

刑せられたる由なり、
昨年オランダの船二隻、當諸島中にて、支那より來航せし船を劫掠し、掠奪
したる生絲を多量に積載して、日本に歸りたり、彼等は、多量の積荷ある支
那船に各オランダ人の監視兵を附けて連れ行きたり、然れども途中暴風
雨に遭へる時、支那人は、オランダ人を甲板に載せしまゝ、彼等の手より遁
れんとし、彼等を海中に投じ、溺死せしめて復讐したり、故に「オランダ人の」
鹵獲品は、豫期の如くには大ならざりき、○中略
オランダ人其大ベタツチの一隻を失ひ、損失を痛感せり、同船は船員三十
名乗組み、良砲、貨幣五萬ペソ、及び贈物として、日本の高官に贈贈せんとす
る高價なる寶石を積載して、オランダより日本に赴けるなり、途中ベタツ
チは、貨物を積み、マカオより來りしポルトガルのガリオン船四隻に遭遇
したり、オランダ人はガリオン船を掠奪せんとて、ポルトガル人を攻撃せ
しが、戦闘中運勢好轉して、ポルトガル船一隻は、彼等の船を撃破したり、蘭
人は、其敗れしことを知るや、自ら火薬に火をかけ、甲板に在りし者は、海中
に飛込みしが、投槍にて殺戮せられたり、ポルトガル人は、蘭船に到り、船に

乗移りて蘭人と共に歸り來れる日本人のみを救助したり、

日本ノ朱印船に入港ス

朱印船ハ携帶スル由海ノ許ス

十一月初旬、敵が灣口（オランダ）に在りし時、日本船一隻當地に來航したり、同船が、マニラの島の一港なるイロコに到着したる時、同船の當市に到着する爲めに通るべき道筋に、敵の在ることを知りたれども、同船は、日本皇帝より下付せられしチャバ即ち免許狀を携帶せるを以て、毫も恐るゝ所なかりき、蓋しオランダ人は、其彼等に關係ある限に於ては、皇帝の免許狀を尊重して、之を携帶する日本船には、悉く當方面海上の諸港に自由に出入することを許せり、依りて同船は、當地まで其針路を續け、終にオランダ船に會して、二三日停船したり、オランダ人は、彼等の希望に反して、彈藥を運搬せるに非ずやと尋問したり、同船は、實際多數の麥粉袋の下に多量の彈藥を積載せしが、否と答へたり、仍りて司令官は、同船を通過せしめ、知事に宛てし傲慢なる通牒を與へたり、書中彼は次の如きことを認めたり、閣下は當に其艦隊を漸次手配して可なるべし、是れ予、オランダの司令官の久しく待望せる所なり、尙予は、今やガレオン船が、船渠にて建造せられつゝあるを

日本船ノ多量ノ藏ス

日本ノ朱印船に入港ス

日本ノ命者多シ

聞きたるが、知事にして、迷惑に非ずんば、若し必要とあらば、之を撃破する機會を得る爲め、予は先づ部下を連れて、其竣功と進水の援助に赴くべし、是れ戦勝の望大なれば、予の最も望む所にして、且閣下の尊貴にふさはしき光榮なるべし、依りて予は、知事の到來を歓迎すべしと、此通牒は、蘭人が日本船にて送りし所なり、其後他の日本船來航せしが、同船もチャバを携帶せしかば、入港することを得たり、次で又日本より來航せしイスパニヤ船到着したり、併し免許狀を有せざりしかば、他の航路を取りて、敵手に陥ることを避け、當諸島中の他の港に避難して、後、市に來著したり、マカオより來航したるポルトガル船も、亦此の如くして、敵は終に何等捕獲する能はざりき、○中

他の時、日本國より必需品を積みたる船二隻、敵の所に來航したり、同船には、母國を逃亡したる日本人可なり多數乗船せり、若し彼等、日本の官憲が之を聞知するならば、蘭人と共に我等を攻撃せんとせし理由を以て、此等の人々を殺す由なり、故に今や彼等は、戦艦七隻ある如くなれども、來航する船を悉く掠奪する爲め、一隻を他に殘せるを以て、六隻なり、

〔ウイリアム・アダムス航海日記〕

附録

〔歐文材料第十三號譯文〕

一六一八年、エドモンド・セーリス（セイリス）琉球諸島行第二航海日記

一六一七年二月二十二日和四年三月四日ニ當ル、元

二月六日ニシテ、元和長崎に到着して、交趾支那行航海の準備を整へた

り、三月十七日、和四年三月十七日ニ當ル、元本日水曜日にして、我等は北風を得

て、長崎を出帆せしが、夜中吹續きたり、

十八日、和四年三月十八日ニ當ル、元本日雨天にして薄暗し、南風なりしかば、

船員水夫等は、航海を續行することを恐れ、（五島）ゴータに碇泊せんとて、キャプ

テン・アダムスの許に來れり、依りて彼は之に従ひしが、降雨荒天の爲め、（留島）ナ

ルと稱する避難港より約三リーグの所まで航せしに、一漁夫來りて、碇泊

所まで、我々を水先案内せんと申出でたり、依りて我等は同所に至り、砂洲

なき約八尋の海中に投錨せしが、海底悪しくして、錨は底地に達し、岩に衝

突して舵を折り、船骨を破壊したり、舵は其處に垂れ下りて、岩の端に懸り

あだむす
長崎ヲ發
シテ交趾
支那ニ向

五島ニ碇
泊ス

たり、

斯くて、ジャンク船中に水全く浸入し、一時同船を失はんとする危険に瀕

したれど、幸に神助により、暫時にして脱出するを得、船を錨地に著けたり、

十九日、和四年三月十九日ニ當ル、元本日、我等は新しく船尾骨を入れん爲め、

ジャンク船を軽くせんとて、積荷を下ろし始めたり、

二十日、和四年三月二十日ニ當ル、元本日金曜日、商人の間に再び長崎に歸航す

るか、或は留りて、時期までに船を修繕し得るや否やの（議合）ダンコー數次開か

れたり、

二十一日、和四年三月二十一日ニ當ル、元本日土曜日、ジャンク船は、積荷を一切

下ろし、新しき船尾骨の爲め、木材切られ、全員工事に従事したり、

二十二日、和四年三月二十二日ニ當ル、元本日日曜日、木材を切り、船尾骨をはめ

て、工事に従事したり、

二十三日、和四年三月二十三日ニ當ル、元本日月曜日、我等は、全貨物を再び船中

に積込む準備をなしたり、

一六一七年三月二十四日、和四年三月八日ニ當ル、元

五島出帆
女島

二十四日、本日火曜日、ジャンク船は再び修復せられ、出帆準備整ひたり、唯南の逆風にして、悪しき雨天なりき、
 一六一年三月二十五日、和四年新曆三月九日ニ當ル、元本日は一六一年三月二十五日なり、南風吹續き、且南東に當り、大暴風あるを以て、出帆する能はず、
 二十六日、和四年新曆三月十日ニ當ル、元本日本曜日、南風吹續けるを以て、依然碇泊す、
 二十七日、和四年新曆三月十一日ニ當ル、元本日金曜日、尙南風、我等は尙碇泊す、
 二十八日、和四年新曆三月十二日ニ當ル、元本日土曜日、北風に轉ず、依りて我等は出帆して、南西より微南、次で南西に航したり、此日夜半(女島)メシマ島を過ぎしが、強風なりき、
 二十九日、和四年新曆三月十三日ニ當ル、元本日日曜日、北北東の風にして強風、南西に航す、本日正午、予は女島を距る約二十一リーグの點にありと考へたり、
 三十日、和四年新曆三月十四日ニ當ル、元本日月曜日、眞夜半まで北東微東の風なりしかば、我等は南西微南に航し、終に本日正午には、予の想像に依れば、約

主舵ヲ損
ズ
旅程ヲ變
ジテ琉球
ニ向フ

十六リーグ帆走したり、
 三十一日、和四年新曆三月十五日ニ當ル、元本日火曜日、昨日正午より南東の風にして、大浪且暴風なりしかば、殆ど停船せしが、風を得て、約七リーグ北西に航したり、かくて今朝に至り、北東の風を得しかば、南南西に航せしが、大波に遭ひ、主舵は破壊せられ、其中部より折れたり、
 本日、古き舵を附け、再び萬事を整へたり、キャブテンは、此舵は、半ば壞れたれば、永く航海を續くる能はざるべしと語りて、(琉球)リュクスに向ひて進むことに決心したり、次で北北東の風ありしかば、夜半まで南東微南に航したり、かくて其時まで約七リーグ帆走せしが、風幾分風ぎしを以て、午前八時までに、約二リーグ半進みたり、
 四月一日、和四年新曆三月十六日ニ當ル、元本日本曜日、東南東の風を得て、南東微南に航したり、
 二日、和四年新曆三月十七日ニ當ル、元本日本曜日、東東北東の風なれば、南西に航したり、本日夜、天體を觀測し、ジャンク船の二十八度三十五分の點にあることを確めたり、

三日、四年新曆三月十三日ニシテ、元和本日金曜日、午前二時より、午後四時まで平穩なりしが、南西の風吹き始めしを以て、東南東に航したり、今夜我等は北緯二十八度に在りき、

四日、四年新曆三月十四日ニシテ、元和本日土曜日、南東の風にして波浪高し、浪に向ひて船を進め、(薩摩)サシヤマーに向ひて、約四リーグ北東に航せしが、やがて靜穩になりたり、夜雷鳴電光と驟雨ありき、此夜八時、電光が我が旗竿の上方に顯れしが、荒天の前兆なりと云へり、

五日、四年新曆三月十五日ニシテ、元和本日日曜日にして、イースター祭の日なり、北西微北の風なりしかば、針路を南西に向けしが、此時海は幾分綠色となりたり、(説)ダンカを催し、我等は他の舵を得る爲めに、琉球列島中の近島ウ(大島)オシマの方に向ふことに同意したり、依りて船首を轉せしが、時正午にして、其より約三十五リーグ航したり、

一六一八年四月六日、四年新曆三月十六日ニシテ、元和

六日、本日月曜日、風は昨日も本日も、終日吹續きたり、北西に非常なる疾風あり、ウ(大島)オシマの島より約八リーグ離れたりしが、午後三時、無事錨地

針路ヲ大島ニ轉ズ

大島ニ著ス

に泊し、我等の航海を完うする爲めに、新しき舵を手に入れ得るや否やを調べたり、

七日、四年新曆三月十七日ニシテ、元和本日火曜日、我等は町の眞正面、水深二十五尋の錨地に到着するや、直に使を出して、ジャンク船に用ふる主舵を造るべき木を探索して、適當なるもの一本を見出したりしが、翌朝まで、(兼行)ブンゲウ所より、之を採伐する許可を得ざりき、

八日、四年新曆三月十八日ニシテ、元和本日水曜日、午前中南風吹きだれば、我等は尙碇泊し、(兼行)ボンゲウよりの回答を待ちたり、彼は、我等の碇泊せる地より、二日行程の他の島に居住せり、

九日、四年新曆三月十九日ニシテ、元和本日木曜日、南西の風、我等は、我等の舵を製作すべき木材の來るを待ちたり、

十日、四年新曆三月二十日ニシテ、元和本日金曜日、南風、水夫及び船員は上陸して、舵を製作すべき他の木を伐りたれども、徒勞なりき、

十一日、四年新曆三月二十一日ニシテ、元和本日土曜日、南風、我等は尙適當なる木を探索したれども、良きもの一本も見出す能はざりき、本日午前七時、地震

地震

ありたり、
 一六一八年四月十二日、四年新曆三月二十七日ニシテ、元和
 十二日、本日日曜日、士官及び水夫一同森より還りたり、十分なる舵を製作
 すべき木を求め得ざりしを以て、本年は最早航海をなすべき望もなし、
 十三日、四年新曆三月二十八日ニシテ、元和本日月曜日、南風吹續きたり、色々相談
 したれども、日本に行くべきか、大琉球に行くべきか決定せざりき、
 十四日、四年新曆三月二十九日ニシテ、元和本日火曜日、北風に變じ、雨激しく、天候
 不良なり、我等は尙大島に碇泊し、何をなすべきか決定せざりき、
 十五日、四年新曆三月一日ニシテ、元和本日水曜日、我等は尙大島に碇泊し、日本
 人と屢(談)ダンコウしたり、
 十六日、四年新曆三月二日ニシテ、元和本日木曜日、我等は尙大島に碇泊せり、キ
 ャブテンと商人等は、如何なる航路を取るべきかに就いて意見一致せざ
 りき、
 十七日、四年新曆三月三日ニシテ、元和本日金曜日、午前中南風にして、午後一時
 まで吹續きしが、次で北風に變じ、雨激しく降りたり、

薩摩ヨリ
小船來ル

十八日、四年新曆三月八日ニシテ、元和本日土曜日、午前中北の疾風なりしが、午
 後一時北東に變じたり、午後三時(薩摩)シャチュマーより小船一隻來り、同船に
 て予が舊知の商人來り、(船)ナフアには、我等が舵を製作するに要する木材少
 からざる由を告げたり、依りて同地に赴くことに關し、商人と相談をなし
 たり、

一六一八年四月十九日、四年新曆三月五日ニシテ、元和
 十九日、本日日曜日、尙大島に滞在、風不定にして、雨天なりき、
 二十日、四年新曆三月六日ニシテ、元和本日月曜日、シャチュマーより小船一隻
 來れり、船中那覇の商人あり、那覇にては、舵を得べき由を語りたれば、キ
 プテン及び商人等は、風便宜くば、同地に赴くことに決したり、
 二十一日、四年新曆三月七日ニシテ、元和本日火曜日、那覇に赴く小舟一隻、シャ
 チュマーより來りたり、(マニラ)ミーネラ行のジャンク船一隻吹流され、(徳之島)ダ
 ク・ア・ヌ・シャ・ミー濱に吹上げられたる由を聞きたり、更に本日、我等のジ
 ャク船シーアドベンチャー號、常に逆風に遭ひ、那覇港に入港したるが、同
 船は船首に裂口を生じ、海上にて困難したる由を聞きたり、

英船琉球
ニ寄港ス

あだむす
日本ニ歸
ラントス

二十二日、和四年閏三月二日ニシテ、元和本日水曜日、南風吹續きたり、我等を大琉球に送るべき順風を待ちたり、

二十三日、和四年閏三月三日ニシテ、元和本日水曜日、南風、我等を那覇に送る北風を待ちて、尙大島に碇泊せり、

二十四日、和四年閏三月四日ニシテ、元和本日金曜日、キヤプテンは、ジャンク船に乗りて日本に還るべきことを予に回答せり、

二十五日、和四年閏三月五日ニシテ、元和本日土曜日、南風、尙大島に碇泊せり、

二十六日、和四年閏三月六日ニシテ、元和本日日曜日、南風、尙大島に滞在せり、

一六一八年四月二十七日、和四年閏三月七日ニシテ、元和本日日曜日、南風、キヤプテンと日本人等は、如何なる航路を取るべきかに就いて、數次^(談合)ダンコウを催したり、

二十八日、和四年閏三月八日ニシテ、元和本日火曜日、南風、我等は尙大島に碇泊せり、

二十九日、和四年閏三月九日ニシテ、元和本日水曜日、北西の風を得たれば、港口を出でんと考へたり、

大島出帆

三十日、和四年閏三月十日ニシテ、元和本日木曜日にして、四月晦日なり、西北西の風を得たれば、我等は拔錨して港口に航したり、

五月一日、和四年閏三月十一日ニシテ、元和本日金曜日、ジャンク船は河口に向ひたり、

二日、和四年閏三月十二日ニシテ、元和本日土曜日、我等の貨物を船に積込みて乗船し、南風を得て日本に向ひ出帆せり、

三日、和四年閏三月十三日ニシテ、元和本日日曜日、北風、我等は大島の北方、大島より約二十五リーグ^(實七里)の七島^(實七島)の方に在りたり、

四日、和四年閏三月十四日ニシテ、元和本日日曜日、風にして風不定なりしかば、我等は此等の諸島附近に投錨せり、

五日、和四年閏三月十五日ニシテ、元和本日午前中風にして、夜半過ぎ東東微北の風となりたれば、我等は北北西、次で北微西に針路を取りたり、

六日、和四年閏三月十六日ニシテ、元和本日水曜日、激雨あり、終日終夜、南東の風なれば、我等は針路を北微東に取りたり、夜半過、我等のフイヤフネ沈没せり、午後三時、我等はク^(船)シーシ^(船)カの方にありたり、

北櫻村百
姓三上山
スニテ盗伐

元和四年雜載

三五八

一筆申遣候、然者今度北さくら村百姓三上山村之山ぬそ候由こ而、壹人とらへ置被申候、就其永井二郎兵衛雖仕、肝煎之儀候間、此度之事者、兩人異見次第こ被相濟尤こ存候、恐々謹言、

小野宗左衛門

五月八日

御判

大谷八兵衛殿

右者、北櫻村の大津御町奉行小野宗左衛門尉様を願申こ付、如此三上山村御狀被下候、已上、

〔御上神社文書〕

〇二近江

當山おさる御山之柴盜刈申候こ付而、からめおろせらる候事、御尤こ候然者此度之儀者、被懸御目候御間柄之儀候間、御佗言申こ付而、被成御預ケ候事、御芳志忝候、自然重而御領主様御耳こ立、御糺明之族御座候ハ、不寄何時引渡し可申候、爲後日狀仍如件、

元和四年

北さくら村

五月廿七日

左衛門太郎(花押)

北櫻村庄
屋ノ謝罪

同

兵 吉(花押)

野々村之

三右衛門(花押)

大谷八兵衛殿

平野長左衛門殿

〔包紙〕
元和四年、三上山之内おさる山に而、北櫻之者柴ぬそ候時、佗言狀一通

〔御上神社文書〕

〇三近江

〔附書〕
一播磨殿方松枝御うとせ候年也

三上山之儀こ付乍恐言上 三上山村

略〇中

一元和四年、北櫻ヨリ當山御猿谷こ而、柴盜候をとらへ候時、北櫻村左衛門

太郎、兵吉、野々村三右衛門方三上山村庄屋八兵衛、同長左衛門方へ之證文

壹通 但一札者、今之北櫻庄屋三右衛門親三右衛門手跡ニ御座候、此時三

代官 上村ハ伊丹播磨守様御知行所、北櫻村ハ御藏入市川茂左衛門様御

元和四年雜載

三五九

北櫻村ノ
モ三上ノ
山ノ植林
唱異議ヲ

元和四年雜載

三六〇

一元和貳辰年、伊丹播磨守様三上村を御拜領、明ル巳之年拾月、播磨守様
ノ御仕置之書付を被下、三上山と松栗油之(未成カ)と植可申旨被仰付候付而
其以後追付北櫻之上迄、木を植申候へハ、何角不謂族被申と付、其時北
櫻之御代官市川茂左衛門様へ御斷申候へハ、御聞届、北櫻之者と被仰付、
無異儀うへ木仕候、其時茂左衛門様ノ三上永田五左衛門、庄屋八兵衛方
へ被下候御折紙壹通(但播磨守様ヨリ、松栗油木植候様ニト御書付も有之、○中略)
寛文六年 午 霜月 三上村庄屋 忠兵衛印

觀音寺様

惣百姓中印

御手代御衆中

〔諏訪文書〕

濃〇信

松賦河原當春と新田見立被申候、三ヶ年者、御年貢又諸役等迄御免可被
成旨、御奉行衆被仰出候條、彌々念こ入可被相開者也、仍如件、

元和四年

午 卯月二日

渡 九 藏(黒花押)

松平忠昌
河原昌
新田開
松賦ス

村田角兵衛(黒花押)

肝煎

百姓中

右之分相違有間敷候、以上、

殿田左衛門

清成(黒花押)

東條三左衛門

直方(黒花押)

肝煎

彌藏

同

矢嶋

松賦新田
檢地ノ半
納年貢ト

松賦新田(元和七年)西ノ年ノ檢地次第、御年貢者半分宛納所可被仰付候、但三年之内
家を爲御作可有候、役義者栗佐へ起高々と、新田ノ御申付可被成候、草うり

元和四年雜載

三六一

場之事ハ、入込と申付候間、荒不申候様こ可被成候爲其以上、

午 九月九日

高數馬 (黒印)

伊豊後 (黒印)

石主馬 (黒印)

芳賀平兵衛殿

小原有右衛門殿 參

〔伊達家文書〕 二

桑漆竹格ノ栽培

一 くり、うるし、竹、毎年のとく、無油斷うへさせ可申候、并かうぞ入念うへさせ可申事、

木ノ實役

一 木のと役免許候間、在々村々肝煎共こ申付、とさうと不申、想場次第こ上させ可申事、

一 木のとあつめおぼり候こ人足入候者、其村々百姓共こ、日用錢相渡可召遣事、

右之通、誰々領中成共、かこ可申付者也、仍如件、

元和四年

五年後ノ檢地

六月廿四日

(伊達政宗) 黒印

安部勝左衛門

一 迫之内、いづの原舟澤兩所之野谷地五年こうやこ下置候、五年過候者檢地可申請候、但本知行こ合、四十貫文之所可下置候、其外起候所をハ藏入こ可仕候、せき普請之儀者、手前こ而可仕候、費用錢上候者、人足之儀者、可借下者也、仍如件、

元和四年

七月十日

(伊達政宗) 黒印

大内藏人

平田四郎左衛門

壹岐忠次郎

木川田伊與

〔異本塔寺長帳〕 六

(元和) 四年、戊午

今年忠郷奉鈞命、欲令自津川中上船會津川、嵯峨角、倉寶重庵亦奉命來會津、此角、倉ハ天下無類之富家也、仍檢轉運水路、

蒲生忠郷
幕命ニ依
リ角倉玄
之ヲ聘シ
會津川中
疏通セン

陸奥若松
梁田氏
世々商人
ノトナ

若松ノ商
人越後高
田ニテ排
斥セラル

若松ノ商
人高田
等ノ人
ノ引中
止メス

耶麻郡貝沼ヲ定テ欲作歩、時角倉約事於邑人三橋作左衛門盛弘、五、十是ハ
古ノ三橋城主越中子也、然水路不通止、○會津舊事

〔新編會津風土記〕

上十六 陸奥國若松之四町 郭外 梁田仙右衛門 略○上

世々ノ領主ヨリ與ルトコロノ文書今ニ傳ルモノ多シ、又葦名氏ノコロヨ
リ、商人ノ司ヲ任セシニヨリ、他邦ノ出入等ヲサハキシ事、其家ノ日記ノ元和
ノ記ト云、モニ詳ナリ、イマ其一ニヲ左ニ出ス、○中

乍恐書物を以申上候事

一 高田之市へ若松之諸商人八月十八日ニ參候處、無異儀おしりゑさき
申候、其後之市こも、兩二三ケ度參候をおしりゑされ申候、前々御在
城之商人共、在々之市をおしりゑされ候儀無御座候事、
一 若松之諸商人、高田市へ被入不申候儀迷惑ニ存、商人之さきニ御座
候とて、我等方へ申聞候、就其我等支配之内、商人衆問屋中へも、高田市
之出入相澄不申之間ハ、高田衆とうりうい仕申間敷候由申越候事、
一 高田村吉原市ノ使を多人越申され候、坂下ニ買置候鹽御座候由申候
間、右之出入以前ニ買被申候へハ、取よせ可被申候由、使へ申渡候、自然

さとい申候て、我等之者を坂下へさしそゑ可申候と申候事、

右之通と御座候間、前々之とく被仰付可被下候、以上、

築田孫八郎

元和四年霜月八日

正次判

稲田數馬様

町野長門守様 御申

〔新編會津風土記〕

野九十四 陸奥國河沼郡之七 武兵衛 此町ノ町民ナ

リ、家系ヲ詳ニセス、先祖ハ彌次右衛門トテ、岡半兵衛カ勘定役ヲ勤シト云、
今猶古文書數通ヲ藏ム、左ニ出ス、

以上

山稻河之内狸倉御金山ふ志ん仕、はる參出來申候者、急度申上、御運上ニ
御請可被申候、若はる參出來候ヲ不申候て、かりかくし仕候者、曲事可被
仰付候、爲後日如件、

元和四年

斯六右

午閏三月七日

〔花押〕

おふぬま

彌次右衛門尉殿

七孫左

潮孫六

重(花押)

以上

山稻河郡之内黒澤口銀山見立仕、是る氣出來候者、急度可申上候、若(ほ)きり
うくし仕、脇口が相聞候者、曲事可被仰付候、爲後日如件、

元和四年

斯六右

午閏三月七日

大(花押)

七孫左

潮孫六

重(花押)

おふぬま

陸奥黒澤
口銀山

越中龜谷
銀山

運上銀

鉛爐滓ノ
賣買

〔西尾文書〕

彌次右衛門殿

〔龜谷〕 銀山運上之儀付 御印物三通

元和四年越中龜谷銀山定之事

一 當年運上銀子千九百枚、并去年之運上いまゝ可上之分四百枚引くゞへ、
貳千參百枚と申付候、但去年分之銀子四百枚之外於有之者、有次第可指
上之事、

一 去年之運上殘分之内、今迄四郎兵衛藏人請取置分者、則右兩人が可指上
候、其外いまゝ不相調分者、皆共令裁判可上之事、

一 運上銀子之儀、晦日くこ、四郎兵衛藏人と相わとし、當年中と可相濟之
事、

一 ちぬり、るうす賣買之儀、如前々役儀取候て出し可申候、但山之儀、壹年切
と申付候間、當年之ちまり、るうす之儀穿鑿仕、うめちへが年内と可出之
事、

一 仕落し於有之者、帳面を以請取渡し可仕候、但遣入用之儀、右之帳面之内

運上引負
走り者ノ
處分

- を以可引取之事、
- 一山之仕置運上、諸役等之儀、如前々可仕事、
- 一炭木、小屋木、留木之事、是又前々之手寄次第可伐取之事、
- 一運上引負走り候者之儀者、其代官給人ニ相理、可召返之事、
- 一うめろへこて、此已前、未進等引負走候者之儀者、相ゆるし候間、可罷歸と申者之儀者可召直之事、
- 一奉公人、百姓、町人こよらす、龜谷こ有之者、おやろこ無届とらへ候儀、有之ましき事、
- 一藏人、四郎兵衛、万事横目こ申付候間、何事こよらす、相滯事候者、申理、兩人可任指圖之事、
- 以上

元和四年

三月十九日

前田利光
青印
文滿

加兵へ
甚左衛門

元和四年かめろへ銀山運上定之事

- 一銀子貳千枚者、但四十三匁懸、
- 一釭九千貫匁、京目
- 一去年分未進銀子、遂穿鑿可上之事、
- 一右運上之儀、とひく指上、當年中こ可致皆濟事、
- 一當年三月朔日々の運上諸役等之儀、帳面を以、あと親方令穿鑿可請取之候、自然帳面相違之儀於有之者、あと親方可爲曲言事、
- 一運上諸役之事、此已前生田、宮崎如申付、裁判可仕之事、
- 一炭木、小屋木、留木、如前々手寄次第可伐取之事、
- 一谷中之儀者、生田、宮崎如申付、可裁判事、
- 一岡田新町之儀、是又右兩人如裁判可申付之事、
- 一うめろへ近所五里四方之内、其方見立候新山之儀者、則可致裁判事、
- 一うめろへ運上引負、何方こ有之共相届、令催促可取之、其上うめろへ前々有來かろり走り候へ、きと相理可召返事、

岡田新町

龜ヶ谷ノ金ノ
人ノ足
掘人ノ
等ヲ使
スルヲ
禁止ス

一 ちをり共之内、自然走もの於有之者、其もの手前之運上、諸役并城米代銀とり候て、其者之儀ハ可返遣事、
一 是以來仕落し有之者、入用遣等帳面を以引取、うけ取わとし可仕事、
一 ちめちへこ有之町人、ちをり共こといし、或ハ入薪、あるひき人足をめしつちひ候事、堅令停止候、其上少も非分之儀申懸候者、可爲曲言事、
一 ちめちへ山中こ有之ちぬり、るちす、年内こ穿鑿仕、ちめちへ山口をさせ可申候、自然隱置候者、可爲曲言事、
一 ちめちへ惣ちをり中へおやちこ共申付候儀、不致承引候者、宮崎、生田ちこへ相理、兩人ハ裁判次第可申付之事、
以上

元和四年

九月七日

(前田利光)
青印
文〇満

喜兵へ

甚左衛門

加兵へ

肝煎
甚左衛門明〇本書繼目裏ニ、印文不
一顆ヲ捺ス、

元和四年かめちへ銀山運上定之事

- 一 銀子貳千枚者、用介前、四十三夕懸、主計
- 一 缸壹万貳千貫目、京目、但ち上めちへこ
- 一 去年分未進銀子者、遂穿鑿可上之事、
- 一 右運上之儀、ちひち指上、當中こ可致皆濟之事、
- 一 當年三月朔日よりの運上諸役等之儀、帳面を以、ちと親方ハ令穿鑿、可請取候、自然相違之儀有之者、ちとおやちこ可爲曲言之事、
- 一 運上、諸役之事、此以前、四郎兵衛、藏人如申付候、可令裁判之事、
- 一 炭木、小屋木、留木、如前々手寄次第可伐取之事、
- 一 谷中之儀者、藏人、四郎兵衛如申付候之可裁判之事、
- 一 岡田新町之儀、是又右兩人如裁判之可申付之事、
- 一 ちめちへ近所五里四方之内、其方見立候新山之儀者、則可致裁判之事、
- 一 ちをり運上引負、何方こ有之共、相届令催促可取之、其上ちめちへ前々

か有來候りをりり走候へ、急度相理、可召返之事、
 一、うをり共之内、自然とし、もの於有之者、其もの手前之運上、諸役、并城
 米代銀取候て、其者之儀者、可相返事、
 一、以來仕落し有之候者、山之入用遣等、帳面を以引取、請取渡し可仕事、
 一、うめりへこ在之町人、うをり共こいし、或者入薪、或者人足めしつう
 ひ候事、うとくちやうしせしめ候、其上少も非分之儀於申懸者、可爲曲言
 事、
 一、うめりへ山中こ有之あまりるうす、年内こ穿鑿仕、龜谷山口を出させ可
 申候、自然隠し置候へ、可爲曲言事、
 一、うめりへ惣うをり中へおやうと共申付候儀、不致承引候者、藏人、四郎
 兵衛うとへ相理、兩人裁判次第こ可申付之事、
 以上

元和四年

九月廿九日

青印
文〇
滿印

加兵衛

甚左衛門

喜兵へ

肝煎 甚左衛門明〇本書繼目裏ニ、印文不

〔津輕舊記〕

四

元和四年戊午、下之切今の飯詰村、田地捨り地、今以開發無

之、付、開發之者、侍こ御取立、可被遊旨、被仰出候、工藤家記

〔越前福井松平家譜〕

二

越前守忠直中納言秀康嫡男 同四年戊午五月、日不詳領分今立郡鳥羽野

津輕信之、陸奥下之、切開發、取者、松平忠直、越前野、野前開發、
 移住者ニ、免許役ヲ、ハ諸役ヲ、免許ス、
 新野羽鳥町

ト申處、萱原こ而草木生茂、惡徒共隠、居切剝等致、往來之者難儀致スニ付、
 旅人救之爲荒地打開、人家を建てさせ度旨こ而、老臣本多伊豆守、并郡奉行
 渡邊牛兵衛長久をして見分あさしめ、右地こ新こ家作致居住候者ハ、諸役
 免許可申付旨、領分中こ相觸候得共、一時こ家作望之者モ無之こ付、伊豆守、
 牛兵衛兩人先其地こ屋敷を構、近村四ヶ村之者こ別段移村申付候處、追々
 打開致移住候こ付、其處を鳥羽野新町ト名附、其后追々諸方より移住人多
 ク、家建連都合八ヶ村こ成、終こ惡徒之難なく、近年迄諸役免地こ而、往來繁
 榮ス、

〔黒田御用記〕

〇乾 筑前

元和四年雜載

黒田長政
筑前春日
原ヲ開墾
ス

今度於那珂郡春日原田畠開申付候間、國中百姓とも之内、其村に居候ても、田畠不作百姓共、藏入給知方共、代官給主に相理、望次第に罷出、田地可相開候、慶長十九年大坂錯亂以前、之罪科に付而、他國へ走候者之儀、右之新地百姓に於罷成、令赦免候條、先住之爲村中不可有違亂之、大分之於科人者、各別之儀候、以此旨、可相集者也、

元和四年卯月廿五日 長政御判

村田出羽守殿

吉田七左衛門殿

梶平右衛門殿

野口太助殿

尾張上條
瓜

〔張州府志〕

二十四 海東郡

上條瓜

物里老傳云、慶長十四年酉夏、東照神祖命令獻之、時寺西藤左衛門爲奉行、其吏竹腰又兵衛、高麗又五郎指揮之、如濃州獻真桑瓜例、以甜瓜十五顆爲一筐、以四筐爲一擔、凡十擔獻之、駿府、其後每年以爲式、賜證文二十通、元和四年午夏、藤田民部爲奉行、其吏日比十右衛門指揮之、先以甜瓜二擔獻之、江戸、六月

瓜十顆
充一升
米一升
トナ
貢トナ
ス

十五日大雨、水没田圃、瓜悉潰敗、故以證文十八通返上、爾後不賜證文、從瓜有無、驛遞獻之、每獻以瓜十顆、充米一升、且復其租、寬永元年子夏、原田右衛門再爲奉行、然以上條村爲劇邑、不敢蒞、百姓困窮、請吏翌丑年、原田諭里人云、復租仍舊、以瓜充米、及雇役造筐一切罷之、里人從之、其後獻瓜之事、或有無、後年但以瓜進官府、驛遞獻之、東都、但賜瓜價、不復租稅、

驛遞、交通、

〔時慶卿記〕

四十六

十一月九日、天晴、一朽木牧齋ヨリ、炭十俵、手形ヲ被上候、江戸ヨリノ義ナリ、於大津可請取由候、返事ヲ遣候、

〔駿河志料〕

八十四

慶長古書、富士川渡舟、紀州家御、岩淵里長藏、藤川岩淵船扶持方拾人扶持、閏三月朔日より無相違相渡、船頭玉手形を相取、本手形と引替可有勘定候、爲其添狀如斯候也、

富士川岩
淵ノ船扶
持ノ手形

江戸ヨリ
京都へ輸
送セル炭
ノ手形

元和四年

午閏三月朔日

彦坂九兵衛印
水野出雲印
安藤帶刀印

中野次郎右衛門殿

〔石内氏舊記〕

模〇相

東照宮御遺勅

箱根宿
起立

元和四^戊午年箱根宿御取立、

御掛り松平右衛門太夫御代官佐野平兵衛、三嶋町御掛り、御代官中川勘助、是ハ小田原御番城之節小田原御掛り、

米三千俵百人ハ被下、御金ハ御入用次第、

傳馬役

御傳馬役壹軒ニ付三拾俵宛被下候、

千五百俵三嶋町ニ佐野様ハ受取、

千五百俵小田原町ニ中川様ハ受取、

〔石内氏書上〕

模〇相

御尋ニ付乍恐以書付奉申上候、

私本家小田原高梨町石内四郎右衛門義者、〇中略石内氏ノ家系及ビ其録ニカ、私家之義者、元和年中箱根宿御取立之砌、右四郎右衛門方弟義母同道ニ而箱根宿ニ引越、則日連上人ハ本家ニ被差免候、紋ハ丸ニ橋、合印ハ支、如斯之上人印、本家同様ニ所持仕、苗字ハ石内、家號ハ失張鎌倉屋与相名乗、其

石内氏本
陣トナル

砌大小對之内脇差持參ニ而引越、本陣職相勤、平日共自餘帶刀仕來候由、然處私宅四代目太郎左衛門義幼年ニ而父ニ後レ、叔父義後見仕候故、其節者幼弱之砌ニ御座候得者、帶刀自ラ不仕様ニ成行、右太郎左衛門成長後、私宅義者平日共帶刀仕候而後、宜家ニ御座候得共、免倒ニも有之間、帶刀不致旨申之候由申傳申候、〇中略

文化十二亥年十二月

箱根小田原町
問屋彌平太

松尾佐久 太様
松國平次右衛門様

〔石内家々譜〕

模〇相

石内了性

六代 石内成定ノ石内次郎兵衛後四郎右衛門尉勝定ト改ム、詳細ハ宅地記
惣領 石内權兵衛尉勝正改別ニ秀閑ト號ス、後石内太郎左衛門宗賢トナリ、
足柄郷ニ屬ス、江

〔新編相模國風土記〕

足柄下郡六村里部 箱根宿志由久、

戶ヨリ行程二十四里、東海道五十三驛ノ一ナリ、正保及元祿ノ國圖、相傳ス、此地宿驛ヲ置レシハ、元和以後ノ事ナリ、關西ノ諸侯朝覲往還ノ時、箱根山